

もっと 知りたい 琴浦町



ことしの仕事

令和8年度（2026年度）

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGsとは、持続可能な世界を実現するため、国連で全会一致で採択された国際目標のことです。「貧困の撲滅」や「クリーンなエネルギー」、「平和と公正」など、2030年までに達成を目指す17の目標が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの2つの特徴、考え方

SDGsの特徴、あるいはSDGsの考えを導入することで重要な点は2つあるといわれています。

1つ目は、「未来の目線から今を見る」ということです。SDGsの目標は、2030年のあるべき世界・社会の姿から定められており、将来を基準に現在を考えていくものです。

2つ目は、「様々な分野から総合的に課題を考える」ということです。SDGsは包括的に17の目標が定められておりますが、一つの目標を入り口にして、その他複数の目標と関連させながら考えていくものです。

社会の多くの課題は、相互に複雑に絡み合い関連し合っているため、それぞれの関連を把握し、総合的に考え、取り組んでいくことがより重要になっています。

SDGsの目標アイコンを表示

これまで、琴浦町の取り組んできたまちづくりとSDGsは、とても親和性が高いものと考えています。

また、今後のまちづくりの中で、上記のSDGsの特徴、考え方も上手に取り入れ取り組んでいきたいと考えております。本書の中においても、関連する事業に上記の目標アイコンをいれて表示しています。

発行にあたり

町の仕事は、多くの町民の皆様のご理解とご協力によって進めていきたいと考え、今年度も「もっと知りたい琴浦町 ことしの仕事 令和8年度（2026年度）」を作成しました。

町民の皆様に、1年間の町の予算（お金）がどのような仕事にいくらか使われているのか具体的に知っていただき、町の仕事に関心をもっていただけるよう作成しています。

令和8年度は、人が集まり、何かが始まる そんな「居心地のいいまちづくり」を進めます。

琴浦町は豊かな自然に恵まれ、魅力ある人々が暮らすまちです。しかし、全国の多くの自治体が直面しているように、琴浦町においても予測を超えた速さで人口減少が進んでいます。

人口減少の問題は、地域コミュニティの維持や産業・経済等への影響が懸念され、新たな時代への変革が急がれます。また、より住みよいまちとしていくため、脱炭素社会の実現や資源の有効活用、災害リスクへの備えと減災対策を進めるなど、持続可能な環境整備を具体化する必要があります。

これらに対応し、令和8年度の一般会計当初予算は148億5,800万円（前年比16億8,900万円増、+5.1%）、全16会計の総予算は224億7,598万6千円となり、琴浦町において過去最大規模の予算編成となりました。

本冊子は、令和8年度に特に力を入れていく重要な取組みや、町民の皆様の生活に直結するものを中心に掲載しています。一般的な予算書や予算説明書などとは異なり、町民の皆様身近なこととして感じていただけるよう分かりやすい表現に努めましたので、大人だけでなく中学生など若い世代にも、関心のある部分からぜひ読んでいただきたいと思います。

本冊子をお読みいただき、町政運営のあり方や、皆様に納めていただいている税金の使い道に関心をもっていただき、ご家庭・地域・職場・学校など身近なところで、話題にしてください。ご意見ご質問などありましたら、各担当におたずねください。また、新しいアイデアやご意見などございましたら、ぜひお聴かせください。

令和8年5月

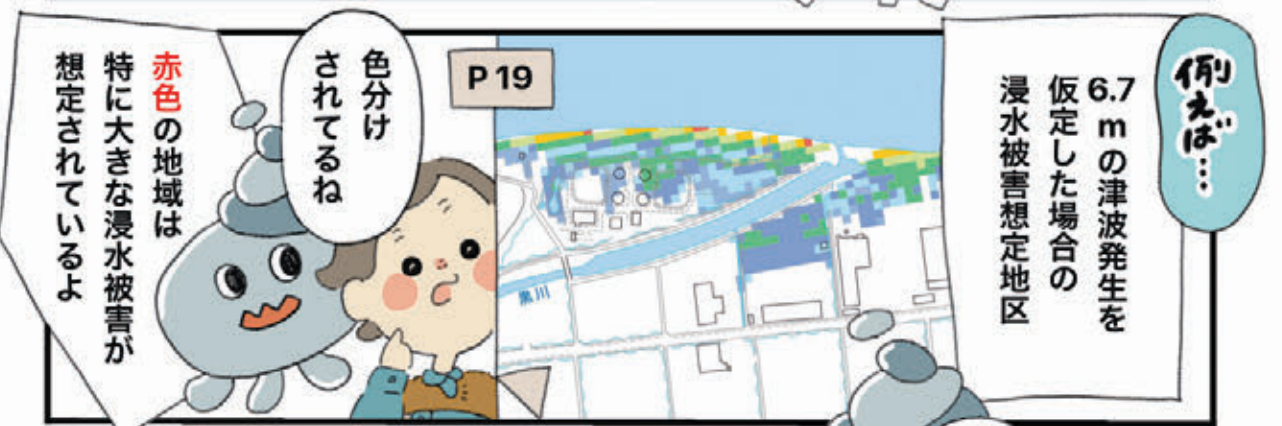
琴浦町長 福本 まり子



災害はいつおこるかわからない！



まずは知ることが大切！



ひとりひとりができること



被害を最小限に！みんなで支え合おう！



みんなで取り組もう！

防災のポイント

- 1 自助：自分自身で命を守る！
- 2 共助：地域で支え合う！
- 3 公助：行政による防災対策！

被災を最小化できる

防災マップ

支援愛マップ

避難所の開設
防災情報発信

第3期 (2025→2030)

琴浦町地方創生総合戦略

人口減少や高齢化が進みつつある本町において、地域活性化を目指し、地方創生の取組みを進めるため、今後5年間の重点施策をまとめた「第3期琴浦町地方創生総合戦略」を策定しました。

策定にあたっては、町民の皆様と一緒に作りあげていく戦略とするため、「第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」の取組みを検証した上で、アンケート、ワークショップ及びインターネットなどにより集めた町民の声を反映し、施策につなげていきました。

本町は、「町民がこれからも住み続けたいと思える豊かなまち」を創ることを目指します。

詳細は町ホームページからご覧になれます→



ワークショップの様子

SDGsの理念に基づく持続可能な地域社会の実現

こども

子どもの育ちに寄り添い、「我がまち」を誇れる教育をすすめる

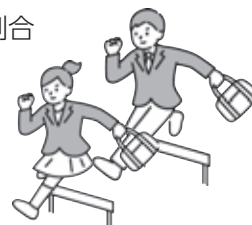
〈主な施策の方向性〉

- 子どもの居場所づくり
- 妊娠・出産・子育てを支える環境づくり
- 「誰一人取り残さない」共生社会の教育実現・グローバル化する社会で活躍する人材の育成
- 地域とともに学び支え合う教育環境と人材育成の推進
- ふるさとを誇りに思う教育の推進



〈数値目標〉

- ① この地域で子育てをしていきたい人の割合
(基準値) 71.4% (R2~5 平均値)
→ (目標値) **75%以上** (R7~11 平均値)
- ② 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う生徒 (中学3年生) の割合
(基準値) 77.1% (R6)
→ (目標値) **80%以上** (R11)



すこやか

誰もが健康で生きがいをもって輝けるまちを目指す

〈主な施策の方向性〉

- 持続可能な健康づくりの推進
- 高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくり
- 読書バリアフリーの推進



〈数値目標〉

- 健康寿命の延伸
(基準値) 男性79.11歳
女性83.11歳 (R4)
→ (目標値) **1年延伸**
男性80.11歳
女性84.11歳 (R11)



しごと

魅力ある産業が生み出す地域経済循環を実現する



〈主な施策の方向性〉

- 琴浦ブランド化の推進と販路拡大
- 農林水産業の新技术を活用した生産性向上と多様な担い手の育成
- 商工業の振興

〈数値目標〉

- ① 主要品目の年間販売額
(梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン、すいか)
(基準値) 52.5億円 (R5)
→ (目標値) **57億円** (R11)
- ② 町内企業就職者数
(基準値) 1,007人 (R1～5累計)
→ (目標値) **1,007人** (R7～11累計)



〈主な施策の方向性〉

- 関係人口の創出・拡大
- 移住・定住の促進
- 観光振興の推進

〈数値目標〉

- ① 人口社会減数
(基準値) 410人 (R1～5累計)
→ (目標値) **400人以下** (R7～11累計)
- ② IJUターン者数
(基準値) 746人 (R1～5累計)
→ (目標値) **800人** (R7～11累計)
- ③ 観光入込客数
(基準値) 83万人 (R5)
→ (目標値) **93万人** (R11)



くらし

安心・安全な持続可能な暮らしを守り、町民と共に未来のまちを創る

〈主な施策の方向性〉

- 行政分野におけるDXの推進
- 安心安全な地域づくり
- 持続可能なまちづくり
- 地域活動の推進
- 暮らしやすい地域づくり
- 環境に配慮した地域づくりの推進

〈数値目標〉

- ① 温室効果ガス排出量の削減
(目標値) **2050年までに琴浦町における温室効果ガス排出量実質ゼロ**
- ② 公民館と地域で協働して活動を行った地区数
(基準値) 5地区 (R6)
→ (目標値) **7地区** (R11)



令和8年度当初予算 もっと知りたい

柱 1 人を大切に

一人も取り残すことなく、町民一人ひとりが居心地よく暮らすことのできるまちを実現します。

安心して子育てできるまち

学校給食費の保護者負担軽減
6,196万円 拡充

物価高騰が続く中、給食の質を確保するため食材費単価を増額しますが、保護者の負担を小学生は0円とし、中学生は前年度の額に据置きます。

こども誰でも通園制度の開始
新規

0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間までの範囲でこども園等を柔軟に利用できる制度を開始します。

不登校対策の充実
1,252万円 継続

学校内の居場所づくりとして、校内サポート教室を設置するとともに、教育相談員やスクール・ソーシャル・ワーカーを引き続き配置します。

心身ともに健康で居心地のいいまち

健診受診率向上への取組み
64万円 新規

特定年齢(30歳・40歳など)を対象に、がん検診未受診者へ個別の受診勧奨などを行います。健診受診率向上による早期発見や予防を推進します。

トレーニングルーム機器更新
191万円 継続

総合体育館内のトレーニングルームに設置している機器の増設や更新を行い、設備の充実によりさらなる健康増進を図ります。

みんなで支え合う温かいまち

一人暮らし高齢者への支援
280万円 拡充

介護予防サークル内の一人暮らし高齢者の参加人数に応じた加算を新たに設け、サークルの活動支援を強化し、高齢者の社会参加を促進します。

柱 2 地域の輪を広げる

町民一人ひとりが町政の主役として活躍し、にぎわいのある地域づくりを推進します。

人が集うにぎやかなまち

地域運営組織の活動支援
545万円 継続

地域づくりを行う運営組織に交付金を交付し、住民の主体的参画による地域活性化や地域課題の解決に向けた取組みを支援します。

地区公民館を基軸とした地域コミュニティ
5,048万円 継続

地区公民館や地域交流センターなどを拠点とし、地区ごとの実情に応じた生涯学習・地域づくり活動の推進と、居場所づくりに取り組みます。

DX推進による便利なまち

公共施設スマートロック構築事業
1,397万円 新規

公共施設予約システムと連動するキーボックス(スマートロックシステム)を導入し、施設を利用する人が鍵の受取りや返却を効率的に行えるようにします。

住みたい・関わりたい・選ばれるまち

**おかえりコトウラ！
Uターン応援金**
200万円 新規

県外からUターンを希望する若者や子育て世帯の住環境を整えるため、実家を修繕する際の費用を助成します。

空き家利活用の推進
1,102万円 新規

増加する空き家対策に取組む地域おこし協力隊員を2名募集し、空き家ナビへの登録推進や、民間事業者と連携したリノベーションの実践により、利活用を進めます。

デジタル名刺によるPR
72万円 新規

町外で積極的に町のPRを行う「コトウラファンサポーター」の活動にデジタル名刺を導入し、琴浦町に関わる関係人口の増加を目指します。

ことしの琴浦町 **主要事業**

柱 3 輝く産業、経済の強化

生活の基盤となる産業を振興し、地域経済の循環により強化していきます。

地域経済が循環するまち

未来人材奨学金返還支援 88万円 拡充

若者のIJUターンを促進し、地域で活躍する人材の確保を目的に奨学金の返還を助成します。令和8年度から、対象業種を全業種に拡大します。

畜産経営第三者継承事業 260万円 継続

第三者継承に取組む新規就農者が、就農から5年以内に必要となる機械や施設の整備などの経費を助成します。

ウニの身入り改善実証事業 50万円 新規

ブロッコリーの芯など未利用資源をウニの餌にし、低コストで身入りの良いウニ養殖の実証を行う事業者へ、実証にかかる経費を助成します。

未来を拓く 新産業を創出するまち

ワイナリーを核とした地域活性化事業 1,685万円 新規

ワイナリー開設を契機に、農業振興と産業・観光の活性化を推進することで、地域経済好循環の促進と、地域のブランド化による魅力あるまちづくりを目指します。

琴浦ブランドを強化するまち

主要園芸品目生産振興事業 2,431万円 新規

ブロッコリー、ミニトマト、白ネギなどの主要品目の生産拡大や設備導入の費用の一部を助成し、さらなる生産振興を図ります。

鳥取梨生産振興事業 2,385万円 継続

機械導入による栽培の省力化や気象災害に強い網掛け施設の整備費用を補助し、「二十世紀梨」「新甘泉」などの生産拡大を目指します。

柱 4 壊さない環境、活かす施設

地球温暖化対策や災害対策、便利で快適な公共施設の改修を行います。

未来へつなぐ豊かな自然環境のあるまち

脱炭素先行地域計画事業 1億2,851万円 継続

倉吉市・北栄町との3市町が、国の交付金を活用して再生可能エネルギーの導入などを進め、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする地域社会を目指します。

公共施設ZEB化改修事業 4,406万円 新規

設備の老朽化が著しい赤碕地域コミュニティセンターの長寿命化と脱炭素化を同時に実現するため、ZEB化による改修に向けた設計を行います。

※ZEB：省エネと創エネにより消費エネルギーを減らすことを目指した建物

自治会公民館LED化支援 500万円 拡充

蛍光灯の製造が令和9年末で禁止されることから、自治会公民館のLED化を推進するため、LED照明へ移行する経費の一部を助成します。
(事業期間：令和9年度まで)

安全・安心に暮らせるまち

浸水被害防止対策 1億532万円 継続

豪雨時の浸水被害を防止するため、田越・笠見地区、三保・鋤地区及び公文地区の対策工事を行います。

東桜ヶ丘ブロック塀撤去・フェンス新設工事 2億6,852万円 新規

家畜改良センター鳥取牧場と東桜ヶ丘集落の間に設置されている危険ブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置します。

生活を豊かにする 公共施設のあるまち

移動図書館車の導入 607万円 新規

移動図書館車を導入し、町内を巡回することで、広く本を手に取り選ぶ楽しさを届け、読書活動を推進します。

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況

（総務課 財務監理室）

琴浦町では、全国の皆様から「ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）」による寄附をいただいています。寄附金は、町の様々な事業に活用しています。また、ふるさと納税の寄附者へは寄附のお礼として、町の特産品を返礼品としてお届けしています。ふるさと納税は、町の財源を確保する貴重な手段であると同時に、琴浦町の素晴らしい農産物、特産品を全国にPRできる機会となっています。

令和7年度寄附実績

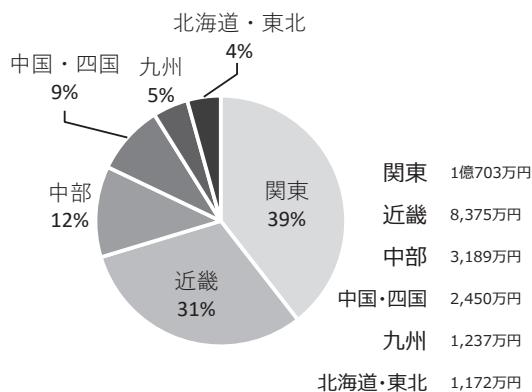
寄附件数：11,449件

寄附金額：2億7,125万6,000円

【地域別】寄附金額の割合

令和7年度の寄附金額の割合を地域別で見ると、関東地方からが最も多く、約1億703万円（4,672件）と総額の約4割以上を占めます。関東地方に次いで、近畿地方からは約8,375万円（3,105件）と総額の3割を占める寄附をいただいています。

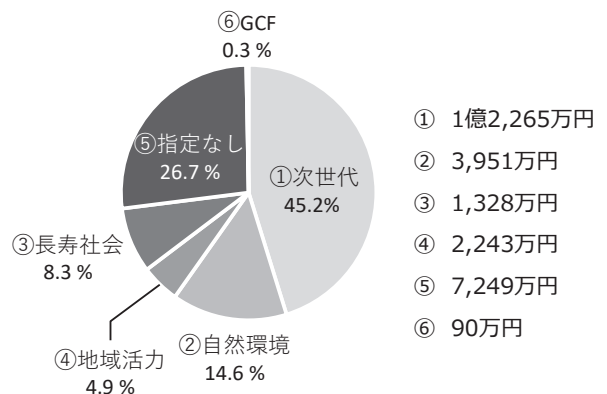
そのほかにも、全国各地から琴浦町に多くの寄附金が寄せられています。



【目的別】寄附金額の割合

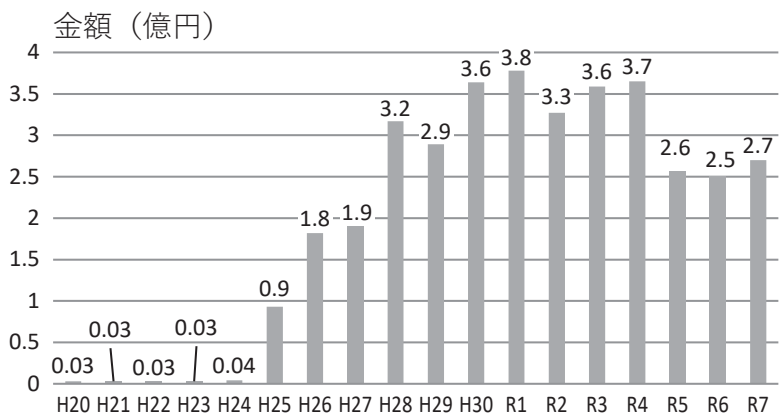
寄附金の使い道は、希望する目的を次の5つ（①次世代を担う子どもたちを育成する事業②美しい自然環境を守る事業③長寿社会に対応した心優しい福祉事業④地域の活力を創出するための事業⑤指定しない）から選んでいただきます。

また、令和7年度は琴浦町内での起業を応援する⑥クラウドファンディング（GCF）を募集したところ、約90万円の寄附をいただきました。



寄附金額の推移

ふるさと納税は、平成20年度にスタートしました。琴浦町における寄附額は、平成25年度には9千万円を超え、平成26年度には1億円を突破し、平成30年度以降は3億を超えています。令和5年度以降は、減少傾向にありましたが、令和7年度は微増となりました。



令和8年度活用予定事業（一部抜粋）

単位：万円

事業名	事業内容	事業費	ふるさと納税活用額
子育て支援	子どもの定期予防接種	2,974	1,800
子どもの遊び環境整備事業	公園施設修繕	443	400
特別医療費助成事業	小児特別医療費の負担	7,449	1,000
琴浦Myスター☆推進事業	学校独自のふるさと教育	105	100
学校給食事業	給食費の保護者負担軽減	10,172	1,100
中学校国際交流事業	台湾との相互交流事業	409	390
こども園運営	芝生の維持管理	297	280
図書館活動費	図書充実	570	550
韓国国際交流事業	青少年サッカー交流団受け入れ	62	35
スマート農業推進事業	スマート農業推進事業補助金	100	80
商工業の振興	琴浦でスタート！応援補助金	400	350
環境保全	環境啓発セミナー	96	30
じん芥処理	ごみ分別AIアプリ活用	74	70
高齢者福祉事業	シルバー人材センター運営支援	530	510
*16ページ以降の各事業の財源に「ふるさと納税」と記載があるものは、財源にふるさと納税を活用しています。		その他	8,975
		合計	32,656
			12,570

令和7年度活用実績（一部抜粋）

ふるさと納税を活用した事業の様子です。



屋内広場整備



こども園張芝工事



中学校相互交流（台湾）



音楽の魅力発信事業



社会福祉事業



シルバー人材センター運営支援

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施策	掲載事業	ページ
	SDGsについて				
	発行にあたり				1
	まんが編				2
	第3期琴浦町地方創生総合戦略 [概要]				6
	主要事業編				8
	ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況				10
	目次				12
01	議会事務局				
		01	議会費	議員報酬等	16
				議会だより（議会広報）	16
				議会改革	16
		02	監査事務	定期監査・決算審査・随時監査	16
02	総務課				
		01	職員の給与	役場職員の給与	17
		02	町長交際費	町長交際費	17
		03	職員育成	職員研修	17
		04	財政管理費	行財政・地理情報の公開	17
				ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）	18
				行財政改革	18
				普通財産の活用	18
		05	電算管理	住民情報システム標準化	18
				公共施設スマートロックシステム導入	19
				庁内グループウェア導入	19
		06	施設管理	公共施設の劣化状況調査	19
				子どもの遊び場環境整備	20
		07	行政事務	情報公開・個人情報保護	20
		08	交通安全対策	交通安全対策事業	20
		09	自治・地域振興	二十歳のつどい	20
				部落自治振興費補助	21
				定期借地権設定事業	21
				コミュニティ助成事業補助金	21
		10	選挙の執行	県知事・県議会議員選挙	21
		11	消防・防災	地域防災力向上事業	22
				広域消防運営と消防施設整備	22
				町消防団事務	22
				災害対策経費	22
03	町民生活課				
		01	DXの推進による窓口・住民サービスの向上	住民・戸籍・ライフイベント業務	23
				申請書作成支援システム導入	23
		02	ゼロカーボンの推進	脱炭素先行地域づくり事業	23
				環境保全	24
				じん芥処理（ごみの収集運搬等）	25
				エコライフサイクル確立事業	25
		03	生活環境の保全・向上	不法投棄対策事業	26
				海岸漂着物処理事業	26
				動物愛護	26
				畜場管理	26
04	企画政策課				
		01	行政情報の発信	情報発信	27
		02	政策形成	国際交流、男女共同参画の推進	27
				人口戦略の推進	27
		03	持続可能な地域づくり	ワイナリーを核とした地域活性化事業	28
				地域交通対策	29
				地域おこし協力隊	29
				ふるさとまちづくり団体応援事業	30
				地域づくり事業（地域運営組織の支援）	30
		04	移住定住と関係人口の推進	移住定住促進事業	31
				関係人口創出事業	31
05	商工観光課				
		01	商工業の振興	琴浦町未来人材奨学金返還支援事業	32
				商工会補助金	32
				中小企業ステップアップ支援補助金	32

所属 番号	所属等	施策 番号	施策	掲載事業	ページ
				大乳アイスクリーム工場整備事業	33
				中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援	33
		02	観光の振興	サイクルステーションのオープンイベント等	34
				白鳳祭	34
				船上山さくら祭り・紅葉フェス	34
				ポート赤碕高圧受電設備更新設計・工事等	35
				八橋海岸西側トイレ解体設計・工事	35
				船上山屏風岩下草刈業務	35
06	税務課	01	賦課徴収業務	課税や納税に関する事務経費	36
		02	国土地籍調査事業	地籍調査事業	36
07	農林水産課	01	農業振興対策	スマート農業推進事業	37
				鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	37
				主要園芸品目生産振興事業	37
				ともに目指す！産地強化支援事業	37
				環境保全型農業直接支払事業	38
				鳥獣被害対策事業	38
				ぶどう生産拡大事業補助金	38
				鳥取梨生産振興事業	38
		02	農業担い手対策	地域で育てる新規就農支援事業	39
				農業研修事業	39
				農業後継者育成対策事業	39
		03	畜産振興対策	自給飼料生産緊急支援事業	40
				畜産第三者継承事業	40
				和牛振興計画推進事業	40
		04	基盤整備促進対策	田越・笠見地区浸水対策事業	41
				ダム等土地改良施設維持管理事業	41
				日本型直接支払交付金事業	42
				しっかり守る農林基盤整備事業	42
				農業水路等長寿命化・防災減災事業	42
		05	林業振興対策	竹粉砕機共同利用事業	42
				森林環境譲与税関連事業	43
		06	水産振興対策	ウニの身入り改善実証事業	43
				漁業研修事業	43
				がんばる養殖支援事業	44
		07	船上山発電所管理	船上山発電所	44
08	すこやか健康課	01	高齢福祉	高齢者の総合相談事業	45
				介護予防教室	45
				認知症総合支援	46
				琴浦体操普及啓発	46
				介護予防サークル活動支援	46
				生活支援体制整備事業	47
				成年後見制度の利用支援	47
				高齢者福祉事業補助金	47
				長寿祝い品	47
				高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	48
				介護保険事業	48
		02	健康推進	集団検診	49
				医療機関検診	50
				健康教室	51
				食育推進事業	51
				健康相談	52
				献血推進事業	52
				こころの健康に関する支援事業	52
				熱中症予防事業	52
				大人の予防接種	53
				中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業	54
				補聴器購入費助成事業	54
				健康経営推進事業	54
		03	国民健康保険	国民健康保険（保険給付費）	55

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施策	掲載事業	ページ
				国民健康保険（保健事業）	55
				国民健康保険（その他経費）	55
		04	後期高齢者医療	後期高齢者医療	55
		05	公費負担医療	特別医療	56
				心身障がい医療費助成	56
				自立支援医療	56
				腎臓機能障がい者交通費助成	56
09	福祉あんしん課	01	社会福祉対策		
				子どもの居場所づくり事業	57
				家計改善支援事業	57
				社会福祉協議会への補助金交付	58
				障がい福祉施策負担金、補助	58
				成年後見関係	58
				障がい者交通費助成・運転免許取得助成	58
				特別障害者手当支給	59
				委託事業	59
				自立支援給付	59
				障がい児通所給付	60
				療養介護医療費事業	60
				地域生活支援給付	60
				戦没者追悼式開催等	60
				重層的支援体制整備事業	61
				民生児童委員活動の機能強化	62
		02	児童福祉対策	児童扶養手当の支給	62
				ひとり親福祉事業	62
		03	生活保護	生活保護	62
10	子育て応援課	01	児童福祉対策	子育て支援サービス	63
				放課後児童クラブの運営	64
				乳幼児家庭保育支援給付	64
		02	保育所運営	こども園・保育園の運営	65
		03	母子保健	親子の健康推進と子育て支援（教室・相談）事業	66
				こどもの予防接種	68
		04	子育て世代包括支援	妊娠期から出産・子育て期にわたる包括的相談支援事業	69
11	建設住宅課	01	町道等対策	防災安全等道路改良事業	70
				防災減災浸水被害防止対策事業	70
				急傾斜地崩壊対策事業	70
				道路維持管理事業	71
				除雪対策事業	71
				河川維持管理事業	71
		02	都市計画整備	立地適正化計画策定事業	72
				震災に強いまちづくり促進事業	72
		03	空き家対策	空き家対策事業	72
		04	町営住宅等対策	町営住宅、コーポラスことうら管理	73
12	上下水道課	01	分庁舎管理	分庁の総合窓口業務	73
				赤碓地域コミュニティセンター（分庁舎）ZEB化改修事業	73
		02	下水道	下水道施設の維持管理・更新事業	74
		03	上水道	水道施設の維持管理・更新事業	75
				水道安定供給事業	75
		04	生活環境の保全・向上	合併処理浄化槽事業	76
13	農業委員会事務局	01	農地利用の最適化の推進	農地流動化推進事業	76
				農業委員会活動事業	76
14	教育総務課	01	きめ細やかな支援体制	きめ細やかな教育支援	77
				通学支援	78
		02	学校教育の振興	中学生相互交流事業（台湾）	78
				琴浦Myスター☆の推進	78
				学校教育の振興	79

所属 番号	所属等	施策 番号	施策	掲載事業	ページ		
15	社会教育課	03	安心安全な学校給食と食育の充実	学校給食	79		
		01	生涯学習の充実	生涯学習の推進	80		
				ことうら子どもパーク	80		
				琴浦こども塾	80		
				子ども会・青少年健全育成活動支援	81		
				生涯学習センターLED化事業	81		
				生涯学習センター管理	81		
				放課後子ども教室	82		
				公民館管理	82		
				公民館活動	82		
				齋尾廃寺跡保存活用事業	83		
		03	地域文化の振興	河本家住宅公開活用支援	83		
				文化芸術振興事業	84		
		04	図書館活動の促進	図書館活動	84		
				移動図書館車整備、運用事業	85		
				子どもの読書活動推進事業	85		
				図書館利用に障がいのある方へのサービス事業	85		
				東伯総合公園改修事業	85		
		05	スポーツ・レクリエーションの振興	人工芝サッカー場運営	86		
				トレーニングルーム運営	86		
体育施設管理	87						
スポーツ協会活動支援	87						
スポーツ少年団活動支援	87						
郡・県・全国・世界大会参加推進	87						
16	人権・同和教育課			01	啓発と教育の推進	住民意識調査	88
						人権・同和教育推進協議会人権啓発事業、ことうら人権まなびの集い	88
		人権まなびの講座（文化センター事業）	88				
		東伯文化センター空調改修工事	88				
		部落自治振興事業一覧 目次	89				
1	部落自治振興交付金	90					
2	コミュニティ助成事業補助金	91					
3	小型除雪機購入補助金	92					
4	自治会集会施設整備費補助金	92					
5	自治会集会施設LED化事業補助金	92					
6	自治防災組織防災資機材整備事業補助金	93					
7	わが町支え愛マップ推進事業補助金	94					
8	個別避難計画作成事業交付金	95					
9	資源ごみ回収小屋等設置事業補助金	95					
10	資源ごみ回収報奨金	95					
11	飼い主のいない猫対策補助金	96					
12	海岸漂着物処理業務委託事業	96					
13	竹粉碎機無料レンタル制度	97					
14	土木施設愛護ボランティア制度	98					
15	街路灯新設事業補助金	98					
16	町道支障木伐採支援事業補助金	99					
17	原材料等支給制度	99					
資料編	目次	101					
1	2026年度（令和8年度）の町の予算はどうなっていますか？	102					
2	2026年度（令和8年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？	102					
3	町の収入の32.2%を占める「地方交付税」とは何ですか？	104					
4	町の借金はどのくらいありますか？	104					
5	町の財産（資産）はどれくらいありますか？	105					
6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？	106					
7	町民の一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？	106					
8	町の財政は健全ですか？	107					
9	町の人口はこれからどうなりますか？	108					
10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？	109					
	役場への問合せ先一覧表	110					

議員報酬等 7,565万円

(議会事務局)



議会は、町民から選挙を通じて選出された議員で構成された公的機関で、議員定数は16人です。

議決機関である議会は、町民の要望を町政に反映させるため、予算・条例などの議案を審議し決定します。

◇主な経費

議員報酬	4,739万円
議員期末手当	1,659万円
共済会等負担金	1,167万円

財源

琴浦町の負担額 7,565万円

議会だより (議会広報) 189万円

(議会事務局)



町民に町議会への理解を深めていただき、町政に対する関心を高めていただくため、議会だよりを年4回発行します。

年間を通じて、議会報告会・意見交換会等を開催し、町民の声をお聞きます。内容等についても、議会だよりでお知らせします。

◇主な経費

印刷製本費 189万円



財源

琴浦町の負担額 189万円

議会改革 794万円

(議会事務局)



○町民にわかりやすい開かれた議会を目指して、HP (ホームページ) 等を活用し、より多くの情報発信に努めます。

○DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進を図り、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、ICT化を進めるとともに、ペーパーレス会議を実施するなど議会改革を進めていきます。

○本会議や委員会の開催、議員研修、議員の資質向上、会議録作成、本会議議事録検索システム等に必要な経費です。

◇主な経費

委員会視察研修等	423万円
議員研修講師謝金等	22万円
会議録作成委託料等	334万円
議会映像配信費	15万円

財源

琴浦町の負担額 794万円

定期監査・決算審査・随時監査 139万円

(監査委員事務局)



監査委員は町に設けられた財務や事業について監査を行う機関です。琴浦町では2名の監査委員が、町の財政や事業をチェックします。

○定期監査

町の収入や支出、契約などの事務や工事などが適正に行われているか、毎年度定期的に監査します。

○決算審査

町の一年間の収入・支出が適正に行われたか監査します。

○随時監査

定期監査以外に、監査委員が必要と認めるときに監査します。

◇主な経費

監査委員報酬	105万円
研修会参加旅費等	20万円
協議会等負担金	14万円

財源

琴浦町の負担額 139万円

役場職員の給与 24億7,721万円

(総務課 行政総務室)



町長、副町長、教育長の特別職のほか、役場職員の給料、各種手当（時間外勤務手当は除きます）と公務災害、共済保険料などの経費です。

区分	職員数
特別職	3人
一般会計	202人
企業会計など	14人
会計年度任用職員	254人
合計	473人

◇経費

特別職の給料など	4,135万円
特別職の共済費	534万円
職員の給料など	14億541万円
職員の共済費	2億6,241万円
会計年度任用職員の給料など	6億6,092万円
会計年度任用職員の共済費	1億178万円

町長交際費 73万円

(総務課 行政総務室)



町長交際費は、町長が行政の様々な取組を行うにあたり町を代表して外部との交渉などをするためにかかる経費です。その使途と金額は必要最低限に抑えるように努めています。

町ホームページでその内容を公開しています。

【支出の一例】

- 慶弔費
 - ・祝電 等
- 会費
 - ・鳥取県人会総会会費等
- 土産代
 - ・視察お土産
 - ・「鳥取県ファンの集い」等琴浦町PR商品

財源

琴浦町の負担額

73万円

職員研修 560万円

(総務課 行政総務室)



住民サービスの向上とこれからの時代に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実し、職員の資質向上を図ります。

◇主な活動

- ・職員派遣
 - 県内外で実施される各種研修に職員を派遣します。
- ・課題解決のための職員研修
 - 職員の課題解決のための研修を実施し、より信頼される役場づくりの推進を図ります。また、AIツールを活用し、誰もが働きやすく能力発揮できる職場づくりを推進します。

◇経費

職員研修費	222万円
研修委託料等	82万円
研修経費負担金	256万円

財源

その他の収入	49万円
琴浦町の負担額	511万円

行財政・地理情報の公開 334万円

(総務課 財務監理室)



町の予算や決算などの情報と地理情報（GIS）を、町民の皆さんが容易に検索できる形で、町ホームページに公開しています。（令和7年5月開始）

これまでのインターネット上で公開している予算情報は、PDFファイルを開かなければ見ることができない情報でしたが、システムを導入することでインターネットのブラウザで必要な情報を知ることができます。

また、地理情報（GIS）では、次のような情報を公開しています。※GISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称です。

- インフラマップ 町道の位置や名称 水道管・下水管・マンホールの位置
- 防災マップ 避難所・消火栓・防火水槽の位置
津波・洪水の浸水想定区域
土石流・急傾斜地（特別）警戒区域
土砂災害のおそれのある箇所
- 農業マップ 農道・開水路の位置と名称 農業振興区域
- 森林マップ 林班・小班・代表林相の位置
- 都市計画マップ 都市計画道路・都市計画区域・臨港地区の位置
- 公有財産マップ 町の施設（建物・公園）の名称と位置
町所有土地の位置

◇経費

保守委託料 334万円

財源

琴浦町の負担額

334万円

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金） 2億193万円

（総務課 財務監理室）



琴浦町の自然環境の保全、次世代育成の支援、高齢者福祉の増進及び地域活力の創出等を図るため、ふるさと納税による寄附金を募り、住民サービスに活用しています。ふるさと納税返礼品の充実により、新たな琴浦ファンを創っていきます。

◇令和7年度活用事例

次世代育成の支援として、中学生の国際交流事業やこども園の園庭張芝などに活用しました。（10ページ参照）

◇経費

返礼品（記念品） 1億1,200万円
 事務経費 8,993万円
 （郵送代、ポータルサイト管理、クレジット決済手数料等）

財源

ふるさと納税 2億193万円

行財政改革 14万円

（総務課 財務監理室）



本格的な人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化に合わせた町の経営を行い持続可能な質の高い行政サービスを維持します。そのために、経営・運営の見直しを行行財政改革として取り組みます。

行財政改革では、健全なまちの経営と質の高い行政サービスを続けるため、収入の確保や行政サービスをより効率的、効果的に行うしくみへ見直す取組を行います。

◇経費

委員会開催経費（委員報酬等） 14万円

財源

琴浦町の負担額 14万円

普通財産の維持管理 1,784万円

（総務課 財務監理室）



行政目的としての使用がなくなった普通財産（未利用財産）の除却などを行うまでの間、適切な維持管理を行います。また、活用見込みのない建築物等を解体し、跡地の有効活用を図るため、旧安田地区公民館・旧安田保育園・旧安田小学校プールの解体に向けて工事の設計を行います。

◇経費

維持管理費用（光熱費、除草費等） 829万円
 解体設計委託料 955万円

財源

利用者の負担金 33万円
 町債（借金） 850万円
 琴浦町の負担額 901万円

住民情報システム標準化 1億2,145万円

（総務課 DX・防災推進室）



◇背景

町税や社会保障制度等の執行は、様々な住民情報を基に専用のシステムで処理されていますが、各自自治体で導入しているシステムは異なっているため、互換性がなく、情報の相互連携やシステム改修方法も統一されていないことから、運用方法等の平準化が求められています。

◇目的

自治体が執行する主要20業務において、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへ移行することによって、自治体間の業務や運用面の平準化を図ります。令和6年度から3ヶ年度に跨った取組であり、令和8年度は他システム連携構築、総合テスト等を行います。

◇経費

標準システム構築委託料 4,840万円
 ガバメントクラウド利用料 6,013万円
 ガバメントクラウド運用管理料ほか 1,292万円

財源

国からの補助金 7,071万円
 琴浦町の負担額 5,074万円

公共施設スマートロックシステム導入

1,405万円

(総務課 DX・防災推進室)



◇目的

鍵の受け渡しにかかる利用者の負担を軽減し、施設利用の利便性の向上を図ります。

◇背景

現在、管理者が不在の施設及び夜間の施設を利用する際、鍵が保管されている役場本庁舎などに取りに行く必要があります。施設によっては鍵の保管場所から距離がある施設もあり、利用者の負担となっています。

◇概要

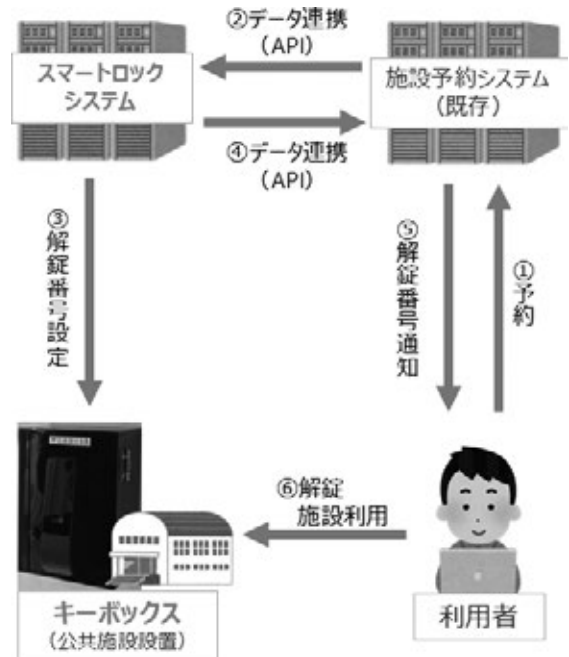
運用中の施設予約システムとスマートロックシステムとが連携して、利用者のスマートフォン等に通知された解除番号を使用することで、キーボックスから施設の鍵を取り出すことが可能になります。令和8年10月の稼働を見込んでいます。

◇経費

機器整備・システム構築委託料 1,385万円
システム利用料 20万円

財源

国からの補助金 684万円
琴浦町の負担額 721万円



庁内グループウェア導入 230万円

(総務課 DX・防災推進室)



◇主な内容

平成16年から運用を継続してきたグループウェアシステムがサポート終了を迎えるため、次期システムへ更新を図ります。

グループウェアとは、メール/スケジュール/掲示板/コミュニケーションなど、職員で各種情報共有を行うにあたり必要となる機能を備えたソフトウェアのことをいいます。

◇概要

グループウェアシステムの更新を行うほか、グループウェアシステムと連携するチャットツールにより、庁内・外から、情報を共有できる仕組みを構築します。令和8年10月の稼働を見込んでいます。

◇経費

システムリース料 (6ヶ月分) 230万円

財源

琴浦町の負担額 230万円

公共施設の劣化状況調査 217万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

今後も使い続ける公共施設は、施設の機能を維持させるとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。

調査により施設の劣化状況を把握し、修繕・改修を早期かつ計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。

◇令和8年度調査予定施設

こがねこども園
やばせこども園
しらとりこども園

◇調査内容

1級建築士による外壁、内装の調査
ドローンを利用した屋根、屋上の確認

◇経費

劣化状況調査委託料 217万円

財源

琴浦町の負担額 217万円

子どもの遊び場環境整備 1,033万円

(総務課 施設管理室)



◇目的

公園施設を適正に管理し、安心安全な遊び場を提供します。老朽化した遊具の計画的な修繕を行うため、遊具の点検を行い、修繕する遊具を選定します。また、住民の憩いの場である公園が、いつ訪れても気持ちよく利用できるように管理を行います。

◇主な内容

- ・遊具の点検を専門業者に委託します。
- ・赤碓ふれあい広場（ポート赤碓タコ公園）北側の斜面崩落対策の検討業務を委託します。
- ・公園施設の修繕を行います（赤碓ふれあい広場、どんぐり広場、逢東海岸ふれあい広場ほか）

◇経費

遊具等点検委託料	116万円
斜面崩落対策委託料	100万円
公園施設整備費	456万円
維持管理費用（光熱費、消耗品等）	361万円

財源

ふるさと納税	400万円
町債（借金）	100万円
琴浦町の負担額	533万円

情報公開・個人情報保護 73万円

(総務課 行政総務室)



町政に対する町民の知る権利を保障し、町民参加による開かれた公正な町政を推進します。また、個人の尊厳と基本的人権の尊重のため、個人の権利利益の保護を図ります。

◇経費

情報公開・個人情報保護審査会事務委託料 73万円

情報公開・個人情報保護審査会の事務を鳥取県が設置する審査会へ委託します。開示請求に対する決定について当該決定処分を受けた者から異議があった場合、審査会で、決定が妥当かどうかの審査を行います。

財源

琴浦町の負担額 73万円

交通安全対策事業 489万円

(総務課 DX・防災推進室)



交通安全指導員、各部落交通部長、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを行います。

◇主な内容

- ・年4回の交通安全運動期間を中心に、広報車による広報、街頭・商業施設等での事故防止の啓発活動を実施します。
- ・交通災害共済への加入促進を行い、交通事故被害者の支援を行います。
- ・運転免許自主返納者への支援のため、町営バス回数乗車券またはタクシー共通乗車券を交付します。

◇経費

交通安全指導員活動経費	269万円
交通災害共済普及事業	129万円
運転免許自主返納支援負担金	36万円
2万円	2万円
需用費（消耗品等）等	53万円

財源

鳥取中部ふるさと広域連合からの交付金等	217万円
琴浦町の負担額	272万円

二十歳のつどい 99万円

(総務課 行政総務室)



20歳の門出を祝い、故郷である琴浦町に誇りを感じる機会として式典を開催することで、若者のふるさと愛を強めていきます。

なお、民法の一部を改正する法律により、成人年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられましたが、18歳という年齢は進学や就職などの進路選択の時期と重なり、本人やご家族の負担が大きいことや成人式の目的等を鑑み、従来通り20歳を対象にして開催します。

◇開催予定日

令和9年1月3日

◇会場

生涯学習センター「まなびタウンとうはく」

◇経費

記念品代等（記念写真を贈ります）	77万円
消耗品費（スタンド花等）	5万円
通信運搬費（開催案内を送付します）	17万円

財源

琴浦町の負担額 99万円

部落自治振興費補助 2,943万円

(総務課 行政総務室)



◇目的

地域自治の振興を図るため、自治会活動に対し、補助金等を交付します。

◇主な内容

- 自治会に、地域自治振興を目的に交付金を交付します。追加交付金として、敬老会の開催等・自主防災組織が行う防災活動・除雪活動・公民館等の建物・土地の登記等の4事業に対する交付金も含めて交付します。
- 冬期に自治会でいう除雪活動に使用するための小型除雪機等の購入、公民館のLED化促進のための工事費・備品購入に対し補助金を交付します。
- 各地区区長会に、運営費補助金を交付します。

◇経費

自治振興交付金	2,316万円
小型除雪機購入補助金	100万円
集会施設LED化	500万円
区長会補助金	27万円

財源

国からの交付金（物価高騰対策交付金）	500万円
ふるさと納税	350万円
町債（借金）	1,420万円
琴浦町の負担額	673万円

定期借地権設定事業 759万円

(総務課 財務監理室)

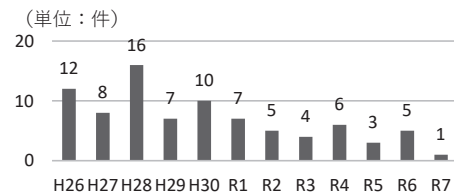


琴浦町への移住・定住促進を目的とし、きらりタウン赤碓の分譲地を町が購入し、移住・定住希望者へ土地の貸付（51年間）を行います。

◇申込資格

- 定期借地権設定契約に関して連帯保証人のある方
- 町との契約から3年以内に建築に着手できる方
- 町税等の滞納が無い方

◇定期借地権付土地契約件数の推移



◇経費

分譲地購入費用	759万円
---------	-------

財源

琴浦町の負担額	759万円
---------	-------

コミュニティ助成事業補助金 160万円

(総務課 行政総務室、DX・防災推進室)



宝くじの収益金を財源に、自治会や自主防災組織に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成します。なお、事業は必ずしも採択されるものではなく、(一財)自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行います。

◇経費

補助金	160万円
-----	-------

財源

コミュニティ助成金	160万円
-----------	-------

◇令和8年度実施事業

- 一般コミュニティ助成事業
 - 松井自治会 (120万円) 除雪機の整備
- 自主防災組織育成助成事業
 - 古長自主防災会 (40万円)

◇令和7年度活用事例

- 佐崎自治会 (250万円・除雪機の整備)
- 梅田自治会 (120万円・除雪機の整備)

県知事・県議会選挙 544万円

(総務課 行政総務室)



◇主な内容

令和9年4月12日に県知事、4月29日に県議会議員が任期満了を迎えるため、令和9年4月執行の選挙に向けて諸準備を行います。

投・開票所に必要な資材、物品を購入して安全に選挙ができるよう努めます。

選挙を行うための立会人や事務従事者を選任して、投・開票所の運営を行います。

◇経費

投・開票所の管理者や立会人の報酬	32万円
投・開票を行うための職員人件費	97万円
選挙用資材・物品購入費など	20万円
入場券印刷・郵送代	164万円
ポスター掲示板設置費など	229万円
施設使用料など	2万円

財源

国からの補助金	544万円
---------	-------

地域防災力向上事業

581万円

(総務課 DX・防災推進室)



◇目的

地域住民に対して各種事業を展開し、自助・共助の取り組みを推進することで、地域防災力及び防災意識の向上を図ります。

◇主な内容

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを作成します。
- ・災害時、支援を必要とする人や支援ができる人、避難所などを記載した支え愛マップづくりを行う自治会等へ補助金等を交付します。
- ・自主防災組織等が行う資機材整備、消防ポンプ修繕、防災訓練等の実施に対し補助金等を交付します。

◇経費

ハザードマップの作成に要する経費	429万円
資機材整備等への補助金	90万円
支え愛マップに取り組む地域への補助金等	52万円
防災士養成研修に係る経費	10万円

財源

国・県からの補助金	140万円
琴浦町の負担額	441万円

広域消防運営と消防施設整備

3億24万円

(総務課 DX・防災推進室)



住民の生命と財産を守る広域消防の運営等に必要な費用を負担します。

避難情報や緊急地震速報など、災害時の住民への情報伝達を確実にできるよう防災行政無線の中継局や屋外拡声子局の修繕、維持管理を行います。

また、消防用無線、消火栓など町内の消防・防災設備の修繕、維持管理を行います。

◇経費

広域消防運営費負担金	2億6,976万円
広域消防庁舎建設負担金	1,422万円
町防災行政無線修繕・維持管理	797万円
消防用無線維持管理	78万円
消火栓等の修繕・維持管理	534万円
県防災無線更新事業負担金等	217万円

財源

琴浦町の負担額	3億24万円
---------	--------

町消防団事務

6,103万円

(総務課 DX・防災推進室)



町消防団を組織・運営し、火事や災害時に活動を行い、町民の生命・財産を守ります。

消防団機能強化のため、導入から20年以上経過した消防ポンプ自動車の更新を行うほか、準中型免許の取得に対し助成を行います。

消防団ポンプ自動車や自治会等が所有する可搬ポンプの点検を実施し、適正な管理を推進します。

◇経費

消防団員報酬等活動経費	1,963万円
消防車等維持管理	393万円
消防ポンプ自動車の購入	3,640万円
ポンプ点検実施委託料	21万円
消防団員準中型免許取得に係る補助金	21万円
県消防協会等への負担金	65万円

財源

町債(借金)	3,470万円
琴浦町の負担額	2,633万円

災害対策経費

2億8,583万円

(総務課 DX・防災推進室)



大規模災害に備え、断水時に使用する組立式給水タンクのほか、非常食や簡易トイレなどの備蓄品を購入します。

倒壊の危険がある東桜ヶ丘地内のブロック塀の撤去・新設を行います。

台風や大雪による孤立集落の発生等を防止するため、危険木の事前伐採を行います。

地震による電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置に対し助成を行います。

◇経費

組立式給水タンクの購入	187万円
連携備蓄品等の購入	566万円
東桜ヶ丘ブロック塀工事費等	2億6,852万円
危険木事前伐採業務委託料	400万円
感震ブレーカー設置に対する補助金	60万円
災害時対応に要する経費等	518万円

財源

公共施設等建設基金	2億6,850万円
国・県からの交付金	223万円
その他の収入	200万円
琴浦町の負担額	1,310万円

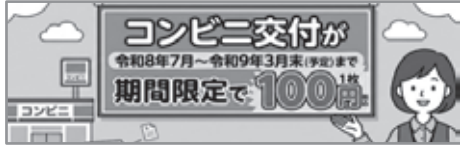
住民・戸籍・ライフイベント業務 3,120万円

(町民生活課 総合窓口係)



戸籍や住民登録などの「身分」や「住所」、公的な証明やマイナンバーの管理を行うとともに、出生や転入などの住民登録を行います。

また、年金制度の案内や、多様な文化を持つ人々が共に暮らすための相談支援、買い物などのトラブル相談を行います。



◇経費

消費者トラブル対策費	166万円
戸籍・住民記録登録管理費	2,344万円
マイナンバーカード登録管理費	337万円
在住外国人相談支援費	120万円
国民年金制度事務費	153万円

財源

国からの補助金	519万円
県からの負担金	4万円
各種証明手数料	727万円
琴浦町の負担額	1,870万円

申請書作成支援システム導入 277万円

(町民生活課 総合窓口係)



マイナンバーカード等の公的身分証データの自動引用により、申請書作成を可能にする「申請書作成システム」を追加します。

これにより、記入ミスによる書類の書き直しや再来庁という住民負担を解消し、誰もが身体的条件に関わらず手続きが行えるよう『スマート窓口』をさらに充実させます。



■ 利用可能な本人確認書類



マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 在留カード 特別永住者証明書

◇経費

申請書作成支援システム導入	277万円
---------------	-------

財源

国からの補助金	138万円
琴浦町の負担額	139万円

脱炭素先行地域づくり事業

1億2,851万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



琴浦町は倉吉市・北栄町と連携し、環境省の「脱炭素先行地域」として、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを推進しています。令和8年度は国の交付金を活用し、地域の再生可能エネルギー導入を本格的にスタートします。

エネルギーの地産地消を進め、「中山間地域」の農業の強化や地域課題の解決につなげます。

〈琴浦町の対象地域〉上郷地区、古布庄地区、以西地区

事業は、3市町が出資して設立した「東大山グリーンエネルギー地域振興公社」が事業主体となり実施します。

●主な事業

○営農型太陽光発電設備事業

遊休農地などに太陽光パネルを設置し、その下で国産どくだみ茶用の「どくだみ」等を栽培する「営農型太陽光発電」を整備します。生み出された電気は地域に供給され、収益の一部は地域へ還元されるため、自治会活動やコミュニティの強化に役立ちます。



(太陽光パネル下での収穫状況)

○戸建て住宅太陽光発電設備事業

地域新電力が設備を所有するモデル等により、戸建て住宅への太陽光発電設備の導入を支援します。住宅所有者は、環境にやさしい電気を安価な価格で利用できるようになるとともに、蓄電池により災害に強い住まいになります。



◇経費

公社への補助金	1億2,429万円
事業の推進委託料	422万円

財源

国からの補助金	1億2,851万円
---------	-----------

環境保全

1,800万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



琴浦町では、2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向け、「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」を行っています。令和8年度は、脱炭素社会の実現と新たな資源循環に向けて、町民や事業者の皆様と一緒に取り組む事業をさらにパワーアップさせます！また、私たちの身近な生活環境や豊かな自然を守る取り組みも引き続き行います。

●デコ活宣言

脱炭素につながる行動やライフスタイルの転換を後押しする国民運動「デコ活」に町として宣言・参画し、町民の皆様の新しい暮らしを後押しします。

「デコ活」は、脱炭素（Decarbonization）とエコ（Eco）を組み合わせた言葉です。これまでの「我慢する省エネ」から、「生活を豊かにしながら、賢くCO2を減らす」というポジティブな転換を目指しています。

省エネ家電で電気代を節約したり、地元の美味しい食材を楽しんだり、健康のために少し歩いてみたり…。「環境に良いこと」が、結果として「私たちの生活を便利で豊かにし、お財布にも優しくなる（お得になる）」、そんな新しい暮らし方の提案です。



環境省

▽令和7年度プラスチック再商品化工場の工場見学の実施状況

▽令和7年度こども向け環境学習の実施状況



●シンポジウム、こども向け環境学習の開催

デコ活の推進、カーボンニュートラルの実現に向け、「一人ひとりができること」を町民の皆様と共有するため、シンポジウムを開催します。また、夏休み期間中に、こども向けの体験型環境学習イベントを開催するとともに、小学校などの環境学習に地域団体を講師として派遣します。

◇経費	シンポジウム開催経費	36万円
	こども向け環境学習	60万円
	小学校等環境学習講師派遣経費	3万円

▽環境学習でペットボトルキャップから作成したキーホルダー



●GX（グリーントランスフォーメーション）推進経費

琴浦町で可能な気候変動に対応する計画立案とその検証を行います。家畜ふん尿、生ごみを有効活用するため、外部アドバイザーを活用した検討を開始します。また、芝カス、下水汚泥の堆肥化の試験商品を作成し、実用性を確認する成分分析等を行います。

◇経費	商品作成・成分調査委託料	200万円	外部アドバイザー派遣委託料	610万円
	その他事務経費	79万円	(総務省：地域活性化起業人制度)	

●クリーンエネルギー等導入推進事業費補助金

ご自宅や事業所への環境にやさしい設備導入を強力にサポートするため、補助率や上限額を引き上げました。（薪ストーブ等への補助は終了）

◇経費	補助金	598万円
	・太陽光発電	住宅用：補助率2/3、上限18万円 事業所用：補助率2/3、上限36万円
	・蓄電池等	蓄電池：補助率2/3、上限40万円 自動車充電設備：補助率2/3、上限40万円

●こどもエコクラブ活動支援事業補助金

幼児から高校生までが活動する「こどもエコクラブ」が行う環境学習や活動の経費を支援します。（メンバーの総数に700円を乗じた額）

◇経費	補助金	14万円
-----	-----	------

●その他経費

環境モニタリング調査（河川水質、工場排水等）	118万円	特定外来生物対策	18万円
脱炭素環境保全推進事務費	48万円	(オオキンケイギクの除却)	
環境審議会開催経費	16万円		

財源

県からの補助金	336万円	ふるさと納税	285万円
公害防止対策負担金	16万円	琴浦町の負担額	1,163万円

じん芥処理（ごみの収集運搬等）

2億7,824万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



家庭から出るごみの収集・運搬や適正な処分を行い、私たちの生活環境と公衆衛生を守ります。令和8年度は、ごみの分別をスマートフォンで手軽に調べられる「ごみ分別AIアプリ」の導入や、夏場のペットボトル回収の増回など、より便利で分かりやすいごみ出し環境を整えます。引き続き、ごみの減量化と再資源化にご協力をお願いします。

◇経費

ごみ・再生資源の回収・処分等委託料	1億2,921万円
・夏場（7～9月）のペットボトル回収を月2回へ拡充	
・4月より充電式電池のステーション回収を開始	
町指定ごみ袋作成料（もえるごみ大袋・小袋）	721万円
資源ごみ回収小屋設置補助金	70万円
自治会のごみ回収小屋（ステーション）の設置・改修補助金	
鳥取中部ふるさと広域連合負担金	1億3,863万円
鳥取中部（1市4町）でごみの処分を行っており、その負担金を支払います。（ごみ処理費、最終処分場建設費、ごみ処理施設建設費）	
その他経費	175万円

ごみ分別AIアプリ導入経費 74万円
 琴浦町のLINEから利用できる「ごみ分別アプリ」を新たに導入します。スマートフォンのカメラでごみを撮影したり、文字で検索したりするだけで、AIが分別方法を教えてくれます。（5カ国語対応）



(アプリイメージ写真)

●令和6年度回収量（実績）

可燃ごみ	不燃ごみ 小型家電	可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	有害ごみ	ビン	カン	古紙 紙パック	古着	ペット ボトル	発泡スチロール・トレー
2,503t	88t	88t	50t	4t	81t	31t	30t	36t	32t	6t

財源

指定ごみ袋販売代金	1,869万円	ふるさと納税	1,580万円
資源ごみ売却代金	120万円	琴浦町の負担額	2億4,240万円
廃棄物許可申請手数料	15万円		

エコライフサイクル確立事業

4,028万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



●ごみの分別の推進（資源ごみ回収事業）

ごみを減量して、再資源化を促進するために、登録団体が行う資源回収について、回収量に応じた報奨金を交付し、資源のリサイクルを推進します。

〈報奨金の単価〉

古紙類：5円/kg ビン：5円/本

※金属類は、令和8年度より買い取りが高騰しているため、報奨金を廃止します。

◇経費

資源ごみ回収報奨金 216万円

●プラスチック分別回収事業

令和7年10月より軟質プラスチックの試験回収からプラスチックの分別回収に本格的に移行し、プラスチックの再商品化を行うことでごみ減量と循環型社会の形成を推進します。

分別回収用指定袋の作製費用	360万円
プラスチック収集運搬委託料	2,243万円
プラスチック再商品化等委託料	1,052万円
その他分別回収に係る経費	157万円



リサイクルにより製造されたプラスチックの原料

財源

プラスチック収集手数料	660万円	琴浦町の負担額	3,168万円
ふるさと納税	200万円		

不法投棄対策事業

64万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



不法投棄の予防の取り組みと、不法投棄廃棄物の撤去を行い、地域や生活環境の保全及び向上を図ります。道路脇や河川・水路へのごみのポイ捨て防止について、普及啓発を行います。



- 廃棄物不法投棄監視員によるパトロール

不法投棄物の早期発見のため、毎月2回、町内の巡視を行います。

- 不法投棄廃棄物の処理・不法投棄の防止
- 不法投棄廃棄物の早期処理による投棄拡大の防止と、看板等による不法投棄の防止に取り組みます。

◇経費

不法投棄監視パトロール委託料	25万円
不法投棄廃棄物処理事業	30万円
不法投棄廃棄物防止看板購入	9万円

財源

県からの補助金	15万円
ふるさと納税	20万円
琴浦町の負担額	29万円

海岸漂着物処理事業

457万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



町内自治会やボランティア団体などへ海岸清掃の委託を行い、各団体に年数回の海岸清掃を実施していただくことで、海岸環境の保全を行います。

海岸漂着物の多くは、地域の道路や河川に捨てられたごみが海に流出したものです。地域でポイ捨てをしないこと、ごみを放置しないことが、海岸の環境保全にもつながりますので、ご協力をお願いします。

また、海岸の巡視などを行い、不審な漂着物の早期発見、撤去を行います。

◇経費	海岸漂着物処分料	154万円
	海岸清掃委託料	300万円
	その他事務費	3万円



財源

県からの委託料	300万円
ふるさと納税	150万円
琴浦町の負担額	7万円

動物愛護

144万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



生活環境を保全するため、愛玩動物の適正な飼育についての普及啓発を行います。犬の狂犬病を予防するため、犬の台帳への登録と予防接種を推進します。

飼い主のいない猫による被害対策として、不妊去勢手術への補助を行います。

◇経費

狂犬病予防接種通知など	20万円
狂犬病予防注射済票等委託料	11万円
飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金	90万円
新たに町外の「民間ボランティア団体」からの申請も対象とし団体と連携します。町外団体が申請する場合、町内の猫であることを確認するため、自治会等の確認が必要となります。	
地域猫モデル事業補助金	23万円

●犬の登録数及び予防注射接種率

	R5	R6	R7
登録数	721	679	671
接種率	71.8%	76.6%	77.2%

財源

県からの補助金	56万円
事務手数料	31万円
琴浦町の負担額	57万円

斎場管理

685万円

(町民生活課 総合窓口係)



琴浦町営斎場の管理運営を適切に行うことにより、利用者の福祉と利便性の向上を図ります。

●令和7年度の斎場利用状況 (単位：件)

琴浦町住民	272
中部圏域	36
他圏域	4
合計	312

●維持管理業務

施設・設備の適切な維持管理を行います。

◇経費

管理費 (光熱水費、保険等)	504万円
植栽伐採・剪定委託料	69万円
ふるさと斎場利用負担金	112万円

財源

使用料	424万円
その他収入	46万円
他市町村利用負担金	103万円
琴浦町の負担額	112万円

情報発信

969万円

(企画政策課 SDGs推進室)



「広報ことうら」及びホームページ、SNSで行政情報等を発信します。

ホームページにおいては、閲覧しやすく情報を見つけやすいページ作成を行い、より分かりやすい広報を目指します。

町報等印刷製本費	504万円
ホームページ管理費	34万円
LINE管理費	132万円
CMSアップデート業務委託費	299万円

◇広報ことうら



◇町公式ホームページ



財 源

その他収入	19万円
琴浦町の負担額	950万円

国際交流、男女共同参画の推進 102万円

(企画政策課 SDGs推進室)



○国際交流の推進

町が友好交流協定を締結している韓国麟蹄郡から青少年交流団を受入れ、青少年交流をします。

多文化共生社会の実現のため、琴浦町国際交流協会が行う在住外国人と地域住民等の交流の取組を支援します。

◇経費

韓国麟蹄郡交流事業費	75万円
国際交流協会補助金	10万円
その他経費	1万円

○男女共同参画の推進

第4次男女共同参画推進プランに基づき、町民への啓発活動の一環として琴浦町男女共同参画推進会議による活動を支援します。

◇経費

男女共同参画推進会議補助金	13万円
その他経費	3万円

財 源

ふるさと納税	35万円
琴浦町の負担額	67万円

人口戦略の推進

18万円

(企画政策課 人口戦略推進室)



◇人口戦略推進室

琴浦町が大切にしてきた「一人ひとりが幸せを実感できる暮らし」を次世代へ引き継ぐため、2026年4月、全庁横断の司令塔として「人口戦略推進室」を設置しました。

これまで町が注力してきた移住・定住の促進や、子育て支援といった取組みをさらに深化させるとともに、人口減少が進むなかでも、利便性や安全性を維持するための「確かな備え」を具体化することが、ことしの重要な役割です。「人口が減るから不便になる」と諦めるのではなく、鳥取大学等との連携による最新のデータに基づき、持続可能で効率的な社会基盤の最適化に分析・研究を進めます。

◇主な内容

1. 鳥取大学との連携 ◇報償金 180千円

「地域最適化への人口戦略」を推進するため、鳥取大学と連携し人口推計や生活環境の分析を行います。データに基づいた客観的な視点で、公共交通や公共施設の最適あり方を検討し、将来も誰もが安心して住み続けられる仕組みづくりを研究します。

2. 鳥取県「人口戦略推進本部」とのリンク

鳥取県が新設した組織とも密に連携。県全体の大きな戦略と、琴浦町の地域に根ざした取り組みを掛け合わせ、より強固なサポート体制で町民の皆さんの生活基盤を守ります。



財 源

琴浦町の負担額	18万円
---------	------

ワイナリーを核とした地域活性化事業

1,685万円

(企画政策課 SDGs推進室)

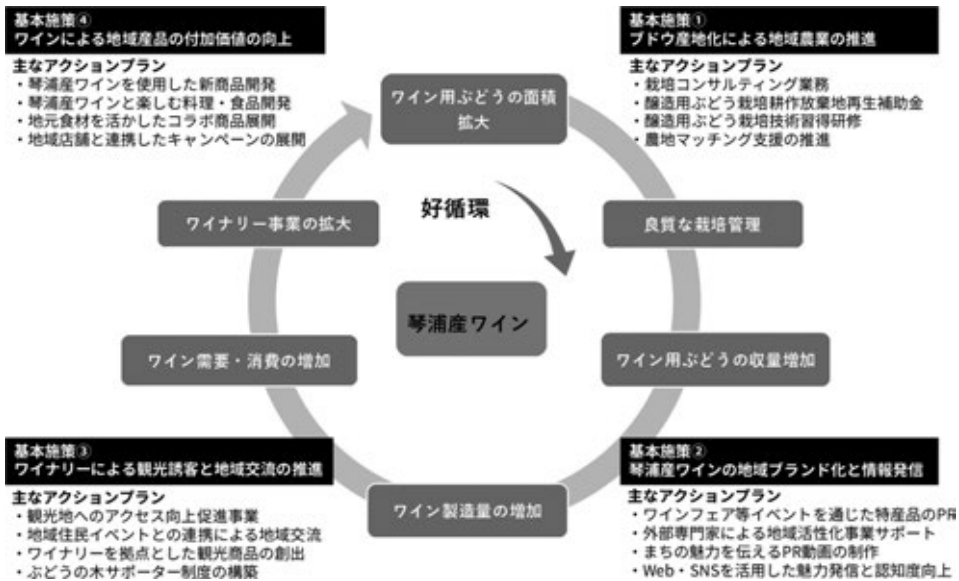


事業の目的

令和2年度に策定した「琴浦町の農業の振興に関する計画(27号計画)」を具体化するため、農用地区域内へのワイナリー設置を通じて地域特性に応じた農業振興を図るもの。あわせて「第3次琴浦町総合計画」に基づき、ワイナリーを核とした産業の活性化や観光振興を推進することで、農業振興と地域経済の好循環が両立する魅力あるまちづくりを目的としています。

ワイナリー事業の概要

- 雇用計画：4人（醸造責任者ほかスタッフ）※別途、非正規雇用もあり（繁忙期）
- 自社ぶどう園場（琴浦町金屋・法万）
 栽培面積：令和6年度5.8ha ⇒ 目標 令和7年度 7.0ha
 収穫量：令和8年度7.0t ⇒ 目標 令和11年度 40.0t
 種類：メルロー、シャルドネ、カベルネソーヴィニヨン、ヤマソーヴィニヨン、甲州など
- ワイナリー事業（琴浦町法万）
 事業面積：9,847㎡（ワイナリー棟252㎡・ショップ棟173㎡・駐車場・ガーデンテラス）
 醸造規模：令和7年度14t相当分のタンクを整備（収量増に合わせ、24tまで増設）
 製造量：令和8年度4.9kl（6,500本）⇒ 目標 令和11年度28kl（37,000本）※750ml瓶
- スケジュール
 令和8年3月ワイナリー完成 ⇒ 令和8年8月ワイナリー開業（9月醸造）
 ※当初計画のレストラン併設オーベルジュ型宿泊施設は、第2期工事として整備する方針
- ショップ棟
 販売計画：ワインの直売（試飲）、地元農産物・特産品の販売



財源

国からの交付金	842万円
琴浦町の負担額	843万円

地域交通対策

1億1,377万円

(企画政策課 SDGs推進室)



町民の生活に必要な移動手段として、町営バスをはじめとする地域交通事業を実施します。また、バス、タクシー、共助交通など利便性及び経費を含めた持続可能な地域交通のあり方について、引き続き検討を行います。

◇主な経費

町営バス運行委託料	8,477万円
バス車両購入費（1台）	1,300万円
広域路線バス運行補助金	1,240万円
交通空白地タクシー補助金	18万円
共助交通に関する補助金	180万円
その他の経費	162万円



町営バスの購入



共助交通（上郷・倉坂たすけあい交通）

財源

町営バス利用料	507万円
県からの補助金	3,270万円
琴浦町の負担額	7,600万円

地域おこし協力隊

1,104万円

(企画政策課 SDGs推進室)



「地域おこし協力隊」制度を活用し、都市部から転入した若者等の意欲や能力を活かして地域活性化を進め、移住定住による地域力の充実・強化を図ります。

※地域おこし協力隊とは？

都市部から転入した者を概ね1年以上3年以下の期間、地方自治体が委嘱。地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図る取組です。

◇地域おこし協力隊サポート業務

141万円

隊員募集PRや活動相談・スキルアップ研修開催等隊員へのきめ細やかなサポートを県内の専門団体へ委託し、地域おこし協力隊の活動効率化、卒業後の定着率向上を目指します。

◇地域おこし協力隊インターン事業

143万円

最大3か月間地域おこし協力隊の活動を実際に行い、隊員採用時のミスマッチを防ぎます。

◇地域おこし協力隊活動経費

271万円

・町のプロモーション 1名（R7年度から継続）

琴浦町の認知度やイメージ向上、関係・交流人口創出、町民のシビックプライド醸成のため、SNS等新たな媒体での発信等各種プロモーションを行います。

・空き家ナビ物件利活用推進 1名（R8年度新規）

空き家の専門知識を身につけ、空き家相談窓口として空き家利活用を促進します。

◇委託型地域おこし協力隊

549万円

空き家利活用に精通した民間事業者の従業員を地域おこし協力隊として委嘱し、空き家リノベーションのモデル事業を推進します。



協力隊主催イベントの様子

財源

琴浦町の負担額	1,104万円
---------	---------

移住定住促進事業

2,492万円

(企画政策課 人口戦略推進室)



移住の際に必要な住居の確保と空き家の活用を「空き家ナビ」の運営・情報提供により支援します。また、移住者に対する奨励金、補助金や移住定住アドバイザー、サポーターによる移住定住促進と地域活性化を図ります。

- ◇**空き家ナビ（空き家情報の登録・提供制度）** 33万円
 空き家を紹介するホームページ「空き家ナビ」を運営し、空き家利活用を推進します。
 2025. 令和8年3月現在 35件登録 登録数延べ245件（うち売買等成約171件）
- ◇**おかえりコトウラ！Uターン応援金** 200万円
 若者・子育て世帯が県外からUターンする際の実家修繕費を助成します。
 補助率：1/2 上限：20万円
- ◇**暮らそうコトウラ！新築奨励金** 1,320万円
 町内に新築を購入し、居住する方に奨励金を支給します（最大200万円）
 ①若者・子育て世帯【②と併用可】 県内者：50万円 県外者：100万円
 ②きらりタウンで新築【①と併用可】 県内者：100万円 県外者：100万円
- ◇**暮らそうコトウラ！空き家活用補助金** 700万円
 空き家ナビの物件を購入または賃貸する者に支給（最大100万円）
 ①空き家購入補助金（リフォーム利用可）
 ●補助内容 県内者：上限20万円、県外者：上限80万円
 ※賃貸物件のリフォーム一律上限40万円
 ②空き家家財道具撤去費補助金
 ●補助内容 家財道具等の撤去費用 補助率1/2 上限20万円
- ◇**コトウラ暮らしお試し住宅「琴浦さんち」** 59万円
 長期滞在しながら琴浦での生活が体験できます。
- ◇**その他経費** 180万円
 その他支援金、印刷製本、移住相談会参加旅費など

【移住ナビHP】



【空家ナビHP】



財源

町債（借金）	1,200万円
県からの補助金	387万円
その他収入	20万円
琴浦町の負担額	885万円

関係人口創出事業

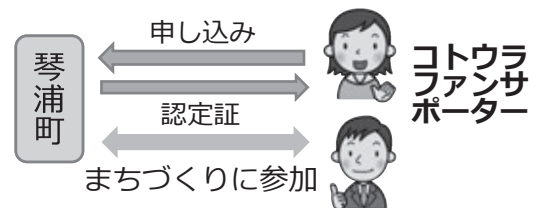
255万円

(企画政策課 人口戦略推進室)



観光以上、定住未滿の移住しなくても地域に関わり、応援する「関係人口」。琴浦町出身者やふるさと納税者、琴浦と関わりを持ちたい人等に町に興味を持ってもらい、琴浦町に関わる「関係人口」を増やします。

- ◇**ふるさと住民票** 83万円
 琴浦町に関心のある人を、(ふるさと住民)コトウラファンサポーターとして登録し、認定証を交付します。
 コトウラファンサポーターは、関係人口事業に参加したり、定期的な情報交換をし、まちづくりに参加できるようにします。
- ◇**都市部の若者とのマッチング** 30万円
 ●都市部の若者と町内事業所のマッチング支援
 地方で短期労働したい若者と町内事業者をマッチングするサイトと連携し、来町する若者との関係を築きます。若者を受け入れる町内事業者の負担する経費を助成します。
- ◇**琴浦会** 142万円
 琴浦町出身者で構成する町人会。会員へは毎月、町報等を送付します。
 会員同士の交流会を、東日本地区・西日本地区それぞれで開催します。



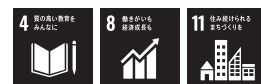
財源

県からの補助金	52万円
その他収入	18万円
琴浦町の負担額	185万円

琴浦町未来人材奨学金返還支援事業

88万円

(商工観光課 商工担当)



大学等で修学した者の町内就職又は就業を促進するとともに、若者の琴浦町へのIJUターン及び定住を図り、地域で活躍する人材を確保することを目的に奨学金の返済を支援します。

◇支援内容

【特定業種】

- ・無利子の場合：奨学金の1/2（限度額：3万円/月）
- ・有利子の場合：奨学金の1/4（限度額：1.5万円/月）

【一般業種】

- ・無利子の場合：奨学金の1/4（限度額：1.5万円/月）
- ・有利子の場合：奨学金の1/8（限度額：7.5千円/月）

◇対象者の要件

- ・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者
- ・琴浦町内の特定業種、一般業種就職者
- ・琴浦町在住者

◇経費

- ・補助金 84万円
- ・利子積立金 4万円



【特定業種】

製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業（法人または農林水産業協同組合）、理容師・美容師、歯科技工士、獣医師の職域、自動車整備士の職域、自動車小売業、私立の中学校・高校の教員の職域

【一般業種】

特定業種および公務員以外の全業種

※令和8年4月以降の就職者が対象です

財源

未来人材奨学金返還支援事業基金	84万円
基金利息	4万円

商工会補助金

900万円

(商工観光課 商工担当)



町内企業の人材確保や経営基盤の安定を図るため、商工会への支援を行います。

◇商工会とは

商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事業などを幅広く展開しています。常駐する経営支援員が、経営・金融・税制・労働など経営全般にわたり、地域事業者をサポートします。

◇主な事業

- ・中部地区高校等進路担当者意見交換会
- ・企業紹介電子ブックの作成
- ・高校1年生を対象とした地元企業説明会
- ・地域内経済循環促進の取組(バスツアー、まちゼミ等)
- ・経営相談、経営指導など経営全般に関するサポート



BUYコトウラバスツアーの様子

◇経費

- ・補助金 900万円

財源

ふるさと納税	310万円
琴浦町の負担額	590万円

中小企業ステップアップ支援補助金 60万円

(商工観光課 商工担当)



町内中小企業の新商品開発・販路開拓による収益拡大、デジタル活用による業務効率化を推進し、事業者の持続的な発展のためのステップアップを支援します。

◇対象者

- ・町内に本社など主たる事業所を有する中小企業者
又は個人事業主、NPO法人、農業協同組合等

◇補助対象事業

- ・新商品開発事業
(ふるさと納税返礼品の商品開発に限る)
新商品・新サービス開発に係る経費、広告宣伝費
- ・販路開拓事業
マーケティング構築、出展催事に係る経費等
- ・DX推進 (IT導入) 事業
ECサイトの構築、キャッシュレス決済の導入経費等

◇補助率

2分の1
(補助上限額20万円)

◇経費

- ・補助金 60万円

財源

ふるさと納税	50万円
琴浦町の負担額	10万円



大乳アイスクリーム工場整備事業（ふるさと融資）

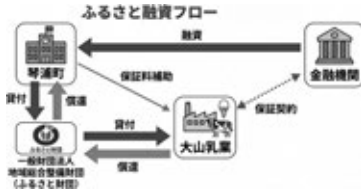
20億5万円

(商工観光課 商工担当)



大山乳業農業協同組合が、県産生乳の有効活用と収益力の向上を目指し、新たなアイスクリーム工場を整備します。町は、本事業を地域経済の活性化に大きく寄与するものと位置づけ、「ふるさと融資」制度による支援を行います。

◇ふるさと融資（地域総合整備資金）の概要



【仕組み】

町が地方債を金融機関から借入れ、ふるさと財団を経由して事業者に融資します。

【メリット】

事業者は金利負担ゼロで大規模な設備投資が可能となり、町は国の交付税措置（利子負担の75%）を活用することで、最小限の負担で効果的な産業支援を行います。

◇町の支援内容と予算額

1 無利子貸付の実施

融資額：19億9,900万円

償還期間20年（うち据置期間5年）の長期無利子融資を実行し、事業者の資金繰りを安定させます。

2 連帯保証料の補助

支援期間：5年間

ふるさと融資を受ける際に必要となる民間金融機関の連帯保証料（借入残高の0.5%）について、経営が軌道に乗るまでの5年間、町がその費用を補助します。

◇経費

- 貸付金 19億9,900万円
- 補助金 105万円

財源

町債（借金）	19億9,900万円
琴浦町の負担額	105万円

中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援

900万円

(商工観光課 商工担当)



エネルギー価格高騰の影響を受けた事業者の支援及び省エネルギー対策促進を図るため、既存設備を省エネエアコン及びLED照明に更新する町内事業者に対し経費の一部を助成します。

◇対象者

- 町内に事業所をもつ中小企業・個人事業主が対象

◇補助対象事業

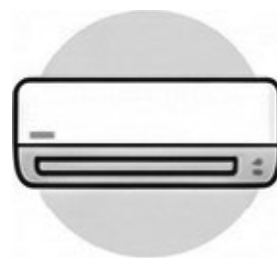
- 対象者が町内の事業所において、既存のエアコン、照明設備を省エネ性能が高いエアコンやLED照明に更新する経費が対象です。

◇申請期間

- 令和8年5月7日（木）～10月30日（金）
- ※予算がなくなり次第、終了します。

◇経費

- 補助金 900万円



省エネエアコン



LED照明

◇補助率

- ・2分の1
- （補助上限額25万円）

財源

国からの交付金（物価高騰対策交付金）	900万円
--------------------	-------

サイクルステーションのリニューアル・オープニングイベント

4,710万円

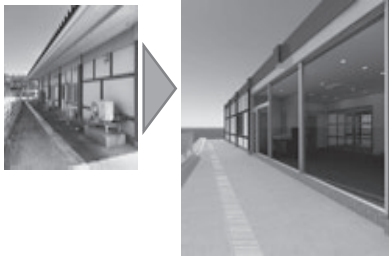
(商工観光課 観光担当)



日韓友好資料館の旧韓国物産館をサイクルステーションとしてリニューアルします。地域おこし協力隊の配置や整備後にオープニングイベントを開催します。

①サイクルステーションの整備

旧韓国物産館をサイクリングの休憩・レンタサイクルステーションとして、また、海側の観光拠点としてリニューアルします。



▲完成イメージ

②オープニングイベント

整備後にオープニング式典・イベントを実施します。



③地域おこし協力隊員の配置

地域おこし協力隊がサイクルステーションでの接客と町の魅力を外部へ発信します。



◇経費

・工事請負費、監理委託料 (令和7年度から繰越し)	4,010万円
・オープニングイベント委託料等	150万円
・地域おこし協力隊の配置経費	550万円

財源

国の負担額	1,655万円
町債(借金)	1,750万円
琴浦町の負担額	1,305万円

白鳳祭

560万円

(商工観光課 観光担当)



第32回白鳳祭を開催する白鳳祭実行委員会に対して運営支援を行います。祭をとおして世代・地域間を越えた交流の場の創出、にぎわいと活力づくりを目指します。楽しいステージイベントや琴浦グルメが楽しめます。また、麒麟ビール株式会社からの寄附金も活用します。

◇開催予定日

・令和8年8月2日(日)

◇主な内容

- ・レーザーライト花火ショー
- ・たいまつ行列
- ・ダンス
- ・白鳳太鼓
- ・露店出店



◇経費

・補助金	560万円
------	-------

財源

ふるさと納税	450万円
麒麟ビール寄附金	80万円
琴浦町の負担額	30万円

船上山さくら祭り・紅葉フェス 60万円

(商工観光課 観光担当)



船上山さくら祭り・紅葉フェスを開催する船上山さくら祭り・紅葉フェス実行委員会に対して運営支援を行います。春の桜と秋の紅葉の名所として、町内外へアピールします。また、麒麟ビール株式会社からの寄附金も活用します。

◇開催予定日

- ・令和8年4月19日(日) 船上山さくら祭り
- ・令和8年11月15日(日) 船上山紅葉フェス

◇経費

・補助金	60万円
------	------



▲船上山紅葉フェスの様子

財源

麒麟ビール寄附金	30万円
琴浦町の負担額	30万円

**ポート赤碕内赤碕町漁協直売センター土地購入
ポート赤碕高压受電設備更新設計・工事**

3,655万円

(商工観光課 観光担当)



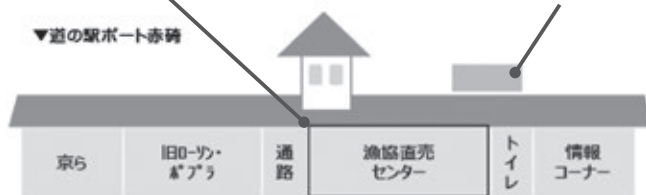
将来の大規模改修や公共の利用をスムーズに行うため町が漁協から土地を取得し、再整備の基盤を整えます。道の駅ポート赤碕内の老朽化した高压受電設備の更新工事を行います。

◇内容

①漁協直売センター土地購入



②高压受電設備の更新



◇経費

- ・土地購入費 710万円
 - ・設計・工事請負費 2,945万円
- (継続費 R8 : 1,774万円 R9 : 1,171万円)

財源

町債 (借金)	2,940万円
琴浦町の負担額	715万円

八橋海岸西側トイレ解体設計・工事 609万円

(商工観光課 観光担当)



八橋海岸西側トイレは軒天の崩落等の劣化が進んでいます。住民の安全確保を図るため、解体します。

◇内容

- ・八橋海岸西側トイレの解体・撤去



▲軒天の劣化の様子

◇経費

- ・設計委託料 70万円
- ・監理委託料 35万円
- ・解体工事請負費 504万円

財源

琴浦町の負担額	609万円
---------	-------

船上山屏風岩下草刈業務 89万円

(商工観光課 観光担当)



屏風岩の景観の確保を図るため、船上山の山焼きに代わり、大規模な草刈りを実施します。

◇内容

- ・屏風岩～横手道、正面登山道付近の草刈り



▲船上山の屏風岩の様子

◇経費

- ・草刈り業務委託料 89万円

財源

ふるさと納税	80万円
琴浦町の負担額	9万円

課税や納税に関する事務経費

4,732万円

(税務課 賦課徴収担当)



町民税や固定資産税などの課税と徴収（税金などを集めること）に必要な経費です。土地や家屋の調査評価業務、収入の申告や調査を行い、適正な賦課業務を行います。納税に対しては口座振替の推進や租税教育、納税相談を行います。



確定申告相談受付状況
(赤碕地域コミュニティーセンター)

◇経費

- ・評価事務に関する経費
 - 固定資産税の賦課に伴う経費 75万円
 - 家屋評価システム使用料等 91万円
 - 土地評価システム保守委託料等 20万円
 - 評価替えに係る土地・家屋システム対応委託料等 181万円
 - 固定資産に関する負担金等 51万円
- ・課税事務に関する経費
 - 確定申告に伴う経費 19万円
 - 町税等の賦課に伴う経費 1,214万円
 - 町税償還金等 640万円
- ・徴収事務に関する経費
 - 滞納処分実施に伴う経費 72万円
 - 租税教育推進に関する経費 1万円
 - 中部ふるさと広域連合負担金 1,658万円
- ・住宅新築資金等債務整理に関する経費
 - 債務回収に関する経費 710万円



租税教室（浦安小学校）

財源

県からの補助金	491万円
その他収入	14万円
琴浦町の負担額	4,227万円

地籍調査事業

5,844万円

(税務課 評価・地籍調査係)



地籍とは、土地一つごとの境界、所有者、地番、地目、面積など土地の情報のことです。地籍の調査（境界の調査、面積の測定など）を行い、結果を地図・地籍簿にまとめ、法務局に登録します。事業の進捗を図るため、傾斜が急で危険な地域は航空測量データ（航空写真など）を活用した、机上で確認等する方法を一部実施します。

◇地籍調査の流れ

- ①地元説明会（土地関係者への調査の説明）
 - ②境界の確認などの調査、境界の測量
 - ③地図、地籍簿（結果をまとめたもの）を作成
 - ④関係者による作成した地図、地籍簿の確認
 - ⑤国の審査・法務局へ地図、地籍簿を送付
 - ⑥登記完了
- ※①から⑥までにおよそ5年程度期間を要します。

◇地籍調査の効果

- ①土地の境界トラブルの防止
- ②登記費用の節減（取引等の円滑化）
- ③災害からの早期復旧
- ④境界が明確になり、各種事業の計画が立てやすくなります。



地籍調査へのご協力をお願いします。



現地立会いの様子



地図、地籍簿の確認の様子

◇経費

地籍調査事業	5,719万円
地籍データ管理運営	125万円

財源

県からの補助金	4,314万円
琴浦町の負担額	1,530万円

スマート農業推進事業 536万円

(農林水産課 農林水産振興係)



高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するために、スマート農業技術の普及拡大を図ります。

◇経費

補助金 536万円

◇事業内容

町スマート農業推進協議会運営費補助金

スマート農業設備を導入している研修ハウスにおいて、環境モニタリング等を活用した野菜の栽培管理に取組み、品質の安定と収量アップを目指します。

スマート農業社会実装促進事業補助金

スマート農業の社会実装を促進するため、スマート農業機械の導入経費を支援します。

- ・自動操舵トラクター
- ・自動操舵システム

既存のトラクターに取り付け、自動走行させるもの

財源

県からの補助金	290万円
ふるさと納税	80万円
琴浦町の負担額	166万円

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 2,627万円

(農林水産課 農林水産振興係)



鳥取県が開発した「鳥取型低コストハウス」の導入を支援し、高収益な野菜等のハウス栽培品目の生産振興と生産拡大を図ります。

◇経費

補助金 2,627万円

◇事業内容

スイカ用ハウス13棟の新設経費を助成します。



鳥取型低コストハウス



財源

県からの補助金	2,189万円
琴浦町の負担額	438万円

主要園芸品目生産振興事業 2,431万円

(農林水産課 農林水産振興係)



ミニトマト、ブロッコリー、白ねぎといった町を代表する主要園芸品目の規模拡大や設備導入を支援し、生産振興を図ります。

◇経費

補助金 2,431万円

◇事業内容

ミニトマト生産振興支援

- ▶選果場の計量機などの更新による機能向上支援
- ▶ハウスの暑熱対策のための遮光資材導入支援

ブロッコリー生産振興支援

- ▶生産規模拡大を行うための機械導入支援
- ▶遊休農地の整備による生産面積拡大支援

白ねぎ生産振興支援

- ▶生産規模拡大を行うための機械等導入支援
- ▶調整場の暑熱対策のための機器導入支援



自動計量機

財源

県からの補助金	1,614万円
琴浦町の負担額	817万円

ともに目指す!産地強化支援事業 1,699万円

(農林水産課 農林水産振興係)



ブロッコリーの産地である琴浦町の生産基盤をさらに強化するため、策定したプランの実現に向けて支援を行い、生産基盤や販路の拡大などを図ります。

◇経費

補助金 1,699万円

◇事業内容

推進事業費支援

- ・堆肥・緑肥の利用推進
- ・大消費地への販売促進活動推進

整備事業費支援

- ・機械・設備整備



琴浦ブロッコリー



整備事業導入機器 (動噴機)

財源

県からの補助金	1,187万円
その他(負担金)	47万円
琴浦町の負担額	465万円

環境保全型農業直接支払事業 98万円

(農林水産課 農林水産振興係)



自然環境の保全に効果の高い有機農業（化学肥料や化学合成農薬を使用しない取組）などに取り組む農業者団体に対して交付金を支払います。

琴浦町では東伯有機米生産部の取り組みに対し本事業の支援を行っています。

◇取組状況

有機農業 取組面積 水稻栽培 700a
 交付単価 取組面積×14,000円/10a

◇経費

交付金 98万円

財源

県からの補助金 73万円
 琴浦町の負担額 25万円

鳥獣被害対策事業 878万円

(農林水産課 農林水産振興係)



イノシシやシカ、カラスなどの農作物等の被害を与える野生鳥獣に対して、個体数を減らす対策や電気柵などの農地等への侵入を防ぐ対策を支援することで、被害を防ぎます。

また、クマなどの危険鳥獣による人的被害を防ぐため、関係機関と連携し、安全確保、周知、体制整備等を行います。

- 捕獲奨励金等の交付（個体数を減らす対策）
- 侵入防止柵設置支援（侵入を防ぐ対策）
- クマ等出没時の体制構築（クマ類出没時対策）

◇経費

個体数を減らす対策 614万円
 侵入を防ぐ対策 157万円
 クマ類出没時対策 96万円
 その他の対策 11万円

財源

県からの補助金 544万円
 琴浦町の負担額 334万円

ぶどう生産拡大事業補助金 1,065万円

(農林水産課 農林水産振興係)



醸造用ぶどうの栽培や生食用の優良品種の導入を推進するため、ぶどう棚やかん水施設などぶどう園整備に係る経費を支援し、産地の拡大と活性化を図ります。

醸造用ぶどうは町内のワイナリーで使用予定です。

◇事業内容

醸造用ぶどう

- ・生産基盤整備対策 補助金964万円
 - ①かん水設備 ②果樹棚 ③新植（苗木）
- ・育成促進対策 補助金101万円
 - ④新植（苗木）108a



かん水設備・果樹棚整備



町内産醸造用ぶどう

財源

県からの補助金 1,014万円
 琴浦町の負担額 51万円

鳥取梨生産振興事業 2,385万円

(農林水産課 農林水産振興係)



「新甘泉」「王秋」など、高値で安定している品種の生産拡大、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給等の対策を実施し、梨産地の活性化を図ります。

梨の生産拡大のための基盤として、気象災害や病虫害対策としての多機能防災網の導入や網掛け施設の整備、防除用機械等の導入費用について補助を行うことにより、栽培面積の拡大、販売促進につなげます。

県内有数の梨産地である琴浦町の活性化のため、補助事業を推進しています。



ジョイント栽培 網掛け施設

財源

県からの補助金 2,385万円

地域で育てる新規就農支援事業 130万円

(農林水産課 農林水産振興係)



旧：産地主体型就農促進支援事業。産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者の確保育成、技術習得研修、優良農地の維持管理などの産地が実施する取り組みを支援し、産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着を図ります。

令和7年度までに琴浦ミニトマト生産部、琴浦梨生産部、琴浦ブロッコリー生産部、琴浦西瓜生産部が将来ビジョンを作成し、新規就農者の確保・育成に取り組んでいます。

◇産地受入モデル地区設置事業 補助金80万円
生産部が実施する産地PR活動などの新規就農者確保育成に必要な経費を支援します。

◇産地受入条件整備事業 補助金50万円
新規就農希望者の実践研修等に必要なほ場整備に係る経費を支援します。

財 源

県からの補助金	72万円
琴浦町の負担額	58万円

農業研修事業 1,505万円

(農林水産課 農林水産振興係)



琴浦町で就農を希望する者に農業研修を実施し、移住定住の促進及び新規就農者の確保を図ります。

◇農業研修
地域おこし協力隊制度を活用し、町内での就農を目指す者に対して研修を行います。ミニトマト・ブロッコリー・梨・スイカ生産者の募集を行うほか、企業委託型の研修制度を設け、醸造用ブドウ生産者の育成を図ります。

◇研修生募集
県外での就農相談会、移住定住フェアに参加し研修生を募集します。

◇体験ツアー
町内での就農を具体的にイメージするための農業体験や現地相談会を開催します。

◇経費

報償費	40万円
使用料・賃借料	187万円
委託料	1,100万円
その他	178万円

財 源

その他（施設利用料）	66万円
琴浦町の負担額	1,439万円

農業後継者育成対策事業 2,832万円

(農林水産課 農林水産振興係)



新規就農者の就農初期における営農経費の負担軽減を図り、就農定着を支援します。

◇事業

◇親元就農促進支援交付金（県）
父母等3親等以内の親族のもとで研修し、農業の継承を目指す就農希望者に交付金を交付し支援します。
対象者：経営主（認定農業者等）、研修生（3親等以内の親族、研修開始時の年齢が55歳未満）
交付額：10万円/月（最長2年間）

◇経営開始資金・農業次世代人材投資資金（国）
経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立を支援するため、最大165万円/年の資金を交付します。
対象者：認定新規就農者（経営開始時の年齢が50歳未満）
交付額：【次世代人材投資資金】 150万円/1～3年目 120万円/4～5年目（最長5年間）
【経営開始資金】 165万円/1～3年目

◇就農条件整備事業（県）
就農後に必要な機械、機具及び施設の整備について支援を行います。
対象者：認定新規就農者
事業費：1,200万円以内/5年間 補助率：1/2

財 源

県からの補助金	2,293万円
その他（繰入金）	10万円
琴浦町の負担額	529万円



自給飼料生産緊急支援事業

330万円

(農林水産課 農林水産振興係)



資材や燃料が高騰する中、自給飼料を生産する酪農家の経済的負担が深刻になってきています。酪農家が自ら生産する飼料作物の種子代の一部を緊急支援し負担を軽減することにより、酪農経営の維持と農地の活用及び環境保全を図ります。



青刈りトウモロコシ

◇経費

補助金 330万円

◇対象者等

琴浦町酪農組合

◇事業内容

飼料の種子代の価格上昇分を支援
補助率：10/10



イタリアンライグラス

財源

国からの交付金（物価高騰対策）	300万円
琴浦町の負担額	30万円

農林水産課

畜産第三者継承事業

260万円

(農林水産課 農林水産振興係)



第三者継承に取り組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成することで、畜産農家戸数及び畜産資産の減少を防止し、畜産基盤の維持を図ります。

◇経費

補助金 260万円

◇対象者等

第三者継承に取り組む新規就農者

◇事業内容

事務所整備、車両取得、牛舎賃借料 519万円
補助率：1/2



機械整備



施設（牛舎）整備

財源

県からの補助金	173万円
琴浦町の負担額	87万円

和牛振興計画推進事業

1,000万円

(農林水産課 農林水産振興係)



「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」に基づく和牛振興計画を推進し、県有種雄牛の遺伝資源保護や和牛産業の振興を図ります。

◇経費

補助金 1,000万円

◇対象者等

鳥取中央農業協同組合

◇事業内容

繁殖雌牛増頭推進事業
和牛繁殖雌牛の購入及び自家生産牛の保留費用について支援する。
・繁殖雌牛 20頭 2,000万円
・補助率1/2



財源

県からの補助金	666万円
琴浦町の負担額	334万円

田越・笠見地区浸水対策事業

4,852万円

(農林水産課 農村整備係)



平成30年台風24号豪雨により田越、笠見地内を流れる水路がやばせこども園周辺で溢水し、周辺の農地、笠見集落内で浸水被害が生じました。水路等の調査・検討内容に基づいた実施計画ロードマップに沿って浸水対策を行います。

田越地内に大雨が降ったとき、溢水に伴う下流域の被害を防ぐため、洗川へ放流する水路を新設します。

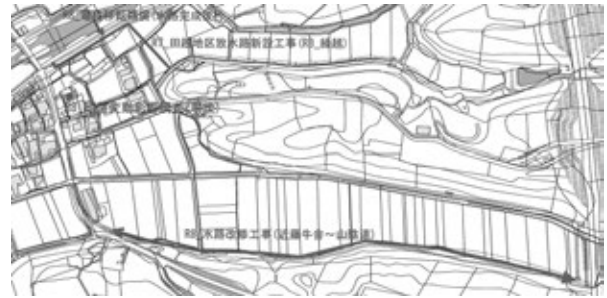
元田川上流域の水路を改修し、田越や笠見地内の水田の浸水被害を防ぎます。

工事によって、周辺住宅地に影響を与えていないか、住宅地の地盤変状や建物の状況を調査します。

◇経費

工事請負費	3,906万円
委託料	846万円
補償金	100万円

【田越地区】



【笠見地区】



財源

町債（借金）	4,850万円
琴浦町の負担額	2万円

農林水産課

ダム等土地改良施設維持管理事業

1億1,107万円

(農林水産課 農村整備係)



土地改良施設の維持管理を行う東伯地区土地改良区連合、東伯町土地改良区及び赤碕町土地改良区を支援し、ダム、畑かん等の国営造成水利施設の操作委託、管理整備を行い適切な維持管理を行っています。

※土地改良施設とは？

土地改良施設とは、ダムや畑かんをはじめ、農業のための用水施設や排水施設、道路、その他農業をするにあたり有益な施設のことをいいます。

◇経費

委託料	5,057万円
負担金	417万円
補助金	5,471万円
役務費等	162万円



水管理通信システムの整備

財源

県からの補助金	4,939万円
町債（借金）	360万円
発電所特会繰入金	600万円
北栄町負担金	841万円
他目的使用料	1万円
琴浦町の負担額	4,366万円

日本型直接支払交付金事業 1億5,909万円

(農林水産課 農村整備係)



農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動を支援する制度です。

多面的機能支払交付金

活動組織へ交付金を交付することで地域の共同活動を支援し、地域資源を適切に保全するとともに、担い手農家への農地集積を後押しします。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な中山間地域において、農地荒廃を防いだ地域に交付金を交付します。

◇経費

交付金 1億5,899万円
需用費 10万円

財源

県からの補助金 1億1,924万円
琴浦町の負担額 3,985万円

しっかり守る農林基盤整備事業 1,590万円

(農林水産課 農村整備係)



ほ場整備から約30年が経過し、道路や水路が経年劣化により破損しています。破損している農林基盤の簡易な改修、修繕を施すことにより、農林業者の営農意欲の維持向上を図ります。

◇事業内容

- ・原材料（機械代）等助成
- ・工事及び補助金 9件

◇負担割合

水路：県50%、町35%、地元15%
道路：県40%、町40%、地元20%

◇経費

原材料費 150万円
機械借上料 150万円
工事請負費・補助金 1,290万円

財源

県からの補助金 516万円
地元負担金 190万円
琴浦町の負担額 884万円

農業水路等長寿命化・防災減災事業 500万円

(農林水産課 農村整備係)



劣化が進み機能に支障が生じている農業用施設の更新を行い、効果的なかんがいや用水を確保し農地の生産性の維持を図ります。

◇事業内容

用水路、樋門改修工事



樋門



用水路

◇経費

工事請負費 500万円

財源

県からの補助金 348万円
町債（借金） 80万円
地元負担金 25万円
琴浦町の負担額 47万円

竹粉碎機共同利用事業 5万円

(農林水産課 農林水産振興係)



北栄町と共同利用する竹の粉碎機を琴浦町の自治会へ無料で貸し出しします。琴浦町は貸出実績に基づき、北栄町へ負担金を支払います。

〈申請者〉

自治会（個人での申請はできません）

〈使用料〉

無料
ただし、燃料費、運搬にかかる経費は自治会負担です。



竹の粉碎機を使用する自治会→

財源

琴浦町の負担額 5万円

森林環境譲与税関連事業

3,729万円

(農林水産課 農林水産振興係)



土砂災害を防いだり、雨水を貯蓄しゆっくりと川に流すといった機能を持つ山林を適正に管理していくため、森林所有者に対し今後の管理についての意向調査を行うほか、意向調査の結果を踏まえ今後の管理に関する計画策定を行います。

スギやヒノキなどの人工林は、森林の密度を調整する「間伐」を行うことで、樹木の成長や根の発達が促進され、土砂流出防止、風雪害に強い森林が作られるなどの効果があります。間伐の実施及び間伐された木材の搬出や販売を促進するため、間伐及び間伐材搬出等を行う森林所有者等に対し、補助金を交付します。

◇取組状況

意向調査 (竹内、宮木)

集積計画作成 (八反田、法万、宮場、森藤、別所、松谷)

間伐促進

◇経費

委託料	828万円
補助金	1,093万円
基金積み立て	1,808万円



↑集積計画作成にともなう現地調査



↑間伐されていない森林



↑間伐された森林

— 財 源 —

森林環境譲与税基金	1,921万円
琴浦町の負担額	1,808万円

農林水産課

ウニの身入り改善実証事業 50万円

(農林水産課 農村整備係)



ウニの食害による藻場減少と痩せウニ増加に対し、未利用の農産副産物を餌に活用し、低コストで高品質なウニ養殖の実証を行う事業者へ支援を行います。

◇経費

補助金	50万円
-----	------

◇対象経費

実証に必要な備品、餌代、管理作業費



(イメージ写真)

— 財 源 —

企業版ふるさと納税	50万円
-----------	------

漁業研修事業

705万円

(農林水産課 農林水産振興係)



漁業を始めたい、漁業関係の仕事に就きたいという新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修費用を助成することで、漁業への就業促進を図ります。

◇経費

補助金	705万円
-----	-------

◇研修の種類

養殖漁業の技術習得のための研修

◇対象経費 (3名分)

指導経費、研修手当、研修用具費、通勤手当、定住準備費、赴任旅費



— 財 源 —

県からの補助金	636万円
琴浦町の負担額	69万円

がんばる養殖支援事業

2,400万円

(農林水産課 農林水産振興係)

生産性増大や経営強化に取り組む意欲的な養殖事業者が作成し、認定された計画（がんばる養殖プラン）を実現するための施設・機械整備、省力化等に対して支援を行います。

〈申請者〉

プランの認定を受けた町内の養殖業者

〈整備内容〉

生産性を向上させる設備等
品質を向上させるための設備等
省力化・効率化のための設備等

◇経費

補助金 2,400万円
(補助率 県：1/3 町：1/6)



財 源

県からの補助金	1,600万円
琴浦町の負担額	800万円

船上山発電所

2,646万円

(農林水産課 農村整備係)



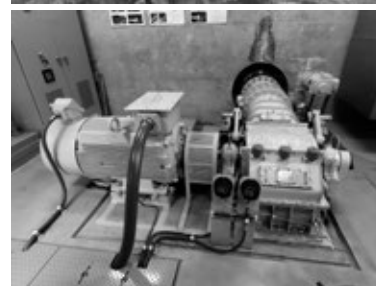
ダムの水を丘陵地の畑に送水するためには、ポンプの電気代や施設の維持管理費がかかります。

このため、平成26年12月から国営造成施設の船上山ダムのかんがい用水及び河川放流水を利用して、発電運営を行っております。

発電した電力量は全て売電し、関連する農業用施設の維持管理費にあてることで農村地域における低炭素社会を目指しています。

◇経費

維持管理にかかる経費	
委託料	498万円
役務費等	220万円
修繕や更新のための積立	
積立金	444万円
農業施設の維持管理費	
線出金	734万円
公課費（消費税）	150万円
予備費	600万円



財 源

売電料金	2,028万円
前年度繰越金	600万円
基金利息	18万円

高齢者の総合相談事業

513万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。

◇センターの主な業務

- ・高齢者や家族に対する総合的な相談および支援を行います。
- ・医療機関や福祉施設など関係機関と連絡調整をして、相談者に必要な制度の利用やサービスの紹介をします。
- ・民生委員や地域住民と連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援を行います。
- ・身体の弱い高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成と介護サービス事業者などとの調整をします。
- ・認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族へ早期相談、対応に向けて、もの忘れ相談を開催します。
- ・自立した生活が継続できるよう介護予防を目的とした教室や集いの場への参加を支援します。
- ・支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援を行います。

◇経費

予防プラン作成委託経費 513万円

◇地域包括支援センター人員体制

センター長 1名 保健師 1名 主任介護支援専門員 1名
 社会福祉士 1名 理学療法士 1名 介護支援専門員 2名 看護師 1名



財 源

介護保険料 (1号被保険者)	118万円	県の負担額	64万円
介護保険料 (2号被保険者)	139万円	琴浦町の負担額	64万円
国の負担額	128万円		

介護予防教室

1,201万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



「はればれ」「いきがい」

健康で生き生きとした老後を過ごすことを目的とし、知的活動、レクリエーション活動、転倒予防の運動を提供します。週に1回(はればれ)または2週に1回(いきがい)この教室に集まって脳トレや運動を行うことで、健康寿命を延ばすことができます。琴浦町内でこの教室を利用されている方は約100名で、1教室は8~14名です。

この介護予防教室では、定期的に運動の専門職が教室の指導にあたり、楽しいレクリエーションや集団での体操を通して筋力トレーニングやストレッチを実施します。

希望者はご自宅から会場まで車で送迎いたします。

◇経費

委託料 1,201万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない人
- ・家に閉じこもりがちな人
- ・もの忘れが多くなった人
- ・転倒することが多くなった人



財 源

介護保険料 (1号被保険者)	253万円	県の負担金	137万円
介護保険料 (2号被保険者)	296万円	その他収入	104万円
国の負担額	274万円	琴浦町の負担金	137万円

認知症総合支援

27万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



認知症に対する正しい理解の普及啓発に努め、「予防」と「共生」の取り組みを進めます。認知症についての相談や近隣同士の支援交流が進むよう、認知症が誰にとっても身近なものであることを周知していきます。また、早期発見・早期治療が出来るよう支援し、進行を緩やかにする予防行動について啓発していきます。認知症になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら、自分らしく暮らせる町を目指します。

◇主な業務

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発
小中学生から高齢者まで、全ての年齢層を対象に、認知症サポーター養成講座の開催を行います。
- 認知症高齢者等SOS見守りネットワーク
認知症等による行方不明者を、できるだけ早く安全に発見できるよう、対象の方の情報を事前登録します。また、関係機関の支援体制を構築します。
- 認知症の早期対応
認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に向けた支援を行います。
- もの忘れ相談（年3回）
認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じます。

◇経費

認知症サポーター養成講座テキスト等	5万円		
認知症専門医師 報償費	6万円	認知症初期集中支援医師 報償費	2万円
認知症地域支援推進員研修	4万円	その他事務費	10万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	7万円	県の負担額	5万円
国の負担額	10万円	琴浦町の負担額	5万円

琴浦体操普及啓発事業

2万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



琴浦体操は、誰でも気軽に取り組み始める体操で、週1回1年間の体操実施で体力年齢を4.8歳向上させることができました。また、身体機能が向上すると認知機能も改善します。

運動機能と認知機能の低下を防ぐことを目的に、この体操を広く地域に普及します。

◇経費

消耗品費	2万円
------	-----

◇令和7年度普及活動

- リーダーによる指導
 - ・サロン、介護予防サークル・地域体操教室などで実施。
 - また、町内介護保険事業所や福祉施設での実施。
- 町事業
 - ・健康教室
 - ・介護予防教室



財 源

介護保険料（1号被保険者）	0.4万円
介護保険料（2号被保険者）	0.6万円
国の負担額	0.5万円
県の負担額	0.25万円
琴浦町の負担額	0.25万円

介護予防サークル活動支援事業

280万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と地域住民が共に地域での生きがい活動（サークル）に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進するとともに、高齢者の閉じこもりの解消と社会参加や仲間づくりを行います。

◇経費

委託料	276万円
通信運搬費	4万円

◇対象者

40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上5人以上で要介護認定者等1人以上を含み、月4回以上活動するサークル



財 源

介護保険料（1号被保険者）	64万円
介護保険料（2号被保険者）	76万円
国の負担額	70万円
県の負担額	35万円
琴浦町の負担額	35万円

生活支援体制整備事業 555万円

(すこやか健康課
高齢福祉係・地域包括支援センター)



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、協議体を設置し、多様な主体による取組の調整及び重層的な生活支援等サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。

◇経費

委託料 555万円

◇生活支援コーディネーター業務内容

- ・協議体の運営
- ・生活支援・介護予防サービスの把握および創出・推進
- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング
- ・生活支援サービス・生活支援の担い手となるボランティア等の養成
- ・住民主体の通いの場の活性化に向けた体制整備
- ・関係者間のネットワーク構築
- ・多様な主体の意識向上や交流を目的とした研修会等の開催
- ・認知症の人と家族等が地域の中で安心して暮らせる地域づくりに向けた取り組み

財源

介護保険料（1号被保険者）	128万円
国の負担額	213万円
県の負担額	107万円
琴浦町の負担額	107万円

成年後見制度の利用支援 79万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



制度の普及啓発を行い、高齢者本人やその親族等からの相談や制度利用の支援を行います。また、経済的理由等で成年後見制度を利用できない高齢者を対象に制度利用の費用補助を行います。

◇経費

成年後見人等報酬補助	72万円
町長申立に関する経費	7万円
(申立手数料、登記手数料、診断書料、鑑定費用等)	

財源

介護保険料（1号被保険者）	19万円
国の負担額	30万円
県の負担額	15万円
琴浦町の負担額	15万円

高齢者福祉事業補助金 724万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



●単位高齢者クラブ・高齢者クラブ連合会補助金

高齢者の社会参加の促進のため会員の健康の増進及び地域社会との交流を図ることを支援します。生きがいづくり、健康づくり及び就労機会の支援を行います。

◇経費

補助金 193万円

●シルバー人材センター補助金

高齢者の能力を活かした就業機会の増大、及び生きがいづくりを支援する。

◇経費

補助金 530万円
負担金 1万円

財源

県の負担金	129万円
ふるさと納税	510万円
琴浦町の負担額	85万円

長寿祝い品 83万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



町内在住の高齢者の長寿をお祝いします。

◇対象者

88歳：昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生
100歳：大正15年3月31日～昭和2年3月31日生

◇経費

記念品（88歳135人）	67万円
記念品（100歳15人）	7万円
その他事務費	9万円

財源

ふるさと納税	70万円
琴浦町の負担額	13万円

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

1,065万円

(すこやか健康課)



健診、医療、介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、疾病予防における保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで高齢者のフレイル予防を図り、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

◇取り組みの内容

- ① 健診、医療、介護に関するデータを活用し、個人、集団ごとの健康リスクを把握します。
- ② フレイルリスクの高い高齢者に対し個別訪問を行い、健康状態の確認、保健指導や支援を行います。(個別支援)
【主な事業】
 - ・ AIと電力データを用いたフレイル検知サービス
75歳以上の介護認定等を受けてない一人暮らしの方を対象に、電気の使用状況をAIが分析し、早い段階でフレイルリスクを検知し、職員が訪問の上、介護予防サービス等の必要な支援につなぎます。
 - ・ オーラルフレイル予防歯科衛生士派遣事業
口腔機能低下リスクのある後期高齢者宅へ歯科衛生士を派遣し、口腔機能低下防止の支援を行います。
- ③ サークルなどの通いの場において、フレイル予防や生活習慣病予防に関する啓発や健康相談、フレイルや健康に関するチェックを行い、必要に応じて各種サービスの紹介を行います。(集団支援)

◇経費

職員人件費	1,010万円
委託料	16万円
報償金等	39万円

財 源

広域連合の受託事業収入	1,065万円
-------------	---------

介護保険事業

21億4,976万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



●介護保険認定事務

介護保険サービスを利用するための申請・更新等を受け付け、要介護認定、保険証・負担割合証などの交付を行います。

◇令和8年度対象者数(見込み)

被保険者	6,015人 (65歳以上高齢者)
要介護認定者	1,072人

◇経費

介護認定審査会(ふるさと広域連合負担金)	436万円
認定審査会システム保守委託料	23万円

●第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定

委員会で地域のニーズを分析し、第10期(令和9～11年度)のサービス体制の整備目標と予算を定める計画を策定します。

◇経費

策定委員会 報償費等	7万円
------------	-----

●介護保険給付

40歳以上の方が被保険者となって納める保険料と国県町の負担金を財源とし、介護や支援が必要となった時に介護サービスが利用できるよう保険給付を行います。

◇令和8年度一月あたり延べ利用者数(見込)

居宅サービス	1,897人
地域密着型サービス	126人
施設サービス	197人

◇経費

居宅サービス費	9億2,370万円
地域密着型サービス費	3億6,560万円
施設サービス費	7億6,000万円
高額介護サービス費	5,130万円
特定入所者介護費	4,210万円
審査支払手数料	240万円

財 源

介護保険料(1号被保険者)	3億9,668万円	県の負担額	3億827万円
介護保険料(2号被保険者)	5億7,918万円	介護給付費準備基金積立金	2,471万円
国の負担額	5億5,298万円	琴浦町の負担額	2億8,794万円

集団検診

1,618万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、各種がん検診と肝炎ウイルス検査、健康診査等が一度に全て受けられるようセットにした集団検診を実施します。

また、就労している方でも受診しやすいよう、休日検診も実施します。

あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

※年齢対象者全員へ、受診券などの必要書類を配付します。検診日程等確認のうえ、希望受診日の5日前までにインターネット予約またはすこやか健康課へ電話予約をお願いします。

検診月	予約開始日
6月、7月、8月	6月5日(金)～
9月、10月	8月5日(水)～
11月、12月	10月5日(月)～

※検診月により予約開始日が異なります。

◇検診日程

区分	内容	月	検診日	会場
集団 (平日)	①国保特定健診(40～74歳) ②後期高齢者健診(75歳以上) ③基本健診(19～39歳) ④胃がん検診(30歳以上) ⑤大腸がん検診(30歳以上) ⑥子宮がん検診(20歳以上) ⑦乳がん検診(40歳以上) ⑧肺がん検診(40歳以上) ⑨結核検診(65歳以上) ⑩前立腺がん検診(50歳以上) ⑪肝炎ウイルス検診(40～69歳)	6月	30日(火)	分庁舎 (赤碕1140-1)
		7月	1日(水)、27日(月) 28日(火) 午前	
		8月	25日(火)	
		9月	14日(月)	本庁舎 保健センター (徳万591-2)
			15日(火) 午前	
			30日(水) 午前	
			10月	
		11月	13日(金)、16日(月) 27日(金) 午前	
			12月	15日(火) 16日(水) 午前
		集団 (休日)	同上	11月
がん検診 のみ	肺がん・結核検診、大腸がん検診 乳がん検診、子宮がん検診	8月	25日(火) 午後	分庁舎
	子宮がん検診、乳がん検診	12月	15日(火) 午後	本庁舎 保健センター

◇出張がん検診

ショッピングセンターアプトにて肺がん・結核検診、大腸がん検診を実施します。【日程】10月16日(金)

◇大腸がん検診窓口受付(容器配付)

本庁舎すこやか健康課窓口で、随時受け付けます。

期間：6月1日(月)～12月28日(月) 8時30分～17時15分(土日・祝日は除く)

◇経費

委託料 1,387万円
諸経費 231万円

財源

県からの補助金 54万円
検診自己負担金 11万円
琴浦町の負担額 1,553万円

医療機関検診

2,274万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、医療機関で受けられる各種健診・がん検診を実施します。
あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

※年齢対象者全員へ、受診券・検診案内を配付します。ご確認のうえ、早めに受診しましょう。

◇検診実施期間

- ・国保特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診
令和8年5月1日(金)～令和9年2月27日(土)

◇医療機関に持参するもの

- ①国保特定健診の受診券(水色)
- ②後期高齢者健診受診券(桃色)
※マイナンバーカード(マイナ保険証)、資格確認証等(①又は②の方)
- ③各種がん検診の受診券(緑色)
- ④自己負担金

◇注意事項

- ①受診する際は、希望の医療機関に事前に電話で予約してください。
- ②希望する健診・がん検診の受診券を医療機関窓口へ提出してください。
- ③検診実施期間を厳守してください。※早めに受診するようにしましょう。

※受診券の再発行は「すこやか健康課」へお問合せください。(電話：0858-52-1705)



◇受診できる医療機関

検診区分	委託医療機関
国保特定健診 後期高齢者健診 胃がん検診(胃カメラ検査) 肺がん・結核検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 乳がん検診 子宮がん検診	中部地域内の病院・医院 ※受診券と一緒に配布している検診案内をご確認下さい

※乳がん検診及び子宮がん検診につきましては、西部地域内の病院・医院でも受診可能です。

検診実施期間(西部地域の病院・医院のみ)
令和8年7月1日(水)～令和9年1月末日

◇経費

委託料 2,223万円
諸経費 51万円

財源

検診自己負担金 2万円
琴浦町の負担額 2,272万円

健康教室

28万円

(すこやか健康課 健康推進係)



がんや生活習慣病の疾病予防、フレイル予防等をテーマとした教室を開催し、みなさんの健康寿命の延伸を目指します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)
健康不安の相談もでき、参加者同士の情報交換や交流の場にもなりますので、ぜひご参加ください。

◇部落・一般・高齢者・地区別健康教室

各団体等の要望と参加者の年齢層に応じて、健康教育・健康相談及び運動指導を行います。

◇事業所健康講座

事業所等の依頼により、町内事業所に勤務する方（町外住民を含む）を対象に健康教育を実施します。
また事業所訪問を行い、健康関連事業を紹介します。

◇健康づくり講演会

健康に関する講演会を開催し、地域での健康づくりを目指します。

◇経費

報償費（医師等） 22万円
諸経費 6万円



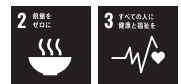
財源

県からの補助金	6万円
広域連合の受託事業収入	17万円
琴浦町の負担額	5万円

食育推進事業

70万円

(すこやか健康課 健康推進係)



食や健康に関する知識と食を選択する力を身につけ、よい食習慣を実践できるよう食生活改善推進員（食改）と連携し各種食育推進事業を行います。

◇食改による料理教室

部落やサークルなどの集まりを対象に、生活習慣病予防やフレイル予防を目的とした講話と料理講習会を開催します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

◇広報やイベント等での食育啓発

健診会場やイベント会場等で食生活改善のための啓発を行います。

◇経費

報償費 6万円
需要費等 36万円
委託料（食改） 28万円



財源

琴浦町の負担額	70万円
---------	------

健康相談

1万円

(すこやか健康課 健康推進係)



心身の健康不安に対し、保健師・栄養士が個別に相談に応じます。個人に見合った必要な助言を行い、町民の健康に対する不安の軽減や健康管理、健康増進を図ります。健康診断受診後の結果相談も対応しています。

◇健康相談 (電話・面談相談とも随時受付)

心身の健康についての相談を随時受け付けています。相談の内容によって、血圧測定、体重・体脂肪測定、尿検査を行います。ご家族などのご健康についての相談も承ります。

個人情報厳守しますので、安心してご相談ください。

◇経費

消耗品費ほか 1万円

財源

琴浦町の負担額 1万円

献血推進事業

6万円

(すこやか健康課 健康推進係)



血液製剤の安定した供給を図るため、町内事業所と連携し、献血を実施します。

◇実施日数

年間4日 (16事業所で実施)

◇経費

献血記念品ほか 6万円



財源

琴浦町の負担額 6万円

こころの健康に関する支援事業 **ゼロ円**

(すこやか健康課 健康推進係)



様々なこころの悩みを抱えている方に対して、悩みを相談できる相談先の提供を行っています。対面や電話で相談しづらい方は、LINEやSNSでも相談できます。

そのほか、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、幅広い相談体制と支援を充実させるため、関係機関の支援団体と協定を結んでいます。

◇相談先

- ・ライフリンク (電話 0120-061-338)
- ・県立精神保健福祉センター (電話 0857-21-3031)
- ・こころの相談 (倉吉保健所内) (電話 23-3921)
- ・とっとりいのちの電話 (電話 0857-21-4343)



- ・鳥取県「眠れてますか？」
- ・睡眠キャンペーンキャラクター「スーミン」

熱中症予防事業

14万円

(すこやか健康課 健康推進係)



熱中症による健康被害を未然に防ぐために、国や県から熱中症に関する注意情報が発令された場合に町民や関係機関への周知を行います。また、危険な暑さから身を守るために誰でも利用できる涼しい休憩場所として、クーリングシェルターを設置します。

さらに、熱中症に関する予防意識を高めるために、講演会の開催や訪問、健康教室、検診会場等で啓発を行います。

◇経費

報償費 2万円
 需用費 6万円
 役務費 6万円



財源

広域連合の受託事業収入 14万円

大人の予防接種

3,867万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の発症や重症化、合併症を予防するため、委託医療機関で予防接種を実施します。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、対象となる方には接種券をお送りします。接種券の有効期間内は、公費による一部助成を受けて予防接種が受けられます。有効期間を過ぎると全額自己負担になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

	予防接種名	予防する病気	対象年齢等	助成回数	上段：助成額 (下段：自己負担額)
定期接種	高齢者用肺炎球菌ワクチン接種	肺炎球菌による肺炎	①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方 ※過去に、肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外	生涯1回	7,680円 (3,000円)
	高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方	年1回	1,860円 (2,300円)
	新型コロナウイルス感染症予防接種	新型コロナウイルス感染症			11,100円 (4,500円)
	带状疱疹予防接種	带状疱疹	①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいや有する方 ③65歳を超える方は5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳) ※③は5年間の経過措置 ※過去に带状疱疹予防接種をしたことがある方は対象外	生涯1回	生ワクチン 4,860円 (4,000円) 組換えワクチン 12,060円 (10,000円) ※1回あたりの額
【注意事項】 生ワクチンまたは組換えワクチン、どちらか一方のみの接種です。 生ワクチンは1回のみ接種ですが、組換えワクチンは2回接種が必要なため2回分を助成します。					
任意接種	成人風しん	風しん	①妊娠を希望する女性で風しん抗体価の低い方 ②妊娠を希望する女性(風しん抗体価の低い方)の同居者(風しん抗体価の低い方) ③妊婦の配偶者(内縁を含む) ④妊婦の同居者	生涯1回	接種金額の2/3 (上限8,000円) ※100円未満切捨て

◇経費

定期予防接種 3,844万円
任意予防接種 12万円
その他 11万円

財源

国からの補助金 5万円
県からの補助金 9万円
琴浦町の負担額 3,853万円

中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業 26万円

(すこやか健康課 健康推進係)



ピロリ菌による胃の炎症が起こる前に、有効な薬の量を服用できる中学生を対象にピロリ菌感染の有無を検査し、感染者に対して除菌治療を行います。それにより、将来の胃がん発生、家庭内感染を予防します。

◇対象者

町内に住所がある中学2年生（希望者）

◇経費

需用費	1万円
役務費	3万円
委託料	22万円

財 源

琴浦町の負担額	26万円
---------	------

補聴器購入費助成事業

75万円

(すこやか健康課 健康推進係)



加齢性難聴は誰にでも起こりうる可能性があり、必要な方が補聴器を早期から利用することで、自分らしく生き生きとした生活を送ることができるように、補聴器購入費の一部を助成します。

◇対象者 以下の①～③の全てに該当する人

- ①町内に住所がある、40歳以上の人
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ③両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の人、または医師が補聴器の必要性を認めた人

◇助成額

補聴器本体の購入費用の2分の1（上限3万円）

◇経費

補助金	75万円
-----	------

財 源

ふるさと納税	70万円
琴浦町の負担額	5万円

健康経営推進事業

45万円

(すこやか健康課 健康推進係)



◇健康経営支援モデル事業補助事業

事業所において従業員の健康づくりに積極的に取り組み、従業員の業務効率を改善することで企業の生産性を高める経営手法「健康経営」を推進し、町内事業所などに取り組んでもらうことにより、若いうちからの健康状態の維持・改善や疾病予防をはかることで、町民の健康寿命延伸を目指します。

また、日本健康会議が認定する健康経営優良法人の認定に向けた支援を行い、町内事業所の企業イメージ・ブランド力の向上を目指します。

・事業の流れ

- ① 事業所の厚生担当者、事業所が加入する医療保険者、町の保健師などで構成するチームを組織します。
- ② チームで事業所における健康に関する課題を見つけ、解決に向けて行うことや取り組みのゴールを決めます。
- ③ 実際に取り組みを実践し、その結果をチームで評価します。

・費用の助成

町では、この取り組みによりかかる費用の全額を助成します。

【区分と助成額】

大規模事業所（主に従業員数301人以上の事業所） 25万円

中小規模事業所（主に従業員300人以下の事業所） 20万円

※対象となる事業所の区分（従業員数）は、業態によって異なります。

◇経費

補助金	45万円
-----	------

財 源

県からの補助金	10万円
琴浦町の負担額	35万円

国民健康保険（保険給付費）13億2,953万円

(すこやか健康課 保険係)



国民健康保険の被保険者が医療を受けたとき、法令に定められた保険給付を行います。

◇令和8年度平均被保険者数（見込）：3,124人

◇経費

療養給付費	11億4,067万円
療養費	463万円
高額療養費	1億7,816万円
出産育児一時金	150万円
葬祭費	60万円
審査支払手数料	366万円
その他の給付	31万円

財源

県の負担額	13億2,700万円
国民健康保険税等	253万円

国民健康保険（保健事業）1,723万円

(すこやか健康課 保険係)



国民健康保険の被保険者の健康の推進と、医療費の適正化を目的に、保健事業を行います。

事業名	内容
特定健診 特定保健指導	生活習慣病予防を目的に行います。 ※令和7年度から5年間41・46・51・56・61・66・71歳になる年度の特定健診自己負担金を無料化。
人間ドック助成	人間ドックの受診費用を、一部助成します。
その他事業 (医療費適正化)	医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を送付します。また重複多剤服薬者訪問を行います。

◇経費

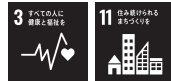
特定健診等の費用	1,171万円
人間ドックの費用	308万円
その他の事業の費用	244万円

財源

県の負担額	688万円
国民健康保険税等	1,035万円

国民健康保険（その他経費）5億1,656万円

(すこやか健康課 保険係)



国民健康保険の職員人件費や事務費は、町の一般会計からの繰入（町の税金等）でまかなわれています。

また平成30年度から国民健康保険の財政運営が市町村単位から県単位となったことにもない、市町村は県が決定した納付金を県へ納付します。この納付金等を財源として、県は市町村が医療費（保険給付費）を支払うために必要な金額を交付金として全額市町村に交付します。

◇経費

国民健康保険事業費納付金	4億8,467万円
職員人件費・事務費	2,429万円
その他の経費（還付金等）	260万円
予備費	500万円

財源

国の負担額	1,823万円
県の負担額	5,943万円
国民健康保険税等	3億4,730万円
基金の取崩し額	2,584万円
琴浦町の負担額	6,576万円

後期高齢者医療

6億7,883万円

(すこやか健康課 保険係)



75歳以上の人が入る後期高齢者医療は県内の市町村で構成する広域連合によって運営されています。

市町村は各種窓口手続きや保険料の徴収、健診事業を行うほか、広域連合の運営（医療費の支払等）のための費用を負担しています。

◇令和8年度平均被保険者数（見込）：3,563人

◇経費

広域連合への負担金・納付金 (医療費の約8%分の一部等)	3億215万円
(保険料等)	3億6,764万円
健診等の費用	663万円
事務費等	241万円
※後期高齢者の医療費は広域連合が支払っており、町はその一部を負担金として支出しています。	

財源

後期高齢者医療保険料	2億7,862万円
県の負担額	6,677万円
広域連合の負担額	643万円
琴浦町の負担額	3億2,701万円

特別医療

1億2,646万円

(すこやか健康課 保険係)



鳥取県独自の制度で、障がいのある人、小児等に対して医療費助成を行っています。

県内の医療機関で受給資格証（青色）を提示すると、医療費の支払いが資格や所得等に応じた自己負担額まで（小児対象者は自己負担額が無料）になります。

◇対象者

- 身体障がい者（1・2級）
- 重度知的障がい者（A判定）
- 精神障がい者（1級）
- 小児（18歳の年度末まで）
- ひとり親家庭
- 特定疾病

◇経費

特別医療費	1億2,342万円
審査支払手数料等	304万円

財 源

県の負担額	5,590万円
諸収入（高額療養費を充当）	1,457万円
ふるさと納税	1,000万円
町債（借金）	2,000万円
琴浦町の負担額	2,599万円

心身障がい者医療費助成

393万円

(すこやか健康課 保険係)



特別医療の対象とならない程度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担額のうち、半額を助成しています。

医療機関で医療費を支払い、後日役場で申請することで差額を支給します。

◇対象者

- 身体障がい者（3・4級）
- 重度知的障がい者（B判定）
- 精神障がい者（2級）

※ただし、町民税が非課税の人が対象。

また、70歳以上の方や後期高齢加入者、特別医療費受給資格者は助成の対象外。

◇経費

心身障がい者医療費	388万円
事務費	5万円

財 源

琴浦町の負担額	393万円
---------	-------

自立支援医療

1,792万円

(すこやか健康課 保険係)



障がいの軽減・除去や機能回復を目的とした医療費について助成を行います。

◇対象者

- 更生医療：身体障害者手帳をお持ちの人
- 育成医療：障がいのある児童
- 更生医療の例
 - 腎臓機能障がいの人→人工透析
 - 心臓機能障がいの人→ペースメーカー植込み
- 育成医療の例
 - 言語障がいの人→口蓋裂等に対する形成術

◇経費

医療給付費	1,781万円
その他経費	11万円

財 源

国の負担額	890万円
県の負担額	444万円
琴浦町の負担額	458万円

腎臓機能障がい者交通費助成

53万円

(すこやか健康課 保険係)



腎臓に障がいのある人が人工透析を受けるために通院した場合に、自宅からの距離に応じて交通費を助成します。

◇対象者

- 血液透析のため通院している町民税非課税の在宅の人
- ※ただし、医療機関までの距離が片道2km以上で、医療機関の送迎事業を利用していない人が対象。

◇経費

交通費助成	52万円
郵便代	1万円

財 源

琴浦町の負担額	53万円
---------	------

子どもの居場所づくり事業 108万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図ることを目的とします。

◇経費

運営、事業立上経費 108万円



財源

国の負担額	72万円
琴浦町の負担額	36万円

家計改善支援事業 63万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、相談者の家計を管理する力を強め、早期に生活が再生されることを支援します。

◇経費

委託料 63万円



財源

国の負担額	42万円
琴浦町の負担額	21万円

社会福祉協議会への補助金交付 1,267万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



地域福祉の向上を目的に地域福祉推進の中心的担い手である町社会福祉協議会に対し、地域福祉活動の補助金を交付します。

社会福祉協議会への地域福祉事業費

福祉委員活動支援他	874万円 (補助率10/10)
広報活動、福祉機器等貸出	129万円 (補助率1/2)
法人運営、会計	264万円 (補助率1/3)

◇経費

・地域福祉活動への補助金	1,267万円
--------------	---------

財源

琴浦町の負担額	1,267万円
---------	---------

障がい福祉施策負担金、補助関係 729万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・社会参加を推進するため各種団体等へ補助金を交付します。また障がい福祉計画の策定、聴覚障がい者用情報受信装置の導入を行います。

◇経費

障がい福祉計画策定委員報償費	5万円
聴覚障がい者用情報受信装置購入費	10万円
町身体障がい者福祉協会補助金	9万円
町手をつなぐ育成会補助金	9万円
郡身体障がい者福祉協会負担金	6万円
障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金負担金	5万円
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	83万円
重度障がい児者支援事業補助金	189万円
強度行動障がい者入居等支援事業補助金	242万円
要医療障がい児者受入事業所看護師等配置事業費給付費	155万円
医療的ケア児等送迎支援事業	5万円
手話通訳者派遣事業	6万円
障がい者インフルエンザ予防接種給付費	5万円

財源

県の負担額	337万円
琴浦町の負担額	392万円

成年後見関係 140万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部圏域1市4町共同委託で成年後見制度に関する利用相談及び相談対象者への情報提供、成年後見手続き支援に関する業務を委託します。また、成年後見人の申立費用及び報酬を助成します。

◇経費

成年後見センター委託事業	111万円
成年後見利用支援事業	29万円

財源

国の負担額	9万円
県の負担額	7万円
琴浦町の負担額	124万円

障がい者交通費助成・運転免許取得助成 86万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



交通費の負担軽減のため、重度障がいのある人(身体手帳1・2級、精神手帳1級、療育手帳A)を対象にタクシー料金助成券を交付します。また、就労訓練等のために事業所に通所する人に対し、交通費の一部を助成します。

社会参加を目的として、下肢・体幹機能に障がいのある人が自動車改造を行う場合及び障がい者手帳等所持者が運転免許を取得された場合に助成を行います。

◇経費

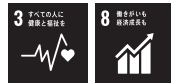
重度障がい者タクシー料金助成	31万円
作業所等通所障がい者交通費助成	45万円
自動車改造助成・運転免許取得助成	10万円

財源

琴浦町の負担額	86万円
---------	------

特別障害者等手当支給 887万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とされる在宅の人に手当を支給します。

◇経費

特別障害者手当	768万円
障害児福祉手当	119万円

財 源

国の負担額	665万円
琴浦町の負担額	222万円

委託事業 448万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部1市4町が合同で業務を委託し、様々なサービスを行います。

◇経費

事業内容	経費
聴覚障がいのある人への手話通訳者等派遣事業	300万円
聴覚障がい者のコミュニケーションを保障しながら活動の場を提供	11万円
点訳朗読奉仕員の養成研修の実施	10万円
手話奉仕員の養成研修の実施	73万円
失語症者向け意思疎通支援者の派遣等の負担金	9万円
中部圏域あいサポートフェスタ事業	45万円
合 計	448万円

財 源

国の負担額	125万円
県の負担額	115万円
他市町負担金	25万円
琴浦町の負担額	183万円

自立支援給付

5億5,996万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの支給及び補装具の給付を行います。

◇経費

・補装具給付事業（車椅子、歩行器、補聴器等） 388万円

・自立支援給付事業（主なもの） 5億5,608万円

	サービス	金 額
訪問系	居宅介護	670万円
	同行援護	487万円
日中活動系	療養介護	3,067万円
	生活介護	1億8,027万円
居住系	施設入所支援	6,721万円
	共同生活援助	7,184万円
就労系	就労継続支援A型	2,620万円
	就労継続支援B型	1億4,010万円
	計画相談支援	676万円
	その他	2,146万円
	合 計	5億5,608万円

財 源

国の負担額	194万円
県の負担額	97万円
琴浦町の負担額	97万円

財 源

国の負担額	2億7,804万円
県の負担額	1億3,902万円
琴浦町の負担額	1億3,902万円

障がい児通所給付 3,484万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



児童が心身ともに健やかに育成できるよう、集団生活への適応訓練、理学療法・機能訓練、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◇経費

サービス	金額
児童発達支援	312万円
医療型児童発達支援	15万円
放課後等デイサービス	2,583万円
保育所等訪問支援	299万円
サービス利用計画	275万円
合計	3,484万円

財源

国の負担額	1,742万円
県の負担額	871万円
琴浦町の負担額	871万円

療養介護医療費事業 918万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいの軽減、除去や機能回復を受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減します。

◇経費

サービス	金額
療養介護給付費	918万円
合計	918万円

財源

国の負担額	459万円
県の負担額	229万円
琴浦町の負担額	230万円

地域生活支援給付 1,115万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付、日中の活動の場等の居場所の提供、外出の際の移動の支援を行います。

◇経費

日常生活用具の給付	500万円
日中一時支援	480万円
移動支援	135万円

財源

国の負担額	346万円
県の負担額	278万円
琴浦町の負担額	491万円

戦没者追悼式開催等 12万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し平和を祈念するため戦没者追悼式を開催します。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務（申請の受付、対象者への通知）を行います。

◇経費

式典経費	7万円
通信運搬費	5万円

財源

県の負担額	1万円
琴浦町の負担額	11万円

重層的支援体制整備事業

1,902万円

(福祉あんしん課 生活支援係、障がい福祉係)



地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために
①相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を実施します。

◇経費

①相談支援事業

【自立相談支援事業】

生活困窮者とその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い関係機関との連絡調整を行います。相談者の属性や世代に関わらず世帯全体への必要な支援を行います。

委託料 659万円

【障がい者地域生活支援センター事業】

相談支援業務、研修（啓発研修、スキルアップ研修）の実施を委託します（中部1市4町委託事業）

委託料 243万円

【障がい児相談支援事業】

児童相談支援業務の体制を強化します。（4町委託事業）

委託料 38万円

②地域づくり事業

【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】

地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備を行います。（琴浦町社会福祉協議会に補助）

補助金 600万円

③多機関協働事業等

【多機関協働事業】

複合・複雑化した課題を抱えている方に対し、重層的支援会議を開催し、多機関で協働して支援を行います。また、関係機関（者）によるネットワークを構築し、包括的な支援につなげます。

事務費等 41万円

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

必要な支援の届いてない方へ支援を届け、ひきこもりなど潜在化している相談者を「悩み何でも相談」等で早期発見し、訪問等による関係づくりを行います。

事業費等 40万円

【参加支援事業】

社会との交流の希薄さや孤立などを理由に相談や制度につながりにくい方を対象に就労継続支援B型事業所で本人にあった参加支援を行います。

誰でも安心して集える居場所づくりとして「ことうらふれあいマルシェ」を開催し、社会や地域とのつながりを促進します。

報償費等 281万円



財 源

国の負担額	974万円
県の負担額	90万円
琴浦町の負担額	838万円

民生児童委員活動の機能強化 360万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



民生児童委員の活動環境を整備し、委員活動の円滑化を目的に民生児童委員活動費の支給、民生児童委員協議会への補助金交付を行います。

◇経費

民生児童委員活動費	268万円
民生児童委員協議会補助金	59万円
民生児童委員推薦会委員報償費	2万円
鳥取県社会福祉協議会負担金	8万円
中部民生児童委員協議会負担金	23万円

財 源

県の負担額	1万円
琴浦町の負担額	359万円

児童扶養手当の支給 8,156万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与することを目的として手当を支給します。

◇対象者

18歳までの児童を養育するひとり親家庭の父または母（離婚、死亡、障がい、生死不明、DV保護など）

◇支給回数

年6回（1・3・5・7・9・11月に2ヵ月分）

◇経費

手当 8,156万円



財 源

国の負担額	2,715万円
その他収入	10万円
琴浦町の負担額	5,431万円

ひとり親福祉事業 371万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



母子家庭および父子家庭の自立に向けた生活支援、就労支援、経済的支援を行います。

◇経費

母子生活支援施設及び助産施設措置	177万円
DV被害者等を母子生活支援施設に、入院助産を受けることができない者を助産施設に入所させ支援します。	
高等職業訓練促進給付金	168万円
自立支援教育訓練給付金	20万円
ひとり親家庭の父または母が、資格を取得するために養成機関で修業または雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、給付金を支給します。	
養育費にかかる公正証書等作成促進事業助成金	6万円
養育費の取決めの継続的な履行確保を図るため、公正証書作成等にかかる費用を助成します。	

財 源

国の負担額	232万円
県の負担額	44万円
琴浦町の負担額	95万円

生活保護 1億7,528万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



生活に困窮するすべての人に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行います。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、適正な保護実施に必要な体制を整備します。

◇経費

1 生活保護総務費	
嘱託医報酬	25万円
診療報酬介護報酬審査支払手数料	20万円
医療扶助オンライン資格運用経費	1万円
その他	32万円
2 生活扶助費	1億7,450万円
生活保護には8つの扶助があり、世帯の実情に合わせて必要な扶助を行います。	

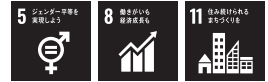
財 源

国の負担額	1億3,034万円
県の負担額	161万円
その他収入	20万円
琴浦町の負担額	4,313万円

子育て支援サービス

2,306万円

(子育て応援課 こども未来係)



地域における子育ての拠点づくりや保護者のニーズに応えた保育を充実し、子育て中の保護者を支援します。

◇子育て支援センター

子育て中の保護者を応援するための施設として、町内に2箇所の子育て支援センターを開設しています。
子育て支援センターは、未就園のお子さんと保護者が、気軽に安心して利用できる地域の子育て支援の場です。

職員が子育てに関する心配ごとの相談に応じたり、子どもをのびのびと遊ばせながら、子育て中の保護者同士で情報交換ができるなど、いろいろな楽しみ方ができます。

【利用条件】 未就園の子どもとその保護者

【実施場所】 ひまわり (みどり保育園) 月曜日～金曜日 9:30～11:30、13:30～15:15
土曜日 9:30～11:30 (月2回) ※多世代交流施設で実施
アトリエ・ラボ (赤碓こども園) 月曜日～土曜日 9:00～15:00

◇乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

普段家庭で過ごしているお子さんがこども園での遊びや保育職員と関わりを体験したり、保護者が保育職員の関わりを知り、子育てのヒントにできる場として、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位でこども園を利用できる事業です。

【実施場所】 やばせこども園 【実施日時】 月曜日～金曜日 (祝日除く) 9:00～11:00

◇一時保育

保護者の仕事、病気、育児疲れ、急用の際に未就園のお子さんを一時的にお預かりします。

【実施場所】 やばせこども園 (生後6か月～) 月曜日～土曜日 7:15～18:45
みどり保育園 (生後2か月～) 月曜日～土曜日 7:30～18:00

◇休日保育

町内に住所があり、こども園・保育園に在園している1歳6か月以上の児童で、日曜、祝日に仕事等の都合でご家庭での保育が困難な場合に、お子さんをお預かりします。

【実施場所】 しらとりこども園 【実施日時】 日曜日、祝日 7:30～18:30

◇休日保育室開放事業 (ぼかぼかオープンデー)

休日保育室と園庭を月1回程度、一般に開放し、休日の親子の遊び場を提供します。

【実施場所】 しらとりこども園
【実施日時】 毎月第2日曜日 (7、8、10月のみ第1日曜日、1月のみ第3日曜日) 9:30～11:30

◇病児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できないお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病児保育室「きらきら園」(厚生病院内) 【実施日時】 月曜日～金曜日 8:00～18:00
病児保育室「キッズケア ポノ」(アロハこどもクリニック内)
【実施日時】 月・火・水・金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00

◇病後児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できない病後の回復期のお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病後児保育施設「すくすく園」(野島病院内) 【実施日時】 月曜日～土曜日 8:00～17:30

◇経費

私立保育園運営費等補助金 2,058万円
休日保育運営費等 144万円
病児・病後児保育委託料 104万円

財 源

国からの補助金	768万円
県からの補助金	768万円
利用料等	36万円
琴浦町の負担額	734万円

放課後児童クラブの運営

6,541万円

(子育て応援課 こども未来係)



町内の小学校に通う主に低学年の児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

琴浦町では公立4クラブ、私立1クラブの計5つの放課後児童クラブを開設しています。

令和5年度から、公立4クラブは民間企業に運営を委託し実施しています。

◇定員

浦安放課後児童クラブ (浦安小) …70人

八橋放課後児童クラブ (八橋小) …60人

聖郷放課後児童クラブ (聖郷小) …40人

船上放課後児童クラブ (船上小) …40人

しおかぜクラブ (私立) (赤碓小) …40人



◇開設日時

開設時間 【平日】…下校時 (通常は14時) から18時30分

【土曜日・長期休暇等】…7時30分から18時30分 (公立のみ)

休業日 日曜日・祝日、8月13日から16日 (公立のみ)、

年末年始 (公立…12月29日～1月3日、私立…12月30日～1月3日)、災害等事情のあるとき

◇経費

公立放課後児童クラブ運営費	4,800万円
施設維持管理費等	645万円
除雪業務委託料 (3箇所)	25万円
放課後児童健全育成補助金	1,071万円

財源

国からの補助金	1,799万円
県からの補助金	1,799万円
利用料等	473万円
多世代交流施設利用料	28万円
琴浦町の負担額	2,442万円

乳幼児家庭保育支援給付

700万円

(子育て応援課 こども未来係)



乳幼児を日中家庭で子育てする保護者等に、給付金を支給し、経済的支援と乳幼児との愛着形成を助長し乳幼児の健全な育成を図ることを目的とします。

◇対象者

町内に在住している生後6か月を超え満2歳に満たない乳幼児で、保育が必要な認定を受けていない乳幼児を養育する保護者。

また、保護者が育児休業給付金を受給しておらず、同居家族に町税等の滞納がない保護者。

◇給付金額

1箇月につき乳幼児1人当たり30,000円。

◇経費

給付金 700万円

財源

県からの補助金	150万円
琴浦町の負担額	550万円

こども園・保育園の運営

4億4,398万円

(子育て応援課 こども未来係)



保育が必要な子どもを預かり、心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
また、3歳以上の保育を必要としない子どもで、教育を希望する場合には、教育標準時間でのサービスを提供します。

◇定員

町立園	しらとりこども園…140人	やばせこども園 …120人	こがねこども園…90人
	ことうらこども園… 60人	ふなのえこども園… 90人	
町内私立園	みどり保育園 … 70人	赤碓こども園 … 90人	

◇経費

町立こども園管理費	1,586万円
ICTシステム保守・運用業務委託料	484万円
給食調理等業務委託費	4,293万円
芝管理委託料	2,934万円
こども園等研修費	50万円
私立保育委託費	9,193万円
私立こども園施設型給付費	1億5,804万円

町立こども園運営費

【しらとりこども園】	1,730万円
【やばせこども園】	1,743万円
【こがねこども園】	2,145万円
【ことうらこども園】	1,008万円
【ふなのえこども園】	1,476万円

私立こども園・保育園補助金

延長保育事業	137万円
乳児保育事業	291万円
障がい児保育事業	450万円
低年齢児受入保育士等特別配置事業	750万円
保育体制強化事業	294万円

◇保育士等人材確保

保育施設就職奨励金	30万円
-----------	------



財 源

国からの補助金	1億2,674万円
県からの補助金	7,003万円
ふるさと納税	365万円
利用料等	1,839万円
町債(借金)	900万円
琴浦町の負担額	2億1,617万円

親子の健康推進と子育て支援（教室・相談）事業

1,547万円

(子育て応援課 こども家庭センター)



妊娠中のお母さんの体調や胎児の成長、就学前の乳幼児の健康状態や発達の確認を行うため、各種健診や費用助成を実施します。また、お子さんのすこやかな成長と保護者のみなさんが楽しんで育児に取り組んでいただくため、各種教室や相談日を設けるなどの子育て支援を行います。

◇母子健康手帳の交付

妊娠届出により、母子健康手帳を交付します。

◇妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に受診券（14回分）を交付します。医療機関で妊娠中に必要な診察・血液検査・血圧測定・検尿などを無料で受けることができます。

◇妊婦・パートナー歯科健診

母子健康手帳交付時に受診票を交付します。歯科医療機関で歯科健診を無料で受けることができます。

◇新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚異常を早期に発見し、お子さんや保護者の方へ早期に支援を行うため、新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。

◇産後健康診査

全ての産婦の方に、産後2週目と4週目に行う産後健康診査の受診票を交付し、健診により支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

◇医療機関委託乳児健診

1か月児、3～4か月児、9～10か月児を対象に受診票を交付し、医療機関で診察・身体計測などを行います。

◇乳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、保健指導、栄養指導などを行います。また、小さいときから本に親しみ親子の絆を深めていただくため、町図書館から絵本のプレゼントが行われます。

◇1歳6か月児健診、3歳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、歯科健診、保健指導、栄養指導などを行います。また、臨床心理士による子育て相談等を実施し、保護者の育児支援を行います。

◇5歳児健診

一次健診では対象者全員にアンケートを実施し、必要な方に二次健診をご案内します。二次健診では、医師による診察（発達面）、臨床心理士による子育て相談、就学に向けての相談、育児相談を行います。

◇離乳食講習会

乳児のいる保護者を対象に、離乳食の基本を学べる講習会を年6回実施します。

◇乳児相談

11か月頃の乳児のいる保護者を対象に、お子さんの成長確認や育児相談を毎月実施します。

◇2歳児子育て相談

2歳児のいる保護者を対象に、イヤイヤ期である2歳児の子育て相談、ブラッシング指導を年5回実施します。

◇歯みがき教室

2歳6か月児のいる保護者を対象に、歯科衛生士による講話や歯垢の染め出し・ブラッシング指導などの教室を年4回実施します。

◇遊びの教室

お子さんの成長に合わせた遊び方や関り方などを保護者の方と一緒に考え、実践できる教室を年11回実施します。

◇食育事業

就学前のお子さんのいる保護者等を対象に朝ごはん摂食率向上等の食育推進を図るための事業を実施します。

◇朝ごはん運動

こども園・保育園の園児を対象に三色のエプロンを使って、『バランスのよい朝ごはん摂取』の啓発を実施します。

◇こどもクッキング

こども園・保育園の5歳児を対象にごはんと味噌汁のクッキングを実施します。「見て、聞いて、嗅いで、さわって、味わって」の五感で感じるクッキングです。

◇不妊治療費の助成

保険外診療の体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）治療費について、県の助成に上乗せして助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・琴浦町に夫婦の両方、またはどちらかの住所があり、1年以上継続して居住している方
- ・鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

区 分		助成金額
保険診療と併用される先進医療		1回につき、上限5万円
自費診療	受精まで行った治療	1回につき、上限10万円
	受精を行っていない治療	1回につき、上限5万円

◇不育症治療費の助成

不育検査・治療費を一部助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【助成額】

不育症の検査・治療に要した経費（医療保険適応外の金額）の1/2の額。
1年度につき上限10万円

◇経費

各種健診事業	1,326万円
各種相談事業	21万円
歯科保健事業	107万円
不妊治療費の助成等	25万円
不育症治療費の助成	20万円
食育推進事業	11万円
新生児聴覚検査費の助成	16万円
その他	21万円



財 源

国からの補助金	74万円
県からの補助金	29万円
琴浦町の負担額	1,444万円

こどもの予防接種

3,268万円

(子育て応援課 子ども家庭センター)



子どもが病気にかかったり、重症化して合併症や後遺症で苦しむことがないように、委託医療機関で予防接種を実施します。また、予防接種で防ぐことができる病気から子どもたちを救うため、各種予防接種の啓発を行います。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、決められた期間内は無料で受けられます。琴浦町では、対象年齢または推奨年齢になられたときに、無料で予防接種を受けることができる接種券をお渡しします。なお、決められた期間を過ぎると有料になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

	予防接種名	予防する病気	対象年齢等	助成額	
定期接種	RSウイルス	細気管支炎、肺炎	妊娠28週～37週未満	無料	
	小児肺炎球菌	肺炎・細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満		
	五種混合	百日せき、ジフテリア、破傷風 小児まひ、細菌性髄膜炎	2か月～7歳6か月未満		
	BCG	結核	1歳未満		
	B型肝炎	B型肝炎	1歳未満		
	二種混合	ジフテリア、破傷風	11～13歳未満		
	麻しん・風しん	麻しん (はしか) 風しん (三日はしか)	1期		1～2歳未満
			2期		年長児 (就学前1年)
	水痘	水ぼうそう	1～3歳未満		
	日本脳炎	日本脳炎	6か月～7歳6か月未満 9～13歳未満 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。		
	子宮頸がん (HPV)	子宮頸がん	12歳になる年度～ 16歳になる年度の女子		
ロタウイルス	ロタウイルスによる感染性胃腸炎	生後6週～24週 (1価ワクチン/2回接種)			
		生後6週～32週 (5価ワクチン/3回接種)			
ヒブ (Hib)	細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満			
任意接種	おたふくかぜ	おたふくかぜ	1歳～就学前	3,000円(1回まで)	
	季節性インフルエンザ	インフルエンザ	6か月～中学3年	不活化ワクチン 1,500円(2回まで)	
生ワクチン 3,000円(1回まで)					

◇経費

定期予防接種 3,075万円
任意予防接種 193万円

財 源

県からの補助金 95万円
ふるさと納税 1,800万円
琴浦町の負担額 1,373万円

妊娠期から出産・子育て期にわたる包括的相談支援事業

2,560万円

(子育て応援課 こども家庭センター)



こども家庭センターでは、すべてのこどもや妊産婦、子育て家庭を対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を包括的に行います。

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、保健師などが相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、継続した相談支援を行います。

◇相談・訪問事業

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、一貫して身近で相談に応じ、必要な支援情報の提供や様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

◇産前・産後支援事業

プレママ・プレパパ交流会を開催し、妊婦やそのパートナーが集まり、情報交換や交流できる場を設け、産前からの育児の仲間づくりをサポートします。

産後は、家事援助等が必要な方へのヘルパー派遣や、育児等の身体的・心理的負担を抱える産婦およびその乳児が医療機関等に泊まったり、助産師が家庭訪問しケアを提供する「産後ケア事業（里帰り先での利用も含む）」等により産後のサポートを行います。



◇各種子育て支援事業

- ・子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業

家事支援が必要な家庭へのヘルパー派遣や、養育支援が必要な家庭への保健師による訪問、保護者の疾病、仕事等の理由により一時的に家庭での養育が困難な家庭の子育て支援として、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、親子入所等事業を行います。

- ・子育て世帯への経済的支援

チャイルドシート等の購入費助成やシートの無料譲渡会、妊婦のための支援給付金の支給を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

- ・ペアレントトレーニング教室

保護者が子どもとの関わり方を学べる子育て練習講座を開催し、保護者の育児負担感の軽減と親子がより良いコミュニケーションが図れるよう支援していきます。

- ・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人とその援助をしていただける方を結び会員組織です。お子さんのこども園・保育園、児童クラブ等への送迎や一時預かりで利用することができます。

【対象児】 生後8週から小学校6年生まで

◇母子健康管理システムの活用

母子健康管理システムを活用し、母子保健事業等における保護者の利便性向上を図ると共に、職員の業務効率化を図り、それにより得られた時間を個別支援業務に充てることで、相談業務や保護者支援の充実につなげます。

今年度は、システムのバージョンアップ（標準化対応）を行い、機能の充実を図ります。

◇経費

相談・訪問事業	13万円
産前・産後支援事業	141万円
子育て支援事業	794万円
母子健康管理システム委託料等	1,612万円

財源

国からの補助金	1,420万円
県からの補助金	155万円
利用料等	7万円
琴浦町の負担額	978万円

防災安全等道路改良事業

2億7,577万円

(建設住宅課 地域整備室)



通学路合同点検や地元要望により危険性のある通学路を整備し、歩行者の安全を確保します。定期点検により早期措置段階と診断された橋梁等インフラ施設の計画的な修繕に取り組みます。今年度は、通学路緊急対策として整備を進めている町道駅前八幡線の歩道のバリアフリー化工事の完成を予定しています。

◆町道駅前八幡線
(改良工事実施)

歩道のバリアフリー化、カラー舗装工事を実施



◆町道笠見一号線
(改良工事実施)

暗渠管から開渠への改修工事を実施



◆三本杉橋
(橋梁修繕工事実施)

断面修復、塗替塗装による修繕工事を実施



◇経費

測量設計等業務委託	8,080万円
道路改良等工事	1億9,040万円
その他	457万円

財源

国からの交付金	1億5,769万円
町債(借金)	1億410万円
琴浦町の負担額	1,398万円

防災減災浸水被害防止対策事業 5,680万円

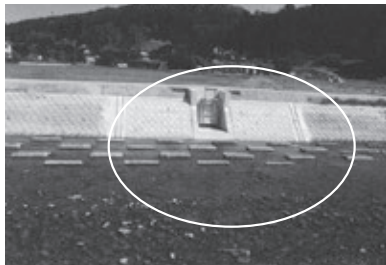
(建設住宅課 地域整備室)



豪雨等により被害のあった地区について、今後の浸水被害防止対策のため、工事を行います。

今年度は、昨年度に引き続き公文地区、三保・鈿地区の2つの地区で対策工事を実施します。

◆公文地区浸水防止工事の状況



排水樋門新設

◇経費

浸水対策事業	5,680万円
--------	---------

財源

町債(借金)	5,680万円
--------	---------

急傾斜地崩壊対策事業 400万円

(建設住宅課 地域整備室)



土砂災害を未然に防ぐため、法面の改修を行います。

今年度は、八橋地区の土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地で、斜面補強工事を行うための測量設計業務を行います。事業は鳥取県主体で行われ、町はそれに係る費用の一部を負担します。



凡例：土砂災害特別警戒区域

◇経費

負担金	400万円
-----	-------

財源

町債(借金)	320万円
地元負担金	80万円

道路維持管理事業

6,553万円

(建設住宅課 地域整備室)



町道において、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路や道路施設、道路付属物（舗装、区画線、道路側溝、防護柵、道路照明灯など）について修繕を行うなど適切に維持管理し、道路機能を良好に保ちます。

※維持修繕工事については一部令和7年度補正予算に計上し、令和8年度への繰越事業としています。

◆町道宮場線
暗渠管修繕工事実施



◆町道劬上野線
区画線設置工事実施



◆町道街路下伊勢線
防護柵修繕工事実施



◇経費

維持修繕工事	3,760万円
道路施設等修繕	800万円
道路付属物点検等委託料	888万円
自治会等への原材料支給、補助金等	370万円
その他（街路灯電気代等）	735万円

財源

県からの支出金	60万円
町債（借金）	3,610万円
町道等占用料	530万円
屋外広告物許可手数料	20万円
ふるさと納税	30万円
琴浦町の負担額	2,303万円

除雪対策事業

6,953万円

(建設住宅課 地域整備室)



町内の主要な道路について除雪を行い、積雪時における交通の安全を確保します。

今年度は持続可能な除雪体制確保のため、配備から46年が経過し、老朽化した除雪車1台の更新を予定しています。



更新予定の除雪車

◇経費

除雪業務委託料	1,060万円
除雪作業車借上料	1,950万円
除雪車購入費	3,050万円
除雪機械運転手育成支援補助金	56万円
除雪車維持経費	837万円

財源

国からの交付金	2,000万円
県からの支出金	128万円
町債（借金）	1,000万円
琴浦町の負担額	3,825万円

河川維持管理事業

5,060万円

(建設住宅課 地域整備室)



水害及び道路陥没を未然に防ぐため、河川、水路の改修、維持管理を行います。

今年度は、地中の空洞化の原因となっている赤碕地区の暗渠水路の改修工事を行い、陥没事故の発生を防止します。



◇経費

赤碕地区水路改修工事（測量設計費含む）	5,000万円
河川維持修繕	60万円

財源

町債（借金）	5,000万円
琴浦町の負担額	60万円

立地適正化計画策定事業 2,800万円

(建設住宅課 住宅係)



少子高齢化の進展や将来的な人口減少、道路や公共施設の老朽化等への対応、災害に強い安心・安全なまちづくりの推進など、琴浦町の課題に対応することを目的に「立地適正化計画」を策定します。

《スケジュール》

- ①現状の課題整理
- ②住民アンケート発送・集計・分析
- ③防災指針の検討
- ④都市構造上の課題整理
- ⑤立地適正化に関する基本的な方針の検討
- ⑥都市機能誘導区域の設定と施策の検討
- ⑦居住誘導区域の設定と施策の検討
- ⑧事業効果の評価の方法の検討
- ⑨パブリックコメントの実施
- ⑩立地適正化計画の完成・公表

◇経費

計画策定業務委託料 2,800万円

財源

国からの交付金	1,400万円
琴浦町の負担額	1,400万円

震災に強いまちづくり促進事業 680万円

(建設住宅課 住宅係)



地震による住宅等の倒壊の被害から生命・財産を守るためには耐震化を進めることが重要です。町では、耐震診断（一般診断法等）の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震化の費用の一部について補助金を交付します。

《補助メニュー》

- ①住宅耐震設計
- ②住宅耐震改修
- ③居室単位の改修
- ④耐震シェルター
- ⑤耐震ベッド
- ⑥ブロック塀撤去
- ⑦ブロック塀改修



◇経費

補助金 680万円

財源

国からの交付金	273万円
県からの支出金	203万円
琴浦町の負担額	204万円

空き家対策事業

1,990万円

(建設住宅課 住宅係)



所有者不存在建物管理人制度により除却する危険空家（八反田）

空家の所有者又は相続人、管理人に対して空家の適正管理の啓発を行うとともに、地域の生活環境を保全するため、空家の除却を補助金で支援します。

また、所有者不存在で特に危険な空家について、建物管理人制度による除却を行います。

◇経費

空家等対策審議会委員報酬	7万円
所有者不存在物件緊急修繕料	80万円
空家等除却費用補助金	1,050万円
危険空家の相続人調査委託料	20万円
所有者不存在建物管理人制度による除却	831万円
その他	2万円

《空家除却費用補助》

- 危険空家の除却
除却費の4/5（上限120万円）を補助します。
- 危険になる前の空家の除却
除却費の4/5（上限15万円）を補助します。
※築30年以上で、1年以上空家

財源

国からの支出金	951万円
県からの支出金	475万円
琴浦町の負担額	564万円

町営住宅、コーポラスことうら管理

2億3,146万円

(建設住宅課 住宅係)



住宅に困っている比較的収入の少ない世帯等に対し、生活基盤の安定のため、安価な家賃で住宅を貸与しています。住宅を適切かつ長期的に維持管理していくため、町営住宅とコーポラスことうらを適切に修繕・管理します。今年度は、漏水によるとうはくハイツの改修工事、槻下団地の給湯器更新工事を行います。



改修工事を行う町営住宅とうはくハイツ



槻下団地の更新工事を行う給湯器

◇経費

工事請負費	1億8,087万円
修繕料	2,398万円
光熱水費	155万円
火災保険料	178万円
駐車場借上	108万円
コーポラス基金積立金	748万円
明渡訴訟費用	236万円
その他	1,236万円

財 源

国からの交付金	9,320万円
県からの支出金	75万円
琴浦町の負担額	330万円
家賃収入	8,419万円
町債（借金）	5,000万円
その他	2万円

分庁の総合窓口業務

1,709万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



住民サービスを円滑に行うために分庁舎の出納業務や税務・戸籍・保険・福祉などの総合窓口サービスを行います。

また、赤碕地域コミュニティセンターの管理運営を行います。

◇経費

施設の修繕、維持管理費等 1,709万円



財 源

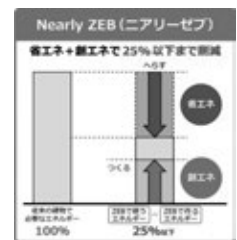
赤碕地域コミュニティセンター使用料他	34万円
琴浦町の負担額	1,675万円

赤碕地域コミュニティセンター(分庁舎)ZEB化改修事業 4,406万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



赤碕地域コミュニティセンター（分庁舎）の長寿命化、避難所としての機能強化、省エネルギー化を図るために、ZEB化による改修に向けた設計業務を行います。



—ZEBとは？—

省エネと創エネにより、消費エネルギーの削減を目指した建物。

◇経費

ZEB化詳細設計業務委託料	3,950万円
コミッション業務等委託料	456万円



財 源

国からの補助金	953万円
町債（借金）	2,120万円
琴浦町の負担額	1,333万円

下水道施設の維持管理・更新事業

7億6,994万円

(上下水道課 下水道係)



家庭・事業所等からの汚水処理を行うため、2ヶ所の浄化センター、9ヶ所の終末処理場や管路施設等の維持管理、老朽化した施設の更新等を行います。

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」



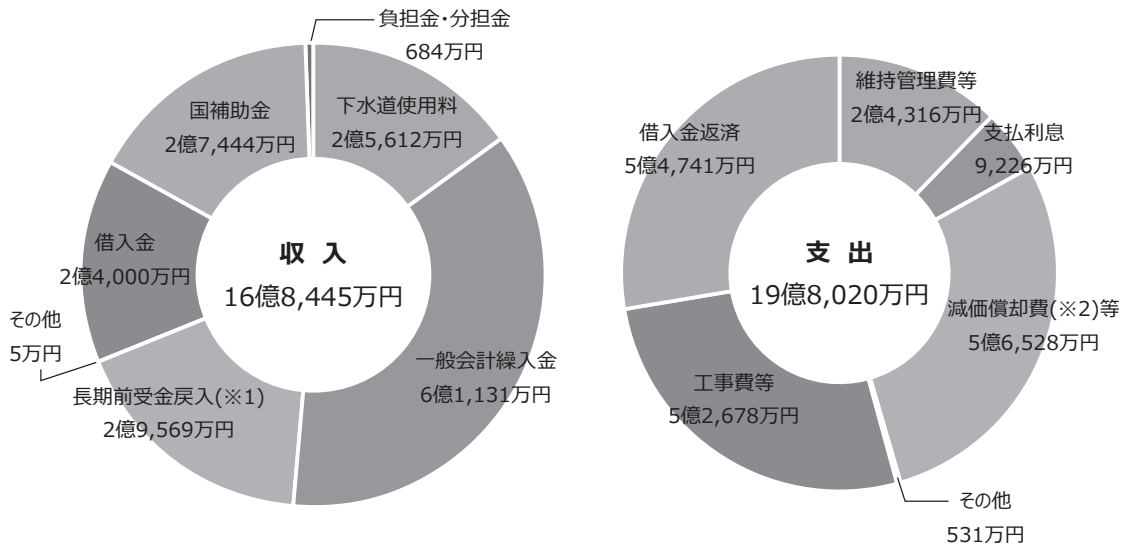
◇経費

- ・施設の維持管理費 1億4,465万円
- ・人件費他各種経費 9,851万円
- ・マンホールポンプ工事（保、西仲町） 1,317万円
- ・赤碓浄化センター電気設備他更新工事 4億9,100万円
- ・その他工事請負費等 2,261万円

財源

- 下水道使用料 1億9,402万円
- 農業集落排水使用料 4,914万円
- 受益者負担金等 684万円
- 国からの交付金 2億7,444万円
- 琴浦町の負担額 2億4,550万円
- （うち企業債（借金） 2億4,000万円）

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

「長期前受金戻入(※1)」とは、管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、その資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて収益化するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金収入はありません。

「減価償却費(※2)」とは、管路や設備等の資産の取得に要した経費を、資産価値の減少に応じて、その耐用年数(使用期間)全体に割り振り、その目減り分を経費として計上するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金支出はありません。

東伯浄化センター（逢束）



赤碓浄化センター（笹津）



▼琴浦町でも下水道事業の認知拡大のために、『ポケモンマンホール（通称ポケふた）』を町内に設置しています。（設置場所：鳥取県琴浦町別所270-4）



© Pokémon. © Nintendo/Creatures Inc. /GAME FREAK inc.

ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリエーターズ・ゲームフリークの商標です。

水道施設の維持管理・更新事業

6億8,916万円

(上下水道課 上水道係)



町民のみなさんに安心・安全な水を安定的に供給するため、水質検査や水道施設の維持管理・更新を行います。

◇水道施設の整備

- ・老朽化した水道管の布設替及び新設工事を行います。
(予定地域：二軒屋、杉下、花見、駅前、倉坂)
- ・布設替工事後の舗装復旧を行います。(予定地域：上野、法万)
- ・新たに建設した竹内配水池の場内配管及び送水管布設工事を行います。
- ・旧簡易水道地区の水源地、配水池等の状態を監視する装置の新設を行います。

水道マスコットキャラクター
「Dr.すいどー」



◇水道ビジョン、水道料金の検討

旧簡易水道地区編入に伴う水道施設の更新計画の見直しや、今後の水道事業を安定して経営するための料金について検討します。

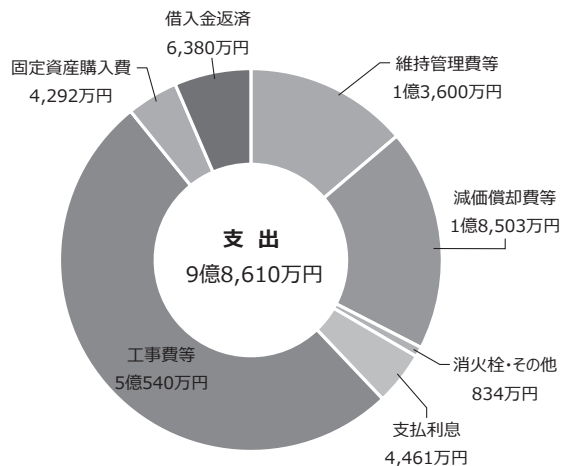
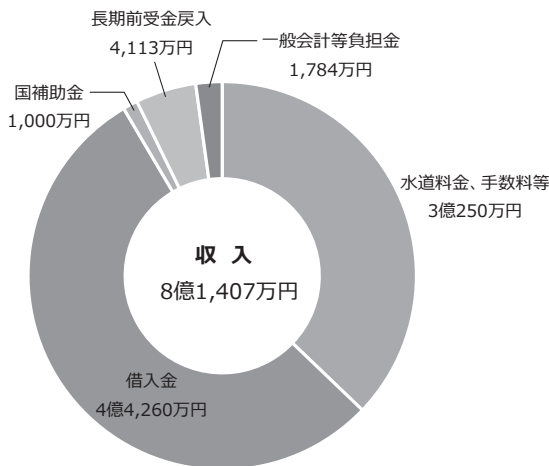
◇経費

- ・水質検査 1,507万円
- ・水道施設の維持管理費 5,740万円
- ・人件費他各種経費 6,353万円
- ・消火栓の新設・修繕 484万円
- ・水道施設の設計・工事費など 5億540万円
- ・機械・装置等の購入費 4,292万円

財源

水道料金・手数料収入など	1億2,884万円
国からの補助金	1,000万円
琴浦町（一般会計等）の負担額	1,784万円
水道事業会計の負担額 (うち企業債（借金）)	5億3,732万円 4億4,260万円

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

水道安定供給事業

800万円

(上下水道課 上水道係)



町内にある用水組合（飲料水供給施設1地域）が保有する水道施設について、修繕が必要になった場合に補助金を交付します。

また、水道事業の運営に必要な人件費の一部及び旧簡易水道施設更新にかかる企業債の利息償還分を、水道事業会計へ繰り出します。

◇経費

- 補助金 50万円
- 水道事業会計への繰出金 750万円

財源

琴浦町の負担額	800万円
---------	-------

合併処理浄化槽事業

266万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



公共用水域の水質改善のため、琴浦町では下水道、農業集落排水、浄化槽の整備に取り組んでいます。

下水道、農業集落排水の整備区域外に居住されている方が合併処理浄化槽を整備する場合に補助金を交付します。

◇経費

浄化槽設置補助金など 266万円

◇補助金額（上限額）

5人槽（1基当り）	72万6,600円
7人槽（1基当り）	83万1,600円
8人槽以上（1基当り）	116万7,600円
宅内配管工事	33万円
単独浄化槽撤去費	15万円
くみ取り便槽の撤去工事	12万円

浄化槽が十分に効果を発揮するためには、法定検査、保守点検、清掃が必要です。浄化槽の使用に当たっては、適正な管理をお願いします。

財 源

国からの補助金	64万円
県からの補助金	87万円
琴浦町の負担額	115万円

農地流動化推進事業

300万円

(農業委員会事務局)



町内の農地を流動化させることで、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止を推進し持続可能な地域農業の確立をめざします。

この事業では、町内の認定農業者が5年以上の農地の賃借契約を行ったとき、以下の金額を助成します。

◇助成金の単価

農地中間管理事業による新規借り入れ	
5年以上一律	8,000円/10a
契約更新	
5年以上一律	2,000円/10a
※事業実施期間：令和7年度～9年度	

◇経費

農地流動化推進事業交付金 300万円

財 源

琴浦町の負担額 300万円

農業委員会活動事業

1,643万円

(農業委員会事務局)



農業委員会は、農業委員13人と農地利用最適化推進委員12人で組織された農業者の公的代表機関です。

農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、耕作放棄地の発生防止・解消、農地の賃借などの利用調整の業務を行います。

◇経費

委員報酬	1,403万円
研修費	117万円
負担金	23万円
その他経費	100万円

財 源

県からの交付額 (事務交付金)	513万円
琴浦町の負担額	1,130万円

きめ細やかな教育支援

1億479万円

(教育総務課 総務係 指導係)



◇教育相談・支援体制の充実

8,370万円

一人ひとりに対しきめ細やかな対応を行い、学びを継続させるための相談体制や学習支援体制を整えます。

教育相談員

スクール・ソーシャル・ワーカー

児童生徒支援員・日本語学習支援員

特別支援教育コーディネーター

図書館司書

財源

国・県からの補助金	942万円
琴浦町の負担額	7,428万円

◇就学援助制度

1,506万円

経済的な理由により就学が困難と認められた小中学生の保護者に対して学用品費などの支援を行います。

○対象となる方

つぎの項目をはじめとする一定の要件に当てはまる方

- ・生活保護を受けている
 - ・児童扶養手当を受けている
 - ・税金や年金などの減免を受けている
- 等

○支援内容

- ・学用品、通学用品費
 - ・修学旅行費、校外活動費
- 等

財源

町債（借金）	1,300万円
琴浦町の負担額	206万円

◇特別支援教育就学奨励制度

176万円

特別な教育的支援が必要な小中学生の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品などの一部を支援します。

○支援内容

- ・学用品、通学用品費
 - ・修学旅行費
- 等

財源

国・県からの補助金	121万円
琴浦町の負担額	55万円

◇フリースクール利用料助成

229万円

鳥取県が認めるフリースクールに通学する児童生徒の保護者に対し、授業料や通学費の一部を助成します。

○支援内容

- ・授業料（月額3万3千円上限）を補助
- ・公共交通機関を利用した通学費を補助

財源

国・県からの補助金	76万円
琴浦町の負担額	153万円

◇医療的ケア看護職員の配置

198万円

医療的ケアを必要とする児童への対応のため、看護職員を派遣します。

○経費

- ・委託料 198万円

財源

国・県からの補助金	66万円
琴浦町の負担額	132万円

通学支援

1,727万円

(教育総務課 総務係)



◇高校生通学費助成 473万円
高校通学費用を支援することで子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

- 支援内容
 - ・月額7千円を超える通学定期代 (JR、路線バス) の助成
 - ・町営バスを通学に利用する高校生の通学定期代の助成 (8/10)

◇児童生徒の通学支援 1,254万円
聖郷・船上小学校への通学に係るスクールバス運行や町営バスを通学利用する中学生に対する補助金など児童生徒の通学支援を行います。

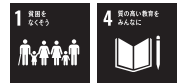
- 支援内容
 - 小学生 スクールバスの運行
 - 中学生 全額助成 (町営バス通学定期券)

財源

県からの補助金 236万円
琴浦町の負担額 1,491万円

中学生相互交流事業 (台湾) 410万円

(教育総務課 総務係)



令和6年8月に東伯中学校と赤碕中学校は、台中市立日南国民中学校と友好交流校協定を結びました。4泊5日のホームステイを含む相互交流を通して、国際理解とグローバル人材の育成を目指します。

- ・「日南中学校」への交流派遣
7月29日 (水) ~ 8月2日 (日) (5日間)
- ・「日南中学校」生徒の受入れ
7月1日 (水) ~ 7月5日 (日) (5日間)



◇経費
旅行手配業務委託料 228万円
通訳・ホストファミリー謝礼 77万円
事務費等 105万円

財源

ふるさと納税 390万円
琴浦町の負担額 20万円

琴浦Myスター☆の推進

237万円

(教育総務課 指導係)



学校、保護者、地域の皆さんが一緒になって子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。また、それぞれの学校が地域の協力を得ながら、独自のふるさと教育を行います。

八幡小	浦安小	聖郷小	赤碕小
○あごがカレーバーガー作り体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○ひまわり茶屋 (地域住民との交流) ○あいさつと人間関係づくりのワークショップ ○製菓場体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 14,000円 ・ワークショップ謝礼 12,000円 ・農園借上料 80,000円	○町の文化に触れ、学ぶ体験 (絵画、写真、合唱、演奏、書道、華道等) ○陶芸体験、遠東おひひ体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○東伯赤十字奉仕団との防災学習 ○「島の劇場」による演劇を活用したコミュニケーション ○製菓場体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 36,000円 ・文化体験謝礼 16,000円 ・新聞アプリ 92,400円 ・農園借上料 80,000円	○聖郷カフェ (地域住民との交流) ○志教育 (志を立て、郷土へ貢献する心を育てる) ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○聖郷フェスティバル ○Myスター☆遠足 (住民と地域巡り) ○地元農産物の加工体験 ○製菓場体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 48,000円 ・聖郷カフェ消耗品 12,000円 ・新聞アプリ 42,240円 ・農園借上料 80,000円	○学校運営協議会と連携した町探検 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○「島の劇場」による演技指導 ○製菓場体験 【経費】 ・演技指導謝礼 40,000円 ・農園借上料 80,000円
船上小	東伯中	赤碕中	
○ふなのえかレンジャー作成 (地元の記事を集約して紹介) ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○ジョイント栽培農園見学 ○紙製ポランテア ○製菓場体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 8,000円 ・印刷製本費 110,000円 ・新聞アプリ 48,840円 ・農園借上料 80,000円	○地域探訪・PR動画作成「ふるさとキャリア教育CMコンテスト」 ○CHA3プログラム (1年生と地域の大人、大学生とのトークプログラム) ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○職場体験 (わいわい東伯) ○琴浦町への提案 ○地域ポランテア活動の充実 (独自の貢献認定書を発行) 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 24,000円 ・わいわい東伯保険料 44,820円	○出かける赤中 (学校運営協議会と連携) ○演劇経験者による演技/合唱/朗読/目標の指導 ○「島の劇場」によるコミュニケーション能力を高めるワークショップ ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○職場体験 (ワクワク赤碕) ○地域探訪・PR動画作成「ふるさとキャリア教育CMコンテスト」 ○校内に広報スペースを開設 (地域行事の見え化) 【経費】 ・ゲストティーチャー謝礼 20,000円 ・演技、合唱、朗読等指導謝礼 95,000円 ・ワークショップ謝礼 50,000円 ・ワクワク赤碕保険料 27,000円	

◇経費
学校運営協議会・地域コーディネーター謝礼 98万円
ゲストティーチャー謝礼 36万円
その他保険料、使用料、借上げ料等 103万円

財源

ふるさと納税 100万円
県からの補助金 63万円
琴浦町の負担額 74万円

学校教育の振興

6,606万円

(教育総務課 総務係)



◇教育DXの推進 4,417万円
デジタル技術の活用により、児童生徒の学びを充実させるとともに、教職員の働き方改革を推進します。

- 児童生徒の学習環境の充実
- ・学習支援ソフトの活用
 - ・ドリルソフトの活用
 - ・タブレット端末のセキュリティ対策
 - ・天吊りプロジェクトの更新
 - ・モバイルルーターの貸し出し

○教職員の働き方改革

- ・採点ソフトの導入、校務用パソコンの更新
- ・学校内ネットワーク機器の保守業務委託
- ・ICT支援員（2名）の配置

財源

国・県からの補助金	111万円
町債（借金）	450万円
琴浦町の負担額	3,856万円

◇英語教育の充実 1,542万円
国際社会で通用する人材の育成に向け、児童生徒の国際意識や英語力の向上に取り組みます。

- ・語学指導外国青年（ALT）を配置
小学校1人（巡回）、各中学校に1人

財源

町債（借金）	560万円
琴浦町の負担額	982万円

◇部活動の推進 647万円
中学校部活動について、外部の指導者を活用することで教員の負担軽減と部活動の質の向上を目指します。

- ・中学校に部活動指導員、外部指導者を配置
- ・中国大会、全国大会に出場する生徒の宿泊費、交通費等を助成

財源

ふるさと納税	80万円
国・県からの補助金	222万円
琴浦町の負担額	345万円

学校給食

2億2,491万円

(学校給食センター)



児童生徒の心身の健全な発達に資するため、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供します。

物価高騰が続く中において、給食の質を確保するため1食あたりの単価を見直します。なお、学校給食費の負担軽減のため、小学生の保護者負担を無償化するとともに、中学生の保護者負担は据置きとします。

また、ふるさと教育の一環として、琴浦町の特産品をふんだんに使った「琴浦Myスター☆給食」の提供や調理体験会を夏休みに実施します。

◇R8給食費改定（円/食）

	R8	R7	保護者負担額	公費負担
小	390	352	無償	390
中	443	398	326	117

◇経費

給食用物資購入費	1億173万円
調理・配送委託料	6,653万円
琴浦Myスター☆給食等	101万円
センター維持管理・設備更新	5,564万円

財源

保護者等の負担金（給食費）	3,977万円
国・県からの補助金	5,006万円
ふるさと納税	1,195万円
町債（借金）	3,400万円
琴浦町の負担額	8,913万円



給食調理体験会（令和7年7月）



琴浦Myスター☆給食（令和8年2月）

生涯学習の推進

23万円

(社会教育課 生涯学習係)



町の生涯学習の拠点である生涯学習センター（まなびタウンとうはく）等において、生涯にわたりライフステージに応じた社会教育を推進するため、子どもから高齢者までを対象とした教養講座を開催し、町民への生涯学習活動の機会を提供します。

また、子どもを対象とした体験活動の充実を図ります。

◇取り組みの内容

- ・寿大学
60歳以上を対象とし、講座・ニュースポーツ・町内外見学等を開催します。
- ・まなびタウン教養講座
子どもから高齢者まで参加できる様々な分野の講座を開催し、学びの機会を提供します。
- ・まなタンこどもまつり
まなびタウン全館を使い、子どもたちや親子が文化芸術やニュースポーツなどの体験活動を楽しめるイベントを開催します。
- ・自然体験活動
琴浦町の恵まれた自然の中で、子どもたちが体験活動をする機会を提供します。



高齢者対象の「寿大学」



まなびタウン教養講座
「小泉八雲の作品にふれる」

◇経費

講師謝金 20万円
消耗品費 3万円

財源

琴浦町の負担額 23万円

ことうら子どもパーク

56万円

(社会教育課 生涯学習係)



ものづくり体験を通して、子どもたちの創造力や自ら学ぼうとする力を育みます。

公民館と連携した事業も展開します。
年間15教室を開催予定です。



和菓子づくり



ポンポンマスコットづくり

◇経費

委託料（子どもパーク運営委託） 56万円

財源

県からの補助金 37万円
琴浦町の負担額 19万円

琴浦こども塾

41万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内の小学4年生～中学1年生を対象に、毎月第1・3土曜日の午前中に琴浦こども塾を開催します。

論語などを通して、先人の生き方や教えに学びながら、礼儀作法や体験活動により、ふるさとを知り、ふるさとを大切に思う心を育みます。

◇主な活動

- ・ 論語などを通して先人の生き方や教えに学ぶ
- ・ 琴浦で活躍している人に学ぶ
- ・ 茶道などから礼儀作法を学ぶ



集中して茶道を学ぶ塾生

◇経費

委託料（こども塾運営委託） 41万円

財源

県からの補助金 27万円
琴浦町の負担額 14万円

子ども会・青少年健全育成活動支援 15万円

(社会教育課 生涯学習係)



◇中高生サークル活動支援

中高生の自主的な活動を促進するため、中高生サークル活動の立ち上げ支援を行います。

◇子ども会活動の推進

子どもが主役となる子ども会活動を支援するために研修会を開催し、子ども会のリーダーとなる人材を育成します。

◇青少年健全育成の推進

青少年の健全育成を推進するため、あいさつ運動や研修会などを行います。



高校生あいさつ運動

◇主な活動

中高生サークル活動支援
子ども会リーダー研修会

◇経費

講師謝金、スタッフ謝金	4万円
中高生サークル・研修会消耗品等	5万円
補助金（青少年健全育成協議会）	6万円

財 源

県子ども会育成連絡協議会	1万円
琴浦町の負担額	14万円

生涯学習センターLED化事業 1億2,251万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)



◇概要

生涯学習センター内の照明をLEDに更新します。LEDに更新することで、光熱費の削減を行い、環境負荷を軽減します。

◇施工方法

生涯学習センター全館の照明をLED化します。4階多目的ホール、5階第1展示ホール等は、照明が高所にあるため、足場を設置して改修作業を行います。機材搬入するため、東側駐車場に足場を設置する予定です。

貸館利用は通常のとおりに行いますが、足場を設置して施工する必要のある4階多目的ホール等は、期間を限定して閉鎖する予定です。

◇経費

工事費	1億1,762万円
監理費等	489万円

財 源

町債（借金）	1億1,680万円
琴浦町の負担額	571万円

生涯学習センター管理

4,975万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)



子どもから高齢者まですべての町民の学びと交流の拠点となるように、生涯学習センターを適正管理します。多目的ホールなど施設の複合的学習機能を広く地域に提供し、町民の生涯学習活動を支援します。

老朽化した設備の改修を行い、利用者の皆様に快適な空間として利用いただけるよう、施設環境整備に努めます。

◇施設概要

階数	施設名称
2階	図書館本館
3階	シアタールーム、茶室、和室、調理実習室、会議室
4階	多目的ホール、研修室、創作室
5階	歴史民俗資料館

◇経費

清掃費、警備費、光熱水費	4,003万円
外壁修繕費	75万円
水回り修繕費	32万円
可動椅子制御盤更新費	286万円
地下機械室配管修繕費	74万円
中央監視装置更新費	440万円
図書館カーテン更新費	65万円

◇今年度の主な修繕箇所



中央監視装置



多目的ホール
可動椅子
制御盤更新

財 源

町債（借金）	700万円
使用料	176万円
琴浦町の負担額	4,099万円

放課後子ども教室

34万円

(社会教育課 生涯学習係)



小学生を対象に、放課後等に地域住民の見守りのもと、子どもが安心して活動できる場所を提供します。赤碓地区公民館・成美地区公民館で、それぞれ学習や遊びなどを通して地域住民との交流を図ります。

〔成美〕みちくさクラブ 第2・4水曜日放課後
〔赤碓〕水曜よりみちクラブ 第1・3・5水曜日放課後



みちくさクラブ (成美)



水曜よりみちクラブ (赤碓)

◇経費

講師謝金 30万円
消耗品費 4万円

財源

県からの補助金 20万円
琴浦町の負担額 14万円

公民館管理

4,042万円

(社会教育課 生涯学習係)



地区公民館を町民が安心・安全に利用できるよう、また地域活動の拠点となるよう必要な修繕等を行い、適正に管理します。

◇旧古布庄保育園改修工事詳細設計

昨年度作成した旧古布庄保育園改修基本計画をもとに、今年度は改修工事に向けた詳細設計を行います。

◇八橋地区公民館2階トイレ洋式化工事

八橋地区公民館の2階トイレを洋式化し、破損した小便器を撤去する工事を実施します。

◇経費

公民館管理費 4,042万円

財源

国からの補助金	946万円
町債(借金)	940万円
使用料	438万円
琴浦町の負担額	1,718万円

公民館活動

251万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内9地区の地区公民館では、自治会や地域の団体等と連携した教育や学習の提供、また地域に根ざした事業の展開を通じて、地域住民自らが実生活に即した文化的教養を高めあい、その学びを実生活に生かします。

また、地区ごとの特色を活かし、地域内の交流やつながりを深めます。



八橋海岸で磯の生き物探し (八橋地区公民館)



「カラダのびのび!健康教室」で健康づくり (成美地区公民館)

◇地区公民館のあり方

古布庄・安田・以西地区について、住民が主体となって地域活動を行う住民組織の取り組みを公民館も一体となって推進・支援します。また、住民組織がない地区でも、地区公民館が地域の困り事や課題、地域の活性化について話し合える「地域の拠点」となるよう、地域づくり活動の基盤をつくります。

◇経費

公民館事業運営のための経費 251万円

財源

琴浦町の負担額 251万円

斎尾廃寺跡保存活用事業

392万円

(社会教育課 学芸文化係)



斎尾廃寺跡は、白鳳期（7世紀後半）に創建された古代寺院跡です。山陰地方では唯一の法隆寺式の伽藍配置を採用します。塔や金堂の基壇跡や礎石などが現存し、古代の地方寺院の様相をうかがい知ることができる重要な史跡です。

この主要伽藍の範囲は昭和27年に国の特別史跡に指定されていましたが、近年の発掘調査で主要伽藍周辺にも斎尾廃寺に関連する多くの遺構が確認されました。遺構のなかには斎尾廃寺を区画する溝もみつきり、本来の斎尾廃寺の範囲も推定できるようになりました。

この本来の斎尾廃寺の範囲も、斎尾廃寺跡の実態解明には欠かせないため、町では史跡への追加指定や公有地化事業を行い、斎尾廃寺跡を地域の宝として守り続ける取り組みを行っています。あわせて今後の史跡整備に向け、発掘調査や仏像や瓦など出土遺物の調査も進め、斎尾廃寺跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとづくりなど、地域の魅力発信や活性化に繋げる文化財の活用を目指していきます。

◇令和8年度の取り組み

- ・史跡現況の確認と今後の史跡整備に向けた情報収集のため、発掘調査を継続して行います。
- ・斎尾廃寺跡で採集され、未調査で保管されている出土遺物の整理作業を行います。
- ・町外の博物館等が所蔵している斎尾廃寺跡出土遺物の調査を行います。
- ・総括報告書作成に向けた準備を始めます。



斎尾廃寺跡出土遺物

◇経費

発掘調査費	104万円
出土遺物整理費	268万円
県外所蔵遺物調査費	20万円

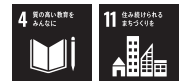
財源

国からの補助金	148万円
県からの補助金	74万円
琴浦町の負担額	170万円

河本家住宅公開活用支援

68万円

(社会教育課 学芸文化係)



「河本家住宅」は琴浦町で唯一の重要文化財建造物です。平成30年度から令和3年度まで経年劣化により損傷した主屋、離れ、米蔵、土蔵、新蔵、大工小屋、門及び納屋、塀などの大規模修理事業を実施しました。また、河本家住宅では地域の方を中心に「河本家保存会」が組織され、積極的な公開活用を行っており、大工小屋を講座室に、納屋を保存会事務所に活用するための整備事業もあわせて実施しました。

町では保存会活動が幅広く、継続的になり、地域の文化財活用がより盛んになるよう支援をします。

【河本家住宅】

河本家住宅は、棟札により貞亨5（1688）年に建築されたことがわかる主屋をはじめ、江戸中期から明治までの建物により構成されます。主屋は江戸中期の山陰地方における農家の住宅形式をよく伝える大型民家で、建築年代が明らかな民家では山陰地方最古です（平成22年12月24日重要文化財指定）。



◇令和8年度支援事業

- ・河本家保存会による公開や活用事業の支援を行います。
- ・河本家住宅の消防設備更新にかかる費用を支援します。

◇経費

補助金	68万円
-----	------

財源

琴浦町の負担額	68万円
---------	------

文化芸術振興事業

257万円

(社会教育課 学芸文化係)



文化芸術の振興を図り、幅広い世代の人々が芸術に触れ、つながり、生き生きと地域での生活を楽しむ環境づくりを推進します。

◇舞台芸術にかかる文化芸術振興事業

下記の取組によるコンサートやワークショップを通して、舞台芸術にかかる鑑賞、体験の機会を提供します。

- ・県内出身の芸術家を学校等に派遣します。
- ・県内出身の音楽家を招致したコンサートを開催します。
- ・補助金（アートスタート活動支援事業補助金、文化芸術振興補助金、琴浦町少年少女合唱団活動支援補助金）による活動支援を行います。

◇公益財団法人鳥取県文化振興財団との連携による文化芸術振興

公益財団法人鳥取県文化振興財団と連携し、質の高い舞台芸術を鑑賞する機会をつくり、町の文化芸術の振興を図るほか、町内文化芸術活動者と県内アーティストとの交流や子どもたちが音楽に触れるきっかけづくりに取り組みます。

◇作品展示にかかる文化芸術振興事業

文化祭では、町内で文化・芸術活動をする個人やサークルの作品展示や参加型の文化体験教室などを行います。町民の方に鑑賞していただくとともに、文化活動者同士または見学者と文化活動者との交流の場を提供します。

◇経費

芸術家派遣、コンサート出演料等	41万円
各種補助金	73万円
文化祭用展示パネル設置・撤去委託料等	143万円



財 源

ふるさと納税	130万円
県からの補助金	20万円
琴浦町の負担額	107万円

図書館活動

1,992万円

(社会教育課 図書館)



琴浦町図書館（本館・分館）では図書資料の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、町民の憩いの場づくりや生涯学習の場を提供します。また、レファレンス（調べ物のお手伝い）やビジネス支援などを行うことで、町民のくらしと仕事の支援に努めます。

そのほか、読書週間や季節にあわせたイベント、音読会、図書の展示などを実施して、人と本をつなげるきっかけづくりを行っていきます。

●開館時間

	琴浦町図書館	本館赤碓分館
火曜日～木曜日・土曜日	9:30～18:00	9:30～18:00
金曜日	9:30～19:30	9:30～18:00
日曜日、祝日（月曜日除く）	9:30～17:00	9:30～17:00

●閉館日

毎週月曜日、第4水曜日（資料整理日）、年末年始、特別整理期間

◇経費

図書購入費	570万円
図書館システムの運用（学校図書館込み）	894万円
図書館ICタグシステムの運用	232万円
各種イベント	2万円
消耗品、その他維持管理経費	261万円
木のおもちゃ普及事業	33万円

財 源

ふるさと納税	655万円
琴浦町の負担額	1,337万円

移動図書館車整備、運用事業 607万円

(社会教育課 図書館)



移動図書館車を整備し、町内のこども園、小学校、高齢者施設、役場等、人が集まる場所を巡回し資料の貸出、返却、レファレンスサービスの受付などの図書館サービスを行います。

◇スケジュール

- 4月～5月 愛称募集、決定
- 11月末 納車予定
- 12月中旬 完成お披露目会(予定)
- 12月～3月 運行開始(試行期間)

●令和9年度から本格運行



移動図書館車イメージ

◇経費

移動図書館車	572万円
移動図書館車デザイン料	25万円
保険料等諸経費	8万円
燃料費	2万円

財源

コミュニティ助成金	570万円
琴浦町の負担額	37万円

子どもの読書活動推進事業 37万円

(社会教育課 図書館)



読書は、子どもたちが学びを深め、想像力や表現力を養うために欠かすことのできないものです。

琴浦町では「第3次琴浦町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備に努めます。

◇実施内容

- ・子ども向けイベント
- ・おはなし会(定期、出前、来館)
- ・こども園、小学校等への団体貸出
- ・ブックスタート
- ・子ども向け新聞の設置



クリスマスおはなし会

◇経費

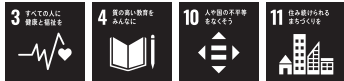
子ども向けイベント実施費用	2万円
ブックスタート	30万円
子ども向け新聞購入費	5万円

財源

琴浦町の負担額	37万円
---------	------

図書館利用に障がいのある方へのサービス事業 4万円

(社会教育課 図書館)



図書館利用にさまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式や方法で資料にアクセスできるよう取り組みます。

◇利用対象者

- ・視覚障がい者
- ・視覚による表現の認識に障がいのある方
- ・寝たきりやまひなどにより資料を持ったりページをめくったりできない方
- ・活字が読みづらくなった方
- ・来館が困難な方等、図書館の利用に障がいのある方

◇実施内容

- ・はーとふるコーナーの充実
- ・関係機関、関係者へのPRと連携
- ・録音図書、再生機器の貸出
- ・まちなか図書館



再生機器

◇経費

サピエ図書館利用手数料	4万円
-------------	-----

財源

平岩教育基金	1万円
琴浦町の負担額	3万円

東伯総合公園改修事業 4,971万円

(社会教育課 社会体育係)



◇概要

東伯総合公園内にある平岩記念会館、野球場トイレは、水源に井戸水を使用し、汚水処理に浄化槽を利用していますが、老朽化が進行しています。そのため、公共上下水道への接続を行います。

また、法定点検で耐用年数を超過していると指摘された総合体育館キュービクル内の変圧器を更新します。

処分期限が迫っているPCB含有物を処分します。

◇施工内容

給排水管布設	L=294.4m
変圧器(トランス)更新	変圧器を更新

◇経費

給排水管路布設工事費	3,556万円
給水管設計費	542万円
変圧器更新工事費	873万円

財源

国からの補助金	2,049万円
町債(借金)	2,910万円
琴浦町の負担額	12万円

人工芝サッカー場運営

314万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園サッカー場は、令和6年度に照明設備と防球ネットを新設し、令和7年度にはコートを天然芝から人工芝へ張替えました。

観覧席のリニューアル工事、備品等の整備を行い、6月下旬頃を目途に供用を開始する予定です。こけら落としなど、竣工セレモニーを行い、広く町内外へPRします。

年間を通じたスポーツ・レクリエーション活動の場として、様々な用途に使っていただける施設となるよう整備しました。

◇実施内容

- ・6月下旬頃に竣工式、オープニングイベントを開催します。
- ・テント、ベンチ、テントウエイトなどサッカー場利用の際の備品を購入します。

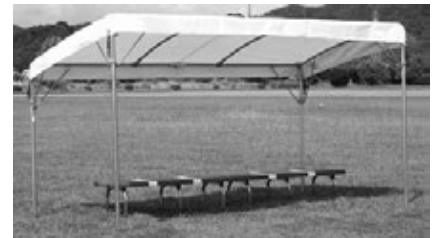


◇経費

消耗品費	30万円
備品購入費	184万円
こけら落とし経費	100万円

※上記のほか

- ◇サッカー場観覧席改修工事 1,100万円
観覧席ベンチを撤去した後の補修を行います。
(※令和7年度繰越事業)



財 源

琴浦町の負担額	314万円
---------	-------

トレーニングルーム運営

847万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園を運動支援中核拠点とし、コンディショニング・コーディネーター及び町民トレーナー等を配置し、トレーニングルームでの指導や体幹トレーニング教室を開催することで運動習慣の定着につなげ、健康な身体づくりを図ります。

数が不足しているウエイト、ダンベルなど増量します。

ヘキサゴンバーなど、新しいマシンを導入します。

◇令和8年度トレーニングルーム活動内容

- コンディショニング・コーディネーターによる体幹教室(昼・夜)
- 町民トレーナーによるやさしいトレーニング教室
- フィットネストレーナーによるトレーニング指導

◇経費

報償費等(コーディネーター・町民トレーナー等)	573万円
委託料(機器保守点検)	49万円
トレーニングマシン修繕料	30万円
備品購入費	191万円
消耗品費	4万円



財 源

町債(借金)	550万円
使用料	84万円
琴浦町の負担額	213万円

体育施設管理

3,062万円

(社会教育課 社会体育係)



適正な施設管理を行い、利用者に安全に利用していただけるよう環境整備に努めます。

- ・東伯総合公園
(野球場、サッカー場、テニスコート、多目的広場)
- ・赤碓運動公園
(野球場、テニスコート、多目的広場)
- ・平岩記念会館
- ・農業者トレーニングセンター
- ・旧安田小学校体育館
- ・旧以西小学校体育館
- ・旧古布庄小学校体育館
- ・小学校5校、中学校2校 体育館 (夜間利用)
- ・聖郷運動広場
- ・古布庄運動広場
- ・船上山運動広場

◇経費

各施設の管理費 3,062万円

財 源

使用料・手数料等 260万円
琴浦町の負担額 2,802万円

スポーツ協会活動支援

250万円

(社会教育課 社会体育係)



スポーツ協会事業に対して、事業運営費や活動費を補助し、町民がスポーツに親しみ、健康づくりができる場を提供します。

全国大会などで優秀な成績を取めた方を表彰して功績を讃え、今後の活力につなげます。

◇スポーツ協会の主な活動

各種スポーツ大会開催 18大会

各種スポーツ教室開催 8教室

スポーツ協会表彰式開催

審判講習会・各種研修会参加

◇経費

補助金 250万円



第79回中部地区駅伝競走大会

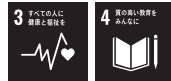
財 源

ふるさと納税 200万円
琴浦町の負担額 50万円

スポーツ少年団活動支援

109万円

(社会教育課 社会体育係)



全15団(団員約350人)で活動し、スポーツを通して青少年の体力づくりと健全育成を図ります。

指導体制の支援として、指導者資格登録制度の費用を助成します。

◇主な活動

- 結団式、親子講演会、指導者研修会
- 各団の事業(練習・大会・奉仕活動など)

◇経費

補助金 107万円

その他事務費 2万円



スポーツ少年団結団式の様子

財 源

ふるさと納税 90万円
琴浦町の負担額 19万円

郡・県・全国・世界大会参加推進

70万円

(社会教育課 社会体育係)



各種大会等へ参加する選手・団体に対し、経費の一部を助成し、技術力の向上及び健康づくりに努めます。

◇郡民スポーツ・レクリエーション祭

日程 5月24日～7月19日

◇県民スポーツ・レクリエーション祭

夏季 8月

秋季 10月

冬季 2月

◇経費

報償金(世界大会等国际大会) 10万円


負担金(東伯郡体育協会) 60万円

財 源

琴浦町の負担額 70万円

住民意識調査 97万円

(人権・同和教育課)



琴浦町の人権・同和教育の取組みの成果と課題を明らかにし、今後のより効果的な施策の推進を図るため、人権・同和教育に関する住民意識調査を行います。


【調査時期】 6月ごろ
 【調査対象】 町民
 【報告時期】 令和9年2月ごろ

財 源

琴浦町の負担額	97万円
---------	------

①人権・同和教育推進協議会人権啓発事業 35万円 ②ことうら人権まなびの集い (法務省委託事業) 26万円

(人権・同和教育課)




①あらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加により、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を図ります。
 県内外から有識者を招聘し、町民及び関係者を対象とした人権研修を行います。
 ◇「外国人の人権」(実施時期：7月)
 ◇「住民意識調査報告会」(実施時期：2月)

財 源

琴浦町の負担額	35万円
---------	------

②人権について、町民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、あらゆる差別のないまちづくりを推進するため、さまざまな人権課題から毎年テーマを設定し開催します。

◇**テーマ** 「インターネットと人権」
 ◇**開催時期** 12月(予定)




財 源

県からの委託費	19万円
琴浦町の負担額	7万円

人権まなびの講座 (文化センター事業) 45万円

(人権・同和教育課)



東伯・赤碕文化センターで、あらゆる人権問題をテーマにした講演会等を開催し広く学びの機会を提供します。

◇**令和8年度開催予定の講座**

《とうはく人権まなびの講座》

- ・「DVについて」 5月
- ・「こどもの人権」 6月
- ・「外国人の人権」 7月
- ・「認知症について」 9月
- ・「部落差別・障がい者の人権」 10月

《あかさき人権まなびの講座》


- ・「発達支援の理解にむけて」 6月
- ・「部落差別問題」 7月
- ・「在住外国人の労働と人権」 8月
- ・「戦争を「自分ごと」にする」 9月
- ・「被差別部落の伝承文化」 11月

財 源

県からの補助金	33万円
琴浦町の負担額	12万円

東伯文化センター空調改修工事 1,144万円

(人権・同和教育課)



老朽化に伴い、故障の恐れがある東伯文化センターの空調設備の改修工事を行います。

◇**改修場所** 遊戯室、図書室、事務室
 ◇**工事時期** 令和8年10月～令和9年2月(予定)

財 源

県からの補助金	351万円
琴浦町の負担額	793万円

部落自治振興事業一覧

	ページ
総務課	
1. 部落自治振興交付金	90
2. コミュニティ助成事業補助金	91
3. 小型除雪機購入補助金	92
4. 自治会集会施設整備費補助金	92
5. 自治会集会施設LED化事業補助金	92
6. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金	93
7. わが町支え愛マップ推進事業補助金	94
8. 個別避難計画作成事業交付金	95
町民生活課	
9. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金	95
10. 資源ごみ回収報奨金	95
11. 飼い主のいない猫対策補助金	96
12. 海岸漂着物処理業務委託事業	96
農林水産課	
13. 竹粉碎機無料レンタル制度	97
建設住宅課	
14. 土木施設愛護ボランティア制度	98
15. 街路灯新設事業補助金	98
16. 町道支障木伐採支援事業補助金	99
17. 原材料等支給制度	99

1. 部落自治振興交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

部落の自治振興と広報配布などの町の事務に対する協力費用として、部落自治振興交付金を交付します。

3. 内容、要件等

○ 交付の対象とならない部落は次のとおりです。

- (1) 大区（ただし、除雪活動を大区で実施した場合の追加交付金については除く）、連合自治会に該当する団体
- (2) 特別養護老人ホーム等の施設内の部落



○ 交付金は、次の経費に充ててください。

- (1) 部落の運営に関すること。
- (2) 広報等配布物の配布、回覧、掲示物の掲示等に関すること。
- (3) 各種調査の実施、地域住民の町に対する要望等の連絡調整に関すること。
- (4) 人材等の推薦、催事や説明会等の連絡調整に関すること。
- (5) 地域の環境衛生に関すること。
- (6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する事業に関すること。

○ 交付金の額は、下表の基準により自治活動振興分と行政事務委嘱分とで、それぞれ算出した額を合計して交付します。

区分	均等割額	世帯割額	備考
自治活動振興分	25,000円	700円	当年度4月1日時点住民基本台帳世帯数
行政事務委嘱分	22,000円	700円	当年度4月1日時点広報等配布世帯数

○ 次の基準を満たす部落は、上記の額に追加して交付を行います。

交付基準	追加交付金額
前年度に認可地縁団体を設立	10,000円
前年度に部落が合併した場合	50,000円
当年度に敬老事業を実施した場合	部落内の当年度4月1日時点の75歳以上の方、1人あたり1,000円
自主防災組織を結成しておりかつ当年度に防災訓練、研修会等を実施した場合（設備点検のみの場合は除く）	当年度の4月1日時点の世帯数が 50世帯以上の部落 20,000円 50世帯未満の部落 10,000円
当年度に除雪活動を実施した場合 対象経費	実施額の2/3、上限75,000円 ①除雪用機械及び除雪用車輛の使用に関する経費 ②業者に除雪作業を依頼した場合の委託費 ③機械、車輛を操作した場合の謝礼、報酬

交付基準	追加交付金額
<p>当年度に認可地縁団体が公民館の土地又は建物の名義を認可地縁団体にした場合</p> <p style="text-align: center;">対象経費</p>	<p>実施額の10/10、上限300,000円</p> <p>①登録免許税 ②司法書士、土地家屋調査士に登記手続きを依頼した際に発生した費用</p>

2. コミュニティ助成事業補助金

1. 担当、問合せ先

- (1) 一般コミュニティ助成事業……………総務課 行政総務室 【電話】 52-1700
- (2) コミュニティセンター助成事業……総務課 行政総務室 【電話】 52-1700
- (3) 地域防災組織育成助成事業……………総務課 DX・防災推進室 【電話】 52-1700

2. 目的

自治会・自主防災組織へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

3. 内容、要件等

事業区分	助成内容及び事業例	助成額
(1) 一般コミュニティ助成事業	<p>・ コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備 例：祭り用備品（太鼓、御輿、山車、法被、提灯等）、公民館備品（調理用機器、冷暖房器具、机、イス、テレビ等）、イベント用テント、除雪機、草刈機、遊具、広場の整備、基礎工事を伴わない東屋等。 乗用の除雪機及び草刈り機や乗用車等に取りつけるブローワー及び草刈り機、公民館の駐車場やトイレ整備などは対象外</p>	100万円以上 250万円以内
(2) コミュニティセンター助成事業	<p>・ 認可地縁団体が行う部落公民館の建設又は大規模修繕 例：建築主体工事、電気・機械設備工事、建物登記費用、設計監理料。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。</p>	総事業費の 5分の3以内 (上限2,000万円)
(3) 地域防災組織育成助成事業	<p>・ 自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備 例：無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等防災資材の購入、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫</p>	30万円以上 200万円以内

- 過去10年以内に「(3) 地域防災組織育成助成事業」を除く同種事業について補助を受けている団体は、対象となりません。
- 補助金の額は、10万円単位となっており、10万円未満は切り捨てとします。
- 国の助成制度等を受ける場合は、対象となりません。
- 事業は必ずしも採択されるものではなく、一般財団法人自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行いますので、予めご了承下さい。



3. 小型除雪機購入補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

冬期に住民の往来を確保するため、地域住民が自発的に行う町道等の除雪に使用する小型除雪機械の購入を支援します。

3. 内容、要件等

区分	品目	補助率	補助限度額
小型除雪機 購入補助金	小型除雪機の購入、農業用トラクターへの除雪用パーツの購入及び装着費（1自治会 1台/年度） ※農業用トラクターへの除雪用パーツ バケット、スノーブロウ等	3/4	100万円

※ただし、対象は、認可地縁団体である自治会に限ります。

4. 自治会集会施設整備費補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

公民館など集会施設（コミュニティ施設）の新築、改築、増築工事費用について、金融機関から借入れされた場合、経費の一部を補助金として交付して、負担軽減を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、土地の取得費は除きます。
 - (1) 集会施設の新築、改築、改修
 - (2) 集会施設の増築
 - (3) 集会施設の購入
- 補助金の額は、上記の事業を実施するため、自治会が金融機関から借り入れた額の5%になります。

5. 自治会集会施設LED化事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

白熱電球や蛍光灯からLED照明に移行していないコミュニティ施設に対し、白熱電球及び蛍光灯からLED照明へ移行する際にかかる工事費・備品購入費を一部支援することで、コミュニティ施設のLED化の促進を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、撤去工事費・廃棄処理工事費は除きます。
 - (1) 認可地縁団体が維持・管理を行っている集会施設の照明備品購入費
 - (2) 照明設備の設置・交換にかかわる工事費

交付金額 1自治会あたり上限10万円（補助率1/2）

※令和9年度までの補助事業となります。

6. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 DX・防災推進室 【電話】52-1700

2. 目的

自主防災組織等に対し、防災資機材の整備及び消防用可搬ポンプ修繕等に要する経費に対し補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ります。

3. 内容、要件等

1 自主防災組織防災資機材整備事業

自主防災組織が次表の品目購入に要する経費を交付対象とします。

区分	品目	補助率	補助限度額
消 火 用	消防用ホース、消火器その他消火用具及び付属品	1/2	50,000円
安全装備用	ヘルメット、防火衣その他安全装備用具		
救出救助用	ジャッキ、担架その他救出救助用具		
情報伝達用	メガホン、トランシーバーその他情報伝達用具		
活 動 用	腕章、活動服その他活動用具		

注) 自主防災組織防災資機材整備事業は、令和5年度から毎年度活用が可能です。

2 消防ポンプ修繕事業

自主防災組織や自治会が所有する消防用ポンプの修繕等に要する経費を補助対象とします。

区 分	補助率	補助限度額
消防用可搬ポンプの修繕、メンテナンス、部品交換等に要する経費	自主防災組織 2/3	自主防災組織 80,000円
	自主防災組織以外の団体 1/2	自主防災組織以外の団体 60,000円

7. わが町支え愛マップ推進事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 DX・防災推進室 【電話】 52-1700

琴浦町社会福祉協議会 【電話】 52-3600

2. 目的

支え愛マップづくりをとおり、災害時の避難において支援を必要とする者に対する支援体制の仕組みづくりなどの取り組みを支援することにより、地域での支え愛活動の充実を図ります。

※ 支え愛マップとは

災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、独居や高齢者世帯などの支援を必要とする者、その支援者の情報、避難所等を盛り込んだ地図です。

3. 内容、要件等

1 わが町支え愛活動支援事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップの作成（必須）
- ・支援を必要とする者の特性に応じた避難訓練の実施
- ・支援を必要とする者への平常時における見守り体制の構築
- ・避難支援に係る研修会・講習会の実施

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

5万円

2 わが町支え愛活動ステップアップ事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップづくりから明らかになった災害時の避難支援に係る課題について、解決に向けた取り組みを企画していくため、住民が主体となって開催する会議の設置及び運営（必須）
- ・災害時の避難支援に係る課題解決に向けた取り組み

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

10万円

8. 個別避難計画作成事業交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 DX・防災推進室 【電話】52-1700

2. 目的

避難行動において支援を必要とする方（避難行動要支援者）ごとに、避難場所や避難方法、避難支援者などを定めた個別避難計画作成することで、避難支援の仕組みづくりやその対応を円滑に進めるための体制整備を図るとともに、地域での支え愛活動の充実を図ります。

3. 内容、要件等

(1) 事業内容

地域、関係機関、町との話し合いにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を町と一緒に作成します。

(2) 交付金額

ア 1地区あたり5,000円 + イ 1計画あたり2,000円×計画作成数

※ アは1自治会につき1回限り、イは新規作成の計画のみが対象

9. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703

2. 目的

琴浦町内の各自治会に対して、資源ごみ等の分別回収推進のため、資源ごみの回収小屋等を設置、改修する際に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

3. 内容、要件等

- 町内自治会の資源ごみ等の回収用の小屋や付属設備等（以下「回収小屋等」）の新設、又は設置されている回収小屋等の改修事業を対象とします。購入費用、建設費用のほか、自前で修理した時の材料費も対象とします。ただし、回収小屋等の設置に係る土地の購入、賃借料等は対象外です。
- 町内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する業者（法人及び個人事業主）から購入したり、工事を依頼したりすることが要件です。
- 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を限度とします。

10. 資源ごみ回収報奨金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703

部落自治振興事業一覧

2. 目的

資源ごみの回収量を増やし、循環型社会形成を推進することを目的とします。

3. 内容、要件等

- 自治会や子ども会などで回収した再生資源ごみに対し、資源ごみ回収報奨金として紙1kgあたり5円、ビン1本あたり5円をお支払いします。※缶（金属類）は令和8年度より廃止
- 資源ごみ報奨金を申請するには、事前に町へ団体登録の申請をしていただく必要があります（初回のみ）。

11. 飼い主のいない猫対策補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703



2. 目的

飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊・去勢のための手術を受けさせる取組を支援し、野良猫の繁殖を抑え、生活環境の保全と動物愛護意識の高揚を図ります。

3. 内容、要件等

- 町内の野良猫に対し、県内で開業する動物病院で、不妊又は去勢のための手術を受けさせる町内在住者、自治会及び民間ボランティア団体（町外団体を含む）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。※町外の団体が申請する場合は、対象の猫が町内の猫であることを確認するため、自治会等の同意や証明が必要となります。
- 補助金の額は、野良猫1頭につき上限10,000円です。
- 手術を受けさせた場合は、手術を受けた証拠として猫の耳先のV字カットも受けさせてください。

4. 申請の流れ

- ① 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を受けさせます。
 - ※ 周辺住民への聞きとり等も行い、確実に飼い主がいないことを確認してください。
 - ※ 耳先のV字カットも忘れずに行ってください。
- ② 補助金を申請します。
- ③ 町が申請書の審査を行い、問題なければ交付決定書と請求書を送付しますので、後日請求書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

12. 海岸漂着物処理業務委託事業

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703

2. 目的

海岸漂着物の撤去、海岸美化の取組を支援し、沿岸環境・景観の保全などを図ります。



3. 内容、要件等

- 年数回の海岸清掃を実施していただける町内の自治会やボランティア団体と委託契約を締結し、実施距離・回収量・回数に応じ、予算の範囲内で委託料をお支払いします。

13. 竹粉碎機無料レンタル制度

1. 担当、問合せ先

農林水産課 農林水産振興係
【電話】 55-7802

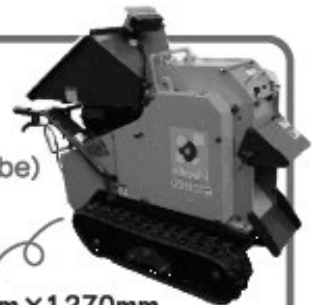
2. 内容等

北栄町と共同利用する竹粉碎機を自治会に無償で貸し出します。
貸し出しは無料ですが、機械の運搬、燃料費、傷害保険等の費用は使用者負担です。

機械について



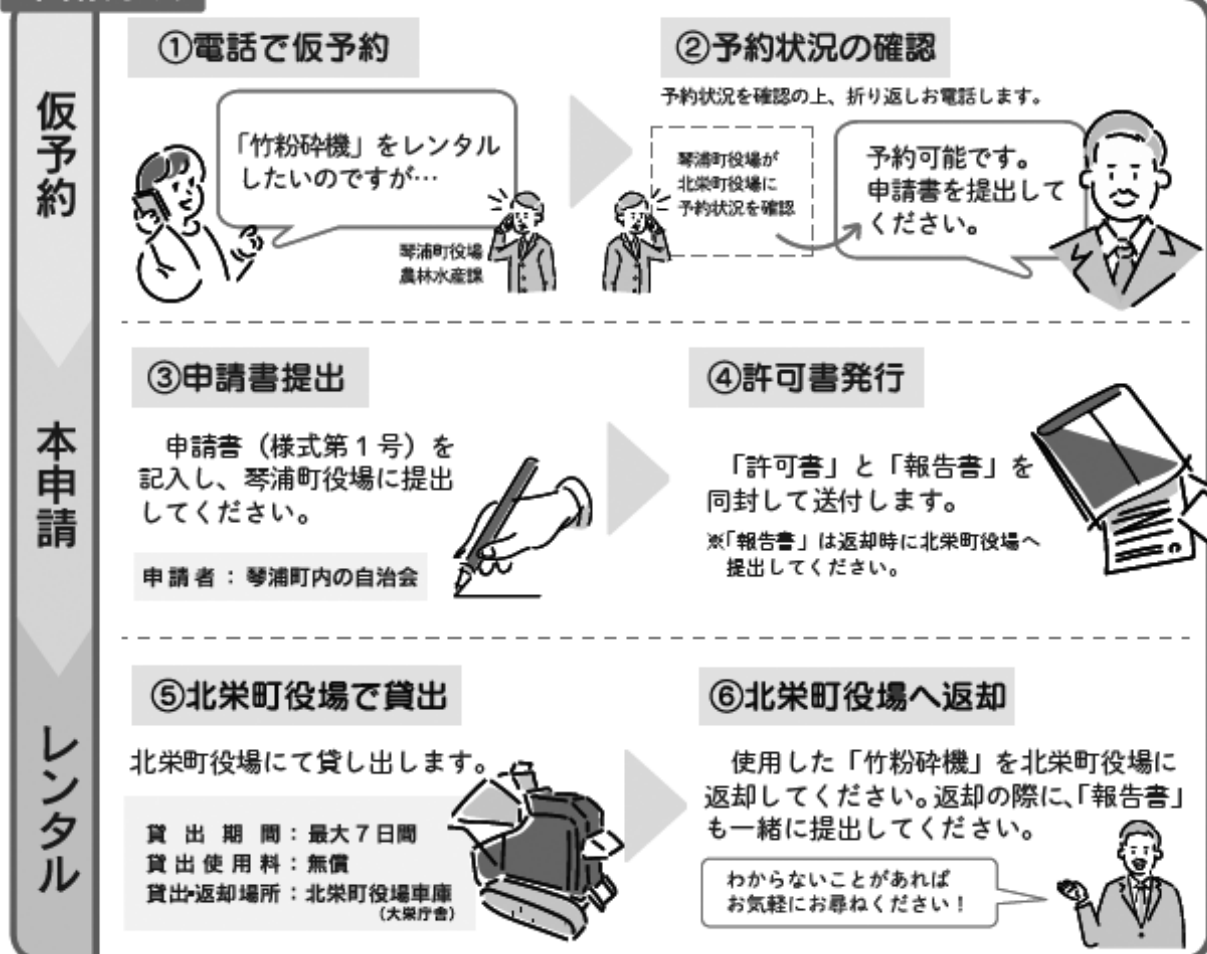
◀機械の動作の様子
(北栄町公式 YouTube)



竹粉碎機：GS122GB
最大処理径：12.5cm
機械サイズ：1,620mm×730mm×1,270mm
重量：345kg (軽トラックに積載可能)

3. 申請の流れ

申請方法



14. 土木施設愛護ボランティア制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

土木施設の愛護団体に対し支援を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、施設の維持保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 町が管理する道路・公園・河川（以下「土木施設」といいます。）において、地域の皆様が自主的に土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」といいます。）を結成し、清掃・除草・植栽管理などの愛護活動を実施される場合に、交付金を交付し支援する制度です。
- 制度の対象となる愛護団体の活動内容は次のとおりです。
 - (1) 町道およびその道路側溝の清掃、除草等。ただし、集落内のものは除く。
 - (2) 町が管理する公園、その他施設の整地、清掃、除草等。
 - (3) その他土木施設愛護の思想普及のために必要な活動。
- 交付金の額は以下のとおりです。
 - (1) 150円/人・時間
 - (2) 草刈機を使用の場合は150円/台・時間
 - (3) 1団体あたり5万円を交付の上限とします。



15. 街路灯新設事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

自治会が街路灯を新設する場合に補助金を交付し、地域の交通安全と防犯対策の推進を図ります。

3. 内容、要件等

- 集落内の町道等に、自治会で街路灯を新設する場合に補助を行います。ただし、灯具の修繕や移設については対象外です。また、自治公民館等、自治会が管理する施設のための外灯も対象外です。
- 交付額は1基あたり設置事業費（消費税込み）の1/3の額とします。ただし、補助金の1基あたりの上限は1万円です。

設置後の維持管理（電気代除く）は申請者負担とします。

16. 町道支障木伐採支援事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

山林等から町道にせり出し、通行に支障となる樹木〔支障木〕を伐採することで、強風や積雪による倒木を未然に防ぎ、安全な道路環境の保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 山林等から町道にせり出す支障木を、自治会及び個人が業者委託により伐採する場合に補助金を交付します。
※農地からせり出すサング樹等の枝打ちも申請の対象にできます。
- 部落有地の支障木を伐採する場合や、複数の土地所有者の土地を合わせ、一体的に大規模な区間の支障木を伐採する等の場合、自治会で申請していただくことも可能です。
※土地所有者への伐採の了解は、自治会で取っていただきますようお願いいたします。
- 補助の対象となる費用
 - ・業者に伐採や枝打ちを依頼した場合の委託料
※チェーンソー等で自力で伐採された場合は、燃料費等を原材料等支給制度で助成できます。
- 補助金の額は以下のとおりです。
 - ・自治会：補助率 2/3 補助金の上限20万円
 - ・個人：補助率 1/2 補助金の上限 5万円
- 町職員との事前の現地立会が必須です。

17. 原材料等支給制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

里道や生活排水路（赤線・青線）の維持管理について、その原材料等を支給することで持続的な維持管理を支援し、住環境の整備を推進します。

3. 内容、要件等

- 町道、認定外道路及び生活排水施設等を自治会等の労務負担により施行する場合、工事に使用する原材料・機械借上料を助成します。
- 原材料等の支給限度額は以下のとおりです。
 - ・原材料：1箇所あたり年間20万円
 - ・機械借上料：1箇所あたり年間10万円

部落自治振興事業一覧

○ 主な支給原材料や支給率は、下表のとおりです。

1 支給対象施設	2 支給原材料等	3 支給率
<ul style="list-style-type: none"> ・町道 ・認定外道路 ・生活排水路 ・町道側溝 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生コンクリート、アスファルト (2) 砕石（運搬を含む。） (3) 水路用二次製品 (4) 水路用二次製品布設に伴う付属品 （ヒューム管・柵・蓋などの二次製品） (5) 除草剤 (6) 作業に必要な機械の借上料 (7) その他町長が必要と認めるもの 	支給原材料費等の 100/100
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の作業に係る労務費は、支給の対象に含みません。 ・業者へ委託を行うオペレーターなどの特殊な作業員賃金については、借上料に含めることができます。 ・業者へ委託を行う際の、諸経費及び関係者で対応できる内容の作業に必要な人件費は含みません。 		

資料編

ページ

Q 1	2026年度（令和8年度）の町の予算はどうなっていますか？	102
Q 2	2026年度（令和8年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？	102
Q 3	町の収入の32.2%を占める「地方交付税」とは何ですか？	104
Q 4	町の借金はどれくらいありますか？	104
Q 5	町の財産（資産）はどれくらいありますか？	105
Q 6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？	106
Q 7	町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べると どうですか？	106
Q 8	町の財政は健全ですか？	107
Q 9	町の人口はこれからどうなりますか？	108
Q 10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？	109

Q1 2026年度（令和8年度）の町の予算はどうなっていますか？

■全会計予算額 223億6,751万円 〔前年度に比べて18億8,660万円（9.2%）の増額〕

町の予算には、「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」があります。サービスや事業の内容に応じて、収入と支出を区分して管理しています。

○一般会計とは……

町民のための教育や福祉、道路などの基本的な住民サービスを行う会計です。

○特別会計とは……

特定の収入で特定のサービスや事業を行うための会計で、一般会計とは、別に収入と支出を管理しています。

○公営企業会計とは……

公営企業法に基づく事業について、民間企業と同様の会計で住民サービスを行う会計です。

会計名	令和8年度予算額	前年度との比較増減	増減率
一般会計	148億5,300万円	+16億8,900万円	+12.8%
特別会計			
介護保険	22億8,839万円	+3,558万円	+1.6%
国民健康保険	18億6,332万円	+2,871万円	+1.6%
後期高齢者医療	3億7,005万円	+5,222万円	+16.4%
船上山発電所管理	2,646万円	△22万円	△0.8%
公営企業会計			
水道事業	9億8,610万円	△1億4,417万円	△12.8%
下水道事業	19億8,019万円	+2億2,548万円	+12.8%

●公営企業会計については、収益的支出と資本的支出の総額を予算額としています。

※1万円未満で四捨五入による端数処理をしている関係で、増減率が一致しないものがあります。

Q2 2026年度（令和8年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？

一般会計予算 148億5,300万円〔前年度に比べて16億8,900万円（12.8%）の増額〕

一般会計の歳出（支出）

民生費が最も多く、総務費、商工費、公債費（借金の返済）と続きます。

民生費…障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護などの事業に要する費用です。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の会計への支出も含まれます。

総務費…人事、企画、財政、財産管理、戸籍、選挙、統計、交通安全、物価高騰対策などの事業に要する費用です。

商工費…商工業振興、観光振興などに要する費用です。

公債費…昨年度までに借入を行った借金の返済に要する費用です。

土木費…道路、河川、住宅、公園などの整備や管理に要する経費です。

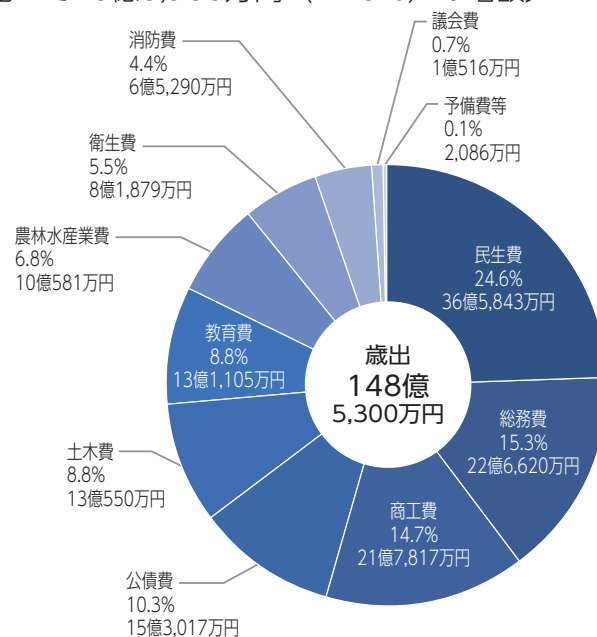
教育費…学校教育、生涯学習、図書館運営、文化財保護、スポーツ振興などの事業に要する費用です。

農林水産業費…農業・林業・水産業の振興に要する費用です。

衛生費…母子保健、健康づくり、ごみ処理、水道事業への支出などに要する費用です。

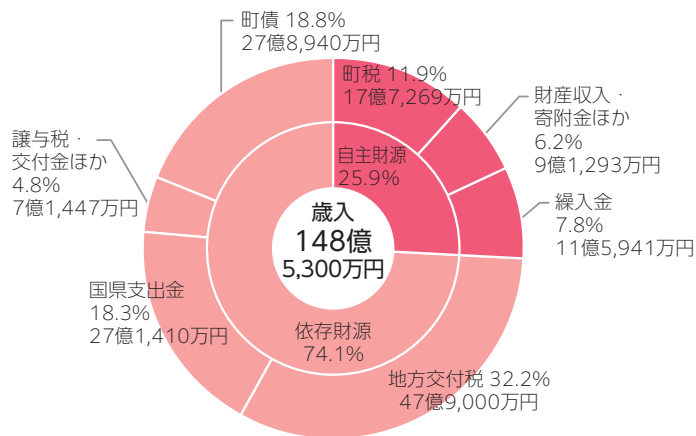
消防費…広域で運営する消防署や町の防災に要する費用です。

議会費…議会の運営に要する費用です。



一般会計の歳入（収入）

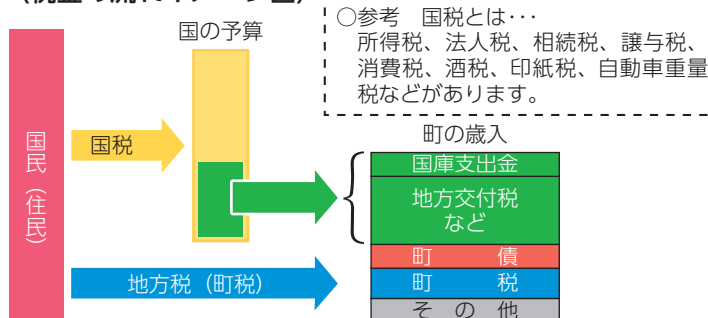
収入のうち、町税は、全体の11.9%を占めますが、住民サービスを行うためには、収入が不足します。国は、国民がどこに住んでいても一定のサービスが受けられるよう、その財源が不足する自治体に地方交付税を交付しています。琴浦町では、32.2%を占める重要な収入となっています。



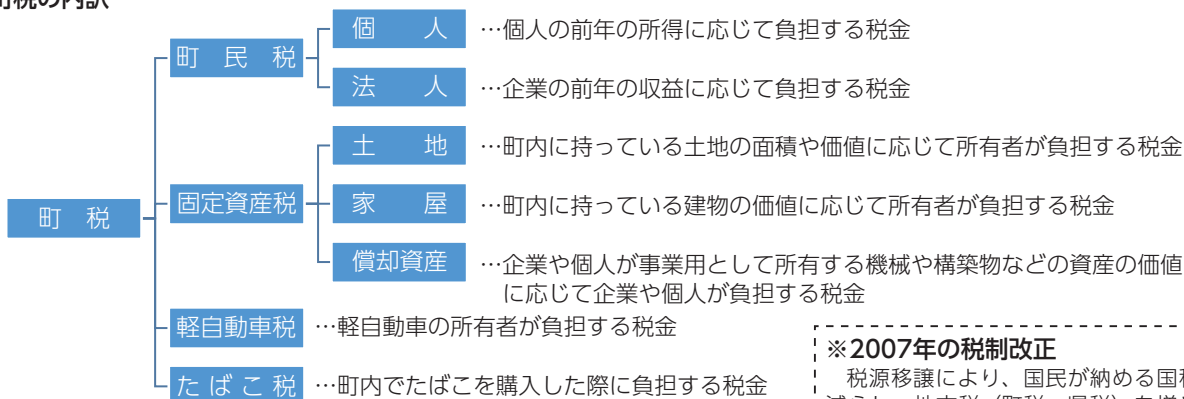
税金の流れ

国民は、住んでいる町に直接支払う税金（町税）のほか、国に対しても所得税や消費税などの税金（国税）を負担しています。国税は、年金や医療など国民の社会保障などの費用に使用されるほか、自治体（町）に対して、住民サービスなどを行うための費用を補助金（支出金）や地方交付税などとして町に交付します。

税金の流れイメージ図



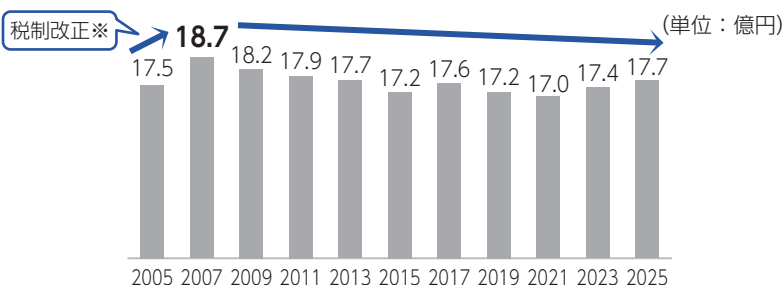
町税の内訳



町税の推移

町税は減少傾向です

・働き世代人口の減少（納税者の減） ・地価の下落（固定資産税の減）



Q. 町の収入は減っていただけですか？

人口減少に伴い、町税は減少傾向にあります。2008年以降「ふるさと納税」という制度ができました。これにより、町外にお住まいの方でも、生まれた故郷や応援したい町に納税（寄附）することができるようになりました。琴浦町でも制度を活用して、収入の確保に取り組んでいます。（2025年度のふるさと納税による寄附額は、約2.7億円でした。）

※2007年の税制改正

税源移譲により、国民が納める国税を減らし、地方税（町税・県税）を増やすことで、国から地方へ税源が移る。

町はなぜ借金をするの？

建物を建てたり、道路を作るときには国の補助金などを活用しますが、補助は半分程度なので、残りは町が負担しなくてはなりません。

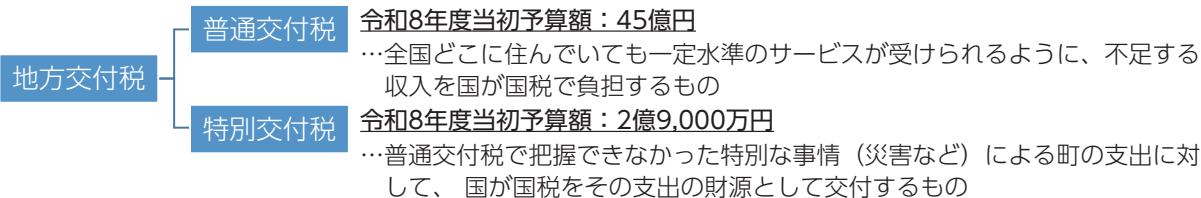
その年の税金を建設費に使ってしまうと、ほかの住民サービスのためのお金が足りなくなるため、借金をしてその建設費の支払いに使います。

建物や道路は、建設後、数十年先の住民も利用することから、建設する年の住民だけでなく、将来の住民に借金の返済という形で負担していただくことで、世代間の負担の公平性を保つ意味でも必要な仕組みです。

借金（町債）の目的によっては、毎年度、その返済費用の一部を国が地方交付税により負担するものもあります。

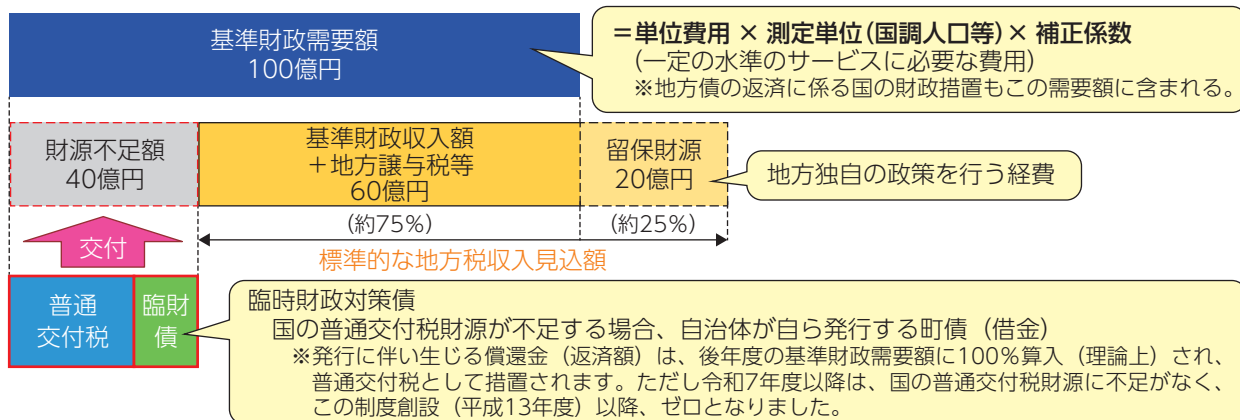
Q3 町の収入の32.2%を占める「地方交付税」とは何ですか？

- 地方交付税は、2026年度（令和8年度）の歳入として47億9,000万円を見込み、町の歳入の32.2%を占める重要なものとなっています。
- 地方交付税は、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが受けられるように、国税として国が代わって徴収し、人口など一定の合理的な基準により、国が「地方交付税」として再配分するものです。

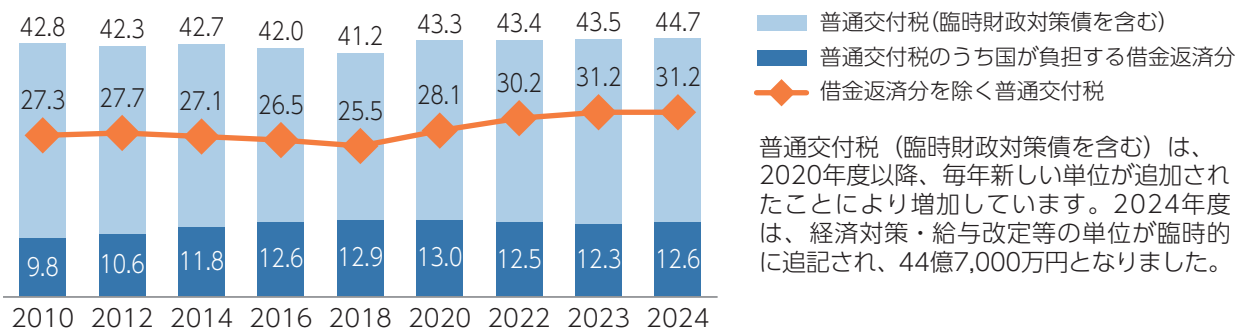


※地方交付税は、国税の所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額が財源となっています。

●普通交付税の配分方法（イメージ図） ※一定水準のサービスに100億円必要な町の例



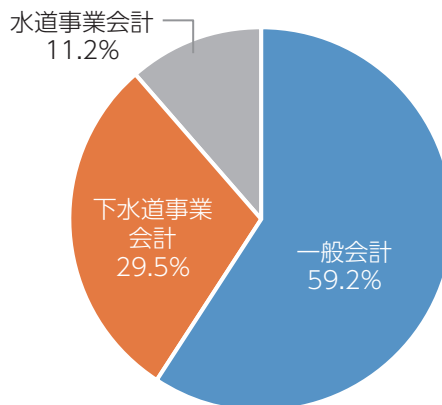
●普通交付税（臨時財政対策債を含む）の推移 (単位：億円)



Q4 町の借金はどれくらいありますか？

2026年度末（令和8年度末）の借金（町債）残高は、全会計で210億6,255万円となる見込です。
町民1人あたりに換算すると、141万円/人になる見込みです。

会計	借金残高
一般会計	124億7,675万円
下水道事業会計	62億2,290万円
水道事業会計	23億6,290万円
合計	210億6,255万円

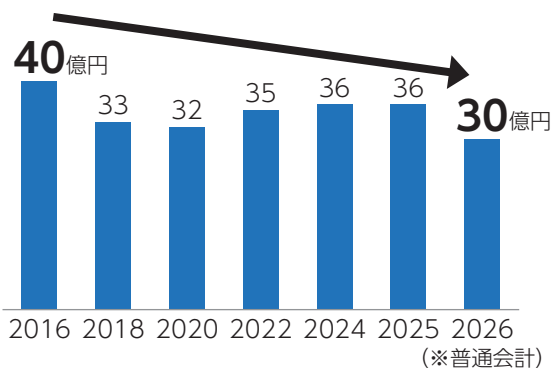


Q6 町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？

- 近年の大規模な災害の復旧や物価高騰対策に積極的に取組んだことにより、貯金は減少しています。
- 今後は、老朽化した公共施設の更新などにより新たな借金（町債）が増加していく見込みです。

貯金残高の推移

貯金残高は、減少傾向です。

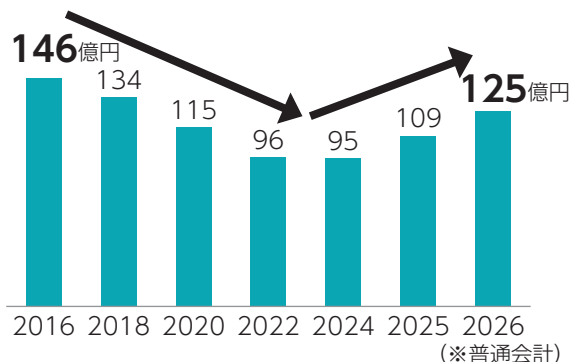


Q. 貯金はどこに預けているの？

貯金の多くは、必要なときに使えるように主に銀行に預けています。そのほか、貯金の一部を安全な国債（国の借金）などの形で保管することで銀行に預けるよりも利息を多く受け取る取組みも行っていきます。

借金残高の推移

借金残高は近年減少してきましたが、今後は増加傾向です。

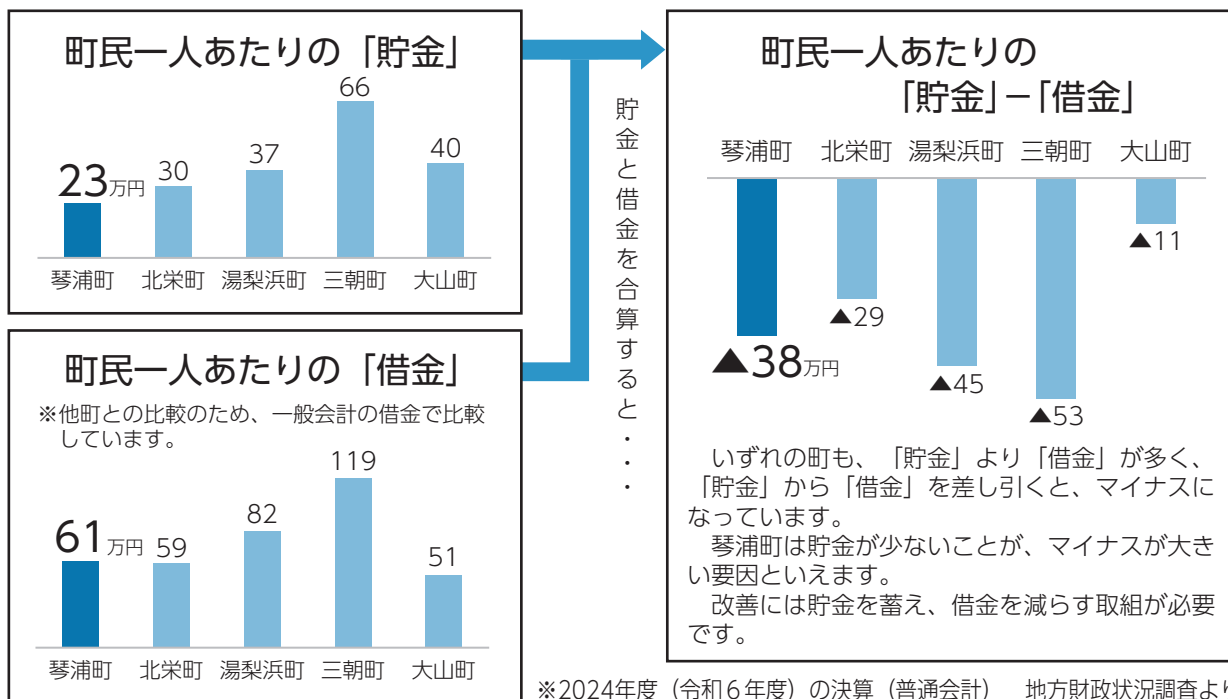


Q. 借金を減らす方法は？

近年は、新たなお金の借入れをこれまでの借金の返済額未満とすることで、借金残高を減らしてきました。また、返済期限を早めて、借金を返済する取組みも行ってきました。

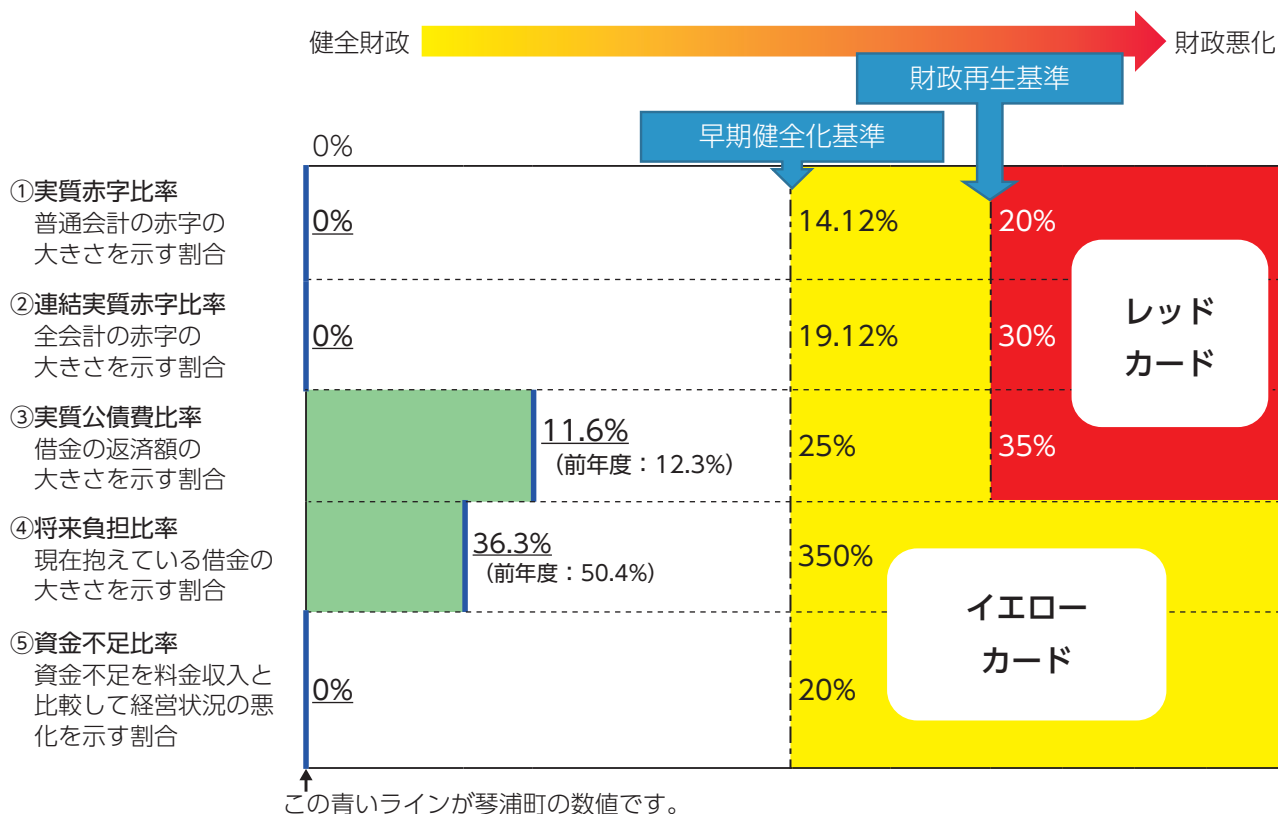
Q7 町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？

- 近隣の町村の1人あたりの「貯金」と「借金」を比較すると
 - ・「貯金」は、他の町に比べて少ない状況です。
 - ・「借金」は、北栄町と大山町より高い残高です。
- 今後は、貯金をためつつ、借金を前倒して返済し、将来の世代の負担を軽減する取組が必要です。



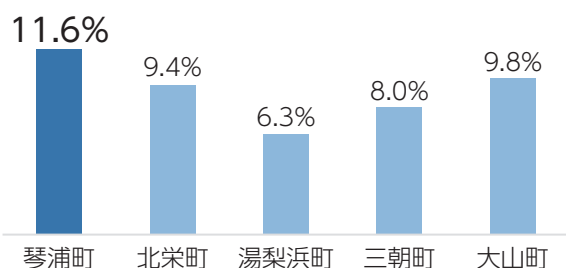
Q 8 町の財政は健全ですか？

自治体の財政破綻を未然に防ぐために、国では、平成19年に地方公共団体財政健全化法を定めました。この法律では、自治体の財政の状況が健全かどうかを判断するために、全国で統一した5つの指標が決められています。この財政指標では、「早期健全化基準（イエローカード）」と「財政再生基準（レッドカード）」が定められています。令和6年度決算について琴浦町はすべての指標で、「早期健全化基準」を下回り、財政状況は健全な状態にあります。



○近隣の町との比較

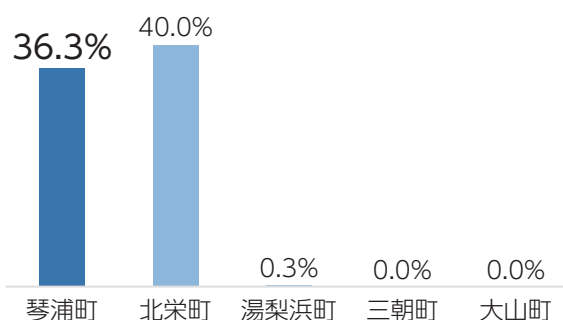
実質公債費比率



実質公債費比率は、他町よりも高いことから、毎年の借金返済額が町の収入に対して高いことが分かります。

実質公債費比率が低いほど、収入に対する借金返済額が小さくなるため、きめ細かなサービスの展開が可能となります。

将来負担比率



将来負担比率は、他町よりも高いことから、将来負担しなくてはいけない借金が多いことが分かります。

将来負担比率が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性の度合いが高いといえます。

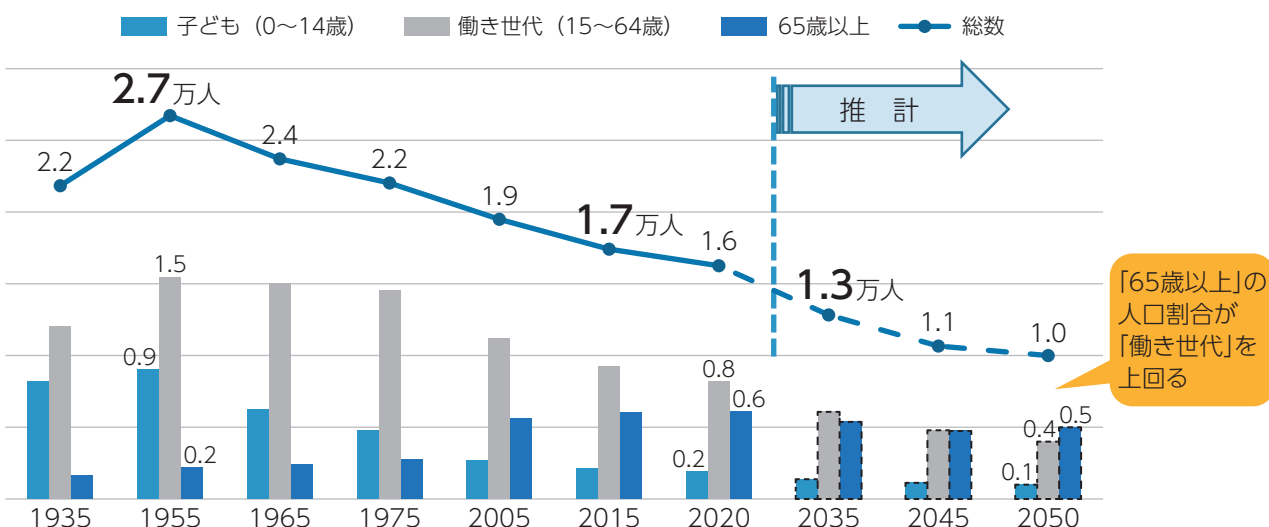
この2つの指標は、新しい借金をできるだけしないで、借りている借金を繰上げて返済するとともに、収入を確保し貯金することで改善されます。また、返済するときに国が返済額の一部を負担してくれる有利な借金を活用するなど、貯金と返済のバランスを取りながら、必要な事業をしっかりと行う必要があります。

Q9 町の人口はこれからどうなりますか？

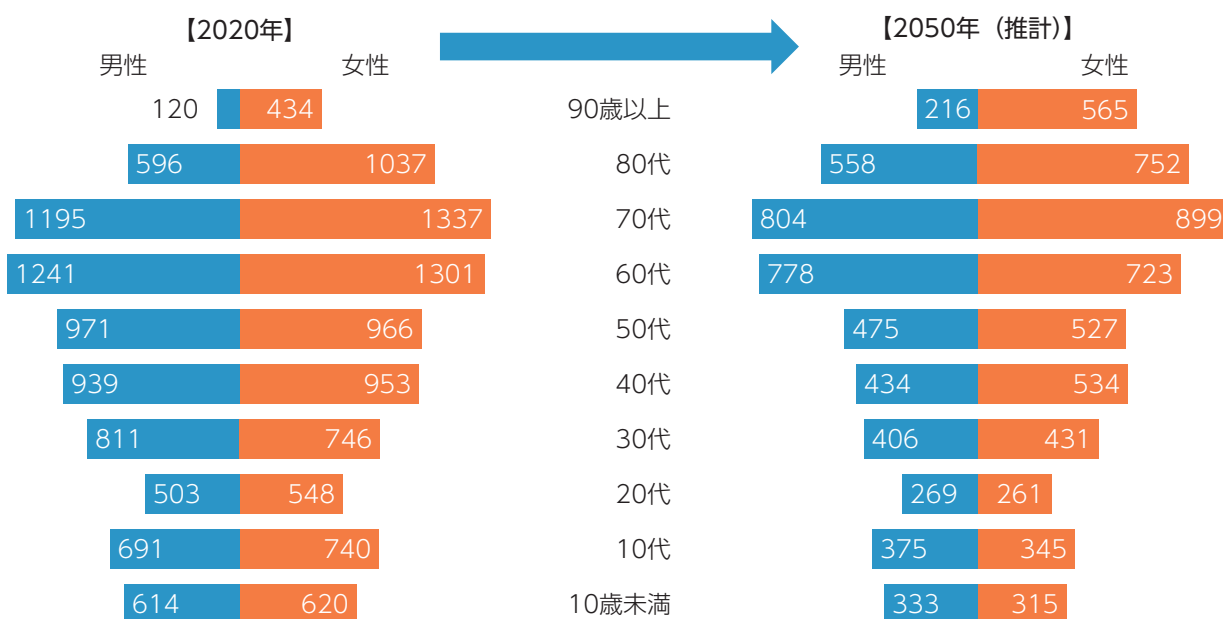
- 人口の「総数」は減少してきており、今後も減少する見込みです。
- 特に「子ども」、「働き世代」の人口は減少し、今後も減少する見込みです。
- 2045年には「働き世代」と「65歳以上」の人口はほぼ同数になります（高齢者割合が増えます）。

人口が減少し、高齢化が進むと…

- 民間企業・病院・介護施設・役場などの働き手が不足し、地域のリーダー、担い手も不足します。
- 人口、働き世代の人口に比例して、住民サービスを行うために必要な税金・地方交付税が減少します。
- 65歳以上の人口の割合の増加に伴い、歳出全体に占める医療・介護などの割合は増えます。



琴浦町人口ピラミッド



人口ピラミッドからも高齢化が進み若年層（グラフの下側）の人口が少なくなることが分かります。

※全国の自治体の人口推計を行う国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しています。

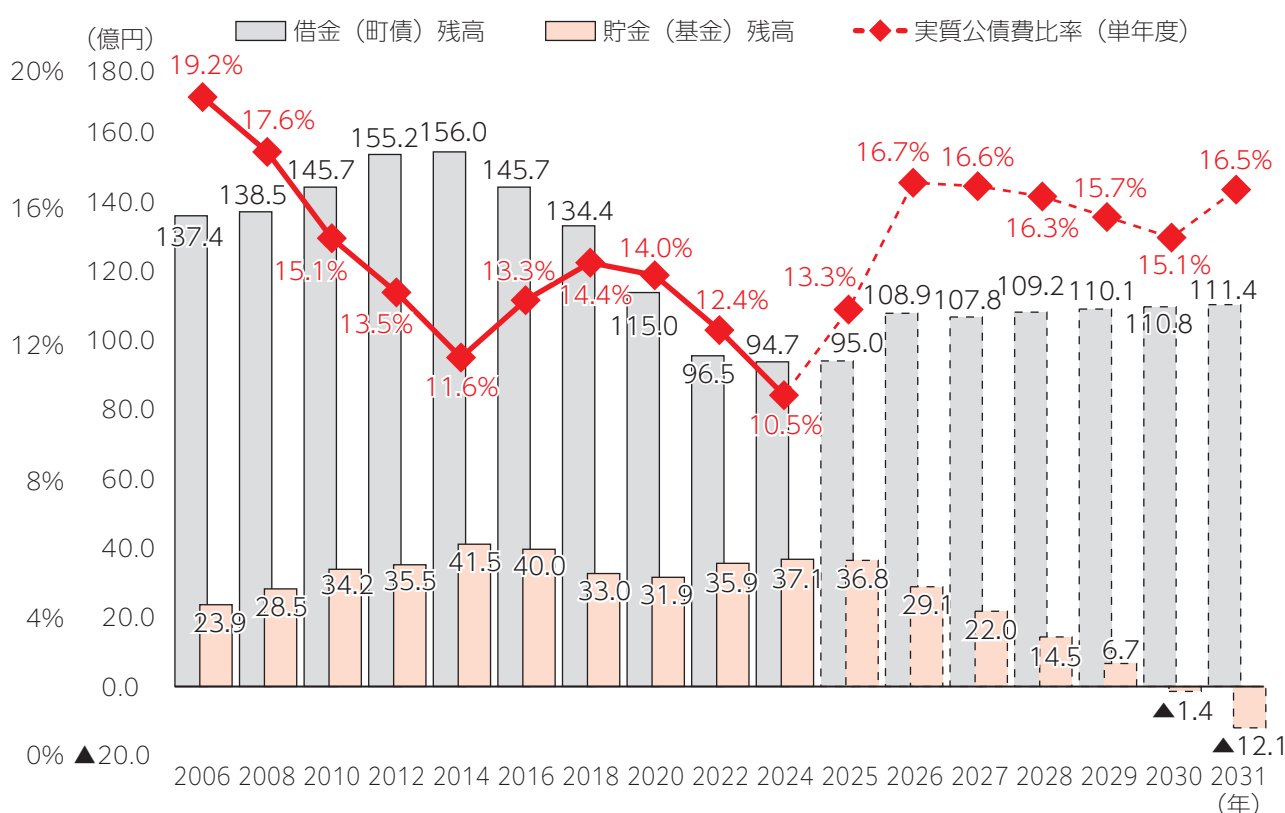
Q10 今後の財政収支の見込みはどうなりますか？

2026年度（令和8年度）の当初予算及び今後見込まれる事業などのほか、後年度の収入と支出の見込により試算した結果、借金、貯金、実質公債費比率（単年度）は、下記のグラフのとおりとなりました。

【試算のポイント】

- 収入として、町税については、賃金の上昇等により1人あたりの個人町民税の増加が見込まれますが、生産年齢人口の減少や地価の下落による減少の影響を受けるため毎年1%減を見込んでいます。
- 支出として、教育や産業、公共事業（道路等）などは、これまでと同じ事業費を見込むほか、物品の購入など消費的な支出、福祉及び職員人件費は2%程度の増加を見込んでいます。
- 老朽化した公共施設（東伯総合公園、地区公民館など）の更新や、必要な取組みを行うために新たな借金（町債）の発行を見込んでいます。

貯金（基金）残高は減少傾向にあります。いつ起きるか分からない災害に備えて貯金（基金）を積み立てることが必要です。より一層の収入の確保と各種事業の効果検証による事業の見直しや事業の効率化を図ります。



○借金残高（町債残高）

新たな借金（町債）発行を元金の返済額未満としてきたことに加え、2018年度から2023年度の間7.9億円を繰り上げて返済したことから、借金残高（町債残高）は減少してきました。2025年度以降、老朽化した公共施設の更新のため、新たな借金（町債）の発行が各年度の元金の返済額を上回るため、借金（町債）は増加する見込みです。

○貯金残高（基金残高）

支出に対して同じ年の収入が不足することにより、貯金（基金）が減少します。2027年度以降も2026年度当初予算と同様の収入・支出による予算編成を続ければ、2030年度には貯金（基金）が底つき、以降の予算を編成することが難しくなります。

今後は、これまで以上に「アレもコレも」から、「アレかコレか」という「選択と集中」を行い、さらに成果や効果を高める取組みを進める必要があります。

○実質公債費比率 ※詳しくは107ページをご覧ください

健全化判断比率のうち最も留意すべき指標である実質公債費比率（単年度）は、2026年度に16.7%となりピークを迎える見込みです。今後の借金（町債）の発行にあっては、引き続き、後年度の返済が実質公債費比率に及ぼす影響を考慮した借り入れを行うことが重要です。

※実質公債費比率（3カ年平均）が18.0%以上の場合、借金（町債）を発行する際に県の許可が必要となります。また、25%以上の場合、「早期健全化団体」と認定され、借金（町債）の発行が制限されます。

役場への問合せ先一覧表

○令和8年度 役場の組織名称の変更

新しい名称	内 容
企画政策課 人口戦略推進室	少子化傾向の継続を受け、より具体的な人口減少対策を各課横断体制の推進を図るため「企画政策課移住定住推進室」を「企画政策課人口戦略推進室」に名称変更しました。
企画政策課 未来創造担当	企業誘致や公共施設活用などにより、にぎわいのあるまちづくりの推進を図るため「企画政策課の未来創造担当」を新設します。
総務課 DX・防災推進室	DX及び防災危機管理の推進を図り、より効率・効果的に住民生活の利便性向上と安全に寄与するため、「総務課防災危機管理室」と「総務課DX推進室」を統合し「総務課DX・防災推進室」に名称変更しました。

役場の組織

本庁舎 代表（電話：52-2111 FAX：49-0000）

課名	電話	FAX	係	業務	
1階	総務課	52-1700	49-0000	行政総務室 財務管理室 施設管理室 DX・防災推進室	職員人事・給与・福利厚生、例規、文書管理、選挙、財政、財産区、自治会、地縁団体、入札、DX推進、公共施設総合管理、危機管理、消防・防災、交通安全
	町民生活課	52-1704 52-1703	49-0000	総合窓口係 ゼロカーボン推進室	戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード交付・更新、年金、ゼロカーボン推進、環境対策、斎場管理
	企画政策課	52-1708	49-0000	SDGs推進室 人口戦略推進室 未来創造担当	総合計画、過疎計画、地方創生、地域交通、人口減対策、まちづくり、広報・公聴、CATV、男女共同参画、国際交流、移住定住、SDGs推進
	税務課	52-1702 52-1712 52-1701	49-0000	課税係 徴収係 評価・地籍調査係	固定資産税、町県民税、軽自動車税、固定資産評価、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、地籍調査、住宅新築資金等債務整理
	福祉あんしん課	52-1706 52-1715	52-1524	障がい福祉係 生活支援係	生活保護、母子自立支援、民生児童委員、障がい者相談支援、児童扶養手当
	すこやか健康課	52-1705 52-1707 52-1525 52-1716	52-1524	健康推進係 保険係 地域包括支援センター 高齢福祉係	健康推進、保健指導、各種検診、予防接種（成人）、国民健康保険、後期高齢者医療保険、特別医療、介護予防支援、高齢者福祉、介護保険
	出納室	52-1711	49-0000	出納係	現金出納、物品出納
2階	議会事務局 監査委員事務局	52-1710	52-1718	庶務・議事係 監査係	議事、議会庶務 監査
保健センター	子育て応援課	52-1709 27-1333	49-0000	こども未来係 こども家庭センターすくすく	母子保健、こども園・保育園、児童福祉、放課後児童クラブ、児童手当、児童虐待・DV防止、予防接種（子ども）、ファミリーサポートセンター
厚生棟	商工観光課	52-1713	52-1714	商工担当 観光担当	商工業振興、企業誘致、観光振興、道の駅、雇用対策、統計

役場の組織

分庁舎 代表（電話：55-0111 FAX：55-7558）

	課名	電話	FAX	係	業務
1階	図書館赤碕分館	55-7547	55-7534		図書等資料の貸出、閲覧
	建設住宅課	55-7804 55-7805	55-7558	地域整備室 住宅係	土木一般、道路・河川の整備・維持管理、都市計画、公営住宅、空き家対策
	上下水道課	55-0111 55-7806 55-7807	55-7558	分庁総合窓口係 上水道係 下水道係	上下水道管理、総合窓口業務、分庁舎管理
2階	農林水産課	55-7802 55-7803	55-7558	農林水産振興係 農村整備係	農業・林業・水産業・畜産の振興、担い手育成、土地改良
	農業委員会事務局	55-7809	55-7558	農政係 農地係	農地の売買・貸借・転用、農家台帳、農業者年金

生涯学習センター 代表（電話：52-1111 FAX：52-1122）

	課名	電話	FAX	係	業務
2階	図書館	52-1115	52-1155		図書等資料の貸出、閲覧
3階	教育総務課	52-1160	52-1122	総務係 指導係	教育行政企画、教育委員会、就学援助、学校施設、教科指導
	社会教育課	52-1161	52-1122	生涯学習センター管理室 生涯学習係 学芸文化係	生涯学習、公民館、社会教育施設、青少年健全育成、文化財、芸術文化
		52-2047	52-2037	社会体育係	スポーツ振興、社会体育施設
	人権・同和教育課	52-1162	52-1122	人権教育推進係	人権教育・啓発、人権相談、人権対策、文化センター管理

その他の施設

施設名	電話	FAX	施設名	電話	FAX
琴浦学校給食センター	52-2729	53-1712	一向平管理棟	57-2100	—
八橋地区公民館	52-2564	52-2564	琴浦斎場	58-2566	58-2566
浦安地区公民館	52-2796	52-2796	東伯総合公園	52-2047	52-2037
下郷地区公民館	53-1886	53-1886	赤碕総合運動公園	55-7570	55-7570
上郷地区公民館	52-3066	52-3066	八橋小学校	52-2950	53-2657
古布庄地区公民館	57-2004	57-2004	浦安小学校	52-2404	53-2261
赤碕地区公民館	55-2149	55-2149	聖郷小学校	52-3016	49-5020
成美地区公民館	55-2316	55-2316	赤碕小学校	55-0506	55-0508
安田地区公民館	55-1848	55-1848	船上小学校	55-0601	55-0799
以西地区公民館	55-7550	55-7550	東伯中学校	52-2326	52-2999
やばせこども園	53-0909	53-0909	赤碕中学校	55-0002	55-2202
しらとりこども園	52-6066	52-6066	東伯文化センター	52-2773	52-2773
こがねこども園	52-3715	52-3715	赤碕文化センター	55-0741	55-0741
ことうらこども園	55-0710	55-0710			
ふなのえこども園	55-1972	55-1972			



惑星コトウラ



発行 鳥取県琴浦町

住所 689 - 2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

TEL 0858 - 52 - 2111

FAX 0858 - 49 - 0000

ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp>

編集 琴浦町総務課 財務監理室

